



2030

赤穂市総合計画



ごあいさつ

私たちの赤穂市は、母なる清流千種川、風光明媚な瀬戸内海をはじめ美しく豊かな自然と共生しながら、産業と歴史・文化が調和した塩づくりのまちとして発展してきました。

忠臣蔵のふるさとである本市は、2018年（平成30年）日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落」への追加認定に加え、2019年（令和元年）日本遺産『『日本第一』の塩を産したまち 播州赤穂』に認定され、二つの日本遺産を有するまちとなりました。



本市には、二つの日本遺産、国史跡に指定された赤穂城跡などをはじめ先人の創意工夫とたゆみない努力により築きあげられてきた地域資源が豊富にあり、それらを保護・活用していくとともに、新たな価値と魅力を創造しながら、市民の皆さまと地域の一体的な発展を遂げていきたいと考えています。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が急速に進行するなか経済の縮小や地域活力の低下、また、新たな感染症や頻発化・激甚化する自然災害など、市民生活に直結する多様な課題に直面しております。

そのため、誰もが安心して暮らすことのできる活力のあるまちづくりに関する事業を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

このような状況の中で、「人口減少抑制」、「地域共生社会構築」、「地域活性化」の視点のもと、これまで推進してきた取組の検証と時代や社会の潮流に沿った形での検討を行い、市民の皆さまとともに将来像である「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」の実現を目指す「2030赤穂市総合計画」を策定しました。

本計画では、初めて人口が減少することを見据えた計画となっております。このため、人口減少の抑制に的確に対応し、人口減少社会にあっても、心豊かで安全安心な地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、新たに「人」を大きな柱に位置づけ、「安心」、「快適」、「元気」、「人」を4本柱として、将来像の実現に向けさまざまな施策を推進してまいります。これは、これまでの赤穂市を担い続け、さらに次代を担っていくのは「人」であり、全ての基本は「人」であることを意味しています。

そのため、一人でも多くの笑顔あふれる「人」づくりに取り組むことで、誰一人取り残さない社会の実現に全力を注いでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、市民の皆さまをはじめ多くの方々から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市民憲章

わたくしたちの赤穂市は、播磨灘と千種川の清流にはぐくまれ、古い歴史と伝統をもつ、義士発祥のまちです。

このまちを愛するわたくしたちは、誇りと責任をもち、自然と調和のある豊かで希望にみちたふるさとづくりをめざし、ここに市民憲章を定めます。

- 1 自然と歴史を大切にし、美しいまちをきずきます。
- 1 教養を高め、文化の向上につとめます。
- 1 健康で働き、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに助けあい、愛の輪をひろげます。
- 1 きまりを守り、秩序ある生活をおくります。



市章

「赤穂の赤」を図案化し、
光芒は塩の結晶と躍進を
あらわしたものです。



市の花
ツツジ



市の木
サクラ

目次

序論

| | |
|--------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 3 |
| 1 策定の趣旨 | 3 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の構成 | 3 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 5 関連個別計画との関係 | 4 |
| 第2章 計画の背景 | 5 |
| 1 社会の潮流 | 5 |
| 2 本市の地域特性 | 8 |
| 3 市民等の意向 | 11 |

基本構想

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 2030赤穂市ビジョン | 19 |
| 1 2030年（令和12年）に向けた赤穂市の将来像 | 19 |
| 2 将来人口の長期的見通しと目標 | 21 |
| 3 土地利用の方向性 | 22 |
| 第2章 将来像実現に向けた4つの柱 | 27 |
| 第3章 総合計画を推進していくために | 29 |
| 総合計画体系図 | 30 |

基本計画

| | |
|----------|----|
| 各施策の紙面構成 | 34 |
|----------|----|

第1章 安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

政策（1）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

| | |
|-----------------------------|----|
| ①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める | 38 |
| ②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える | 40 |
| ③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する | 42 |
| ④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる | 44 |
| ⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する | 46 |

| | |
|--|----|
| 政策（２）健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実 | |
| ⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する | 48 |
| ⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる | 50 |
| 政策（３）安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備 | |
| ⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる | 52 |
| ⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる | 54 |
| ⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する | 56 |
| 第２章 快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり | |
| 政策（４）快適で魅力ある都市空間の形成 | |
| ⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する | 60 |
| ⑫利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する | 62 |
| ⑬水とみどり豊かな都市をつくる | 64 |
| 政策（５）自然環境の保全と住環境の充実 | |
| ⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する | 66 |
| ⑮快適で潤いのある住環境をつくる | 68 |
| 第３章 元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり | |
| 政策（６）活力とにぎわいのある地域産業の振興 | |
| ⑯活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する | 72 |
| ⑰地域産業を振興し就労環境を充実する | 74 |
| ⑱魅力と集客力のある観光を振興する | 76 |
| 政策（７）さまざまな人・地域との活気ある交流の促進 | |
| ⑲特色ある地域間交流を推進する | 78 |
| ⑳住み続けたい赤穂市の魅力で移住・定住を促進する | 80 |
| 第４章 人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | |
| 政策（８）次代を担う人材を育てる教育の推進 | |
| ㉑夢と志を育むことのできる教育環境をつくる | 84 |
| ㉒未来を拓く青少年の若い力を育てる | 86 |
| 政策（９）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | |
| ㉓生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる | 88 |
| ㉔互いが尊重しあいすべての人が自分らしく 生きることができる社会を実現する | 90 |
| ㉕歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する | 92 |
| ㉖地域の多様なコミュニティ活動を活性化する | 94 |
| 政策（１０）市民と協働する市政運営の推進 | |
| ㉗市民に開かれた健全で効率的な行財政運営を推進する | 96 |

資料編

| | |
|------------------------------|-----|
| 赤穂市総合計画策定経過の概要 | 101 |
| 赤穂市総合計画審議会への諮問 | 103 |
| 赤穂市総合計画審議会からの答申 | 104 |
| 赤穂市総合計画審議会委員名簿 | 108 |
| 赤穂未来創造委員会委員名簿 | 109 |
| 2030赤穂市総合計画の施策とSDGsとの関係性について | 110 |
| 用語の解説 | 116 |
| 目標指標一覧 | 125 |
| 赤穂市のあゆみ | 138 |

2030赤穂市総合計画

序論





1960年(昭和35年)ごろの城下町の全景



2020年(令和2年)現在

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

総合計画は、長期的なまちづくりの基本的な方向性を定めた市政運営の指針となるものです。前総合計画(2011年(平成23年)～2020年(令和2年))では、掲げた政策・施策の実施により、52,000人を目標人口としていましたが、少子高齢化により人口減少は進み、今後もその傾向が続くことが予想されます。

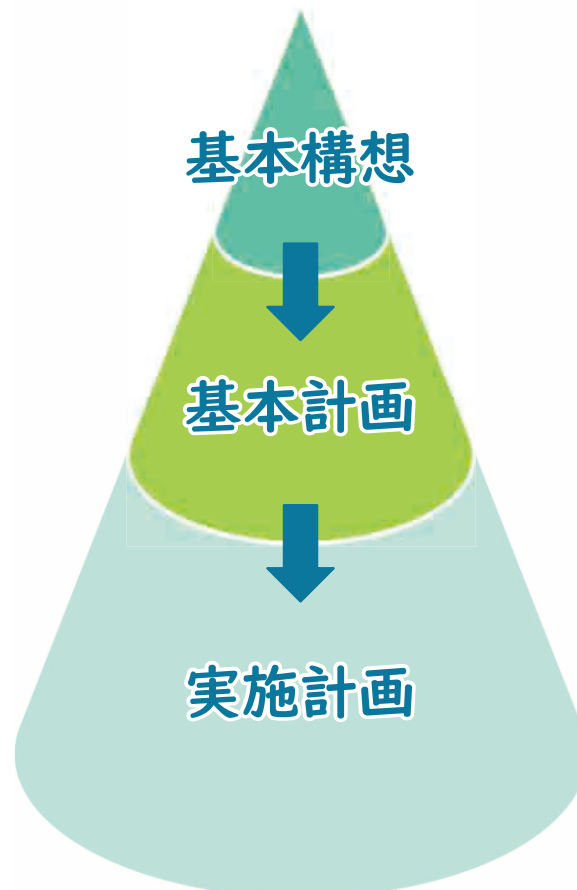
このように人口が減少し続けるということを現実として受け止め、目指す将来像・目標を明らかにし、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、また本市の魅力を未来に引き継いでいくため2030赤穂市総合計画(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、市政運営における最上位の計画として位置づけるとともに、市民・各種団体・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための方向性を示す基本的な指針となるものです。

3 計画の構成

本計画は、「基本構想」と、「基本計画」および「実施計画」で構成します。



① 基本構想<2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)の10年間>

基本構想は、基本計画と実施計画の基礎となり、赤穂市の目指す「将来像」と「基本的な方向性」を定めたものです。

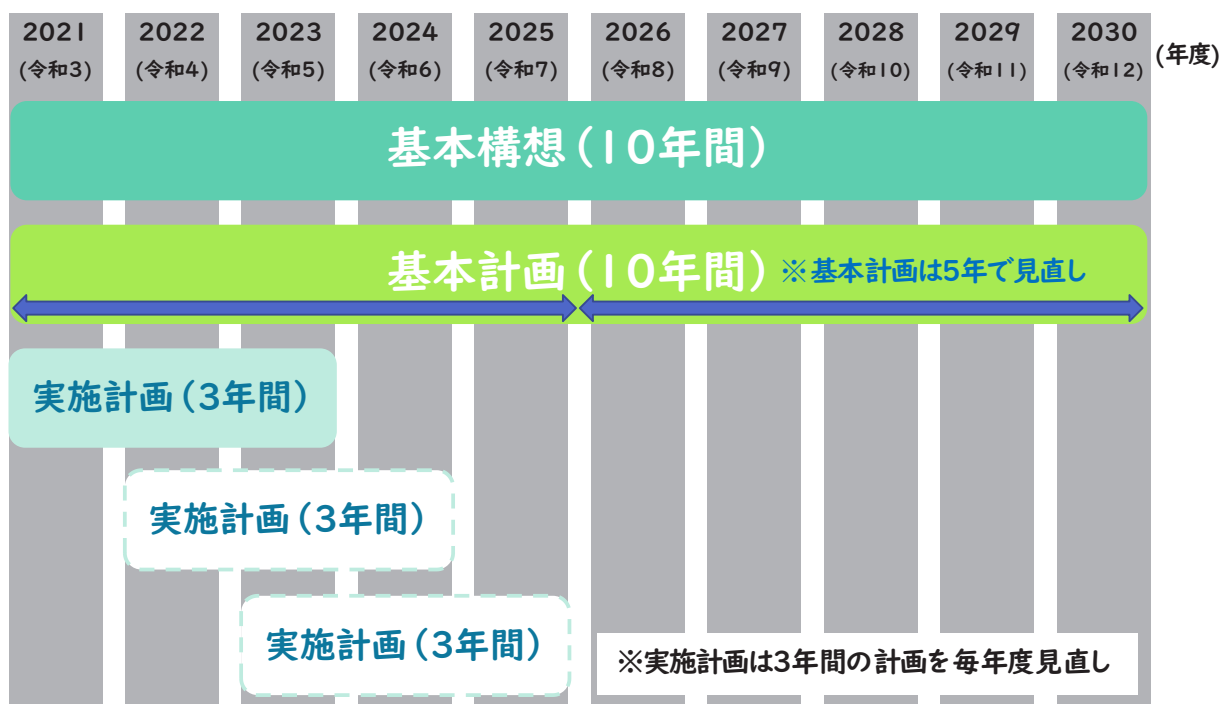
② 基本計画<2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)の10年間>

基本計画は、基本構想で定めた「将来像」と「基本的な方向性」を具体化するために、施策の基本的な方針と進め方を体系的に定めたものです。社会潮流や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じた見直しを行います。

③ 実施計画<3年間>※毎年度見直し

実施計画は、基本計画で定めた施策を実施するため、具体的な事業手法や財源等を明らかにしたものです。

4 計画の期間



5 関連個別計画との関係

本計画は、市政運営における最上位の計画となることから、それぞれの部署において策定している個別計画の内容をおおむね網羅する計画となっています。基本的には、本計画を市の方針として位置づけ、各個別計画において詳細な内容を定めることにより、一体的に事業を実施していきます。

第2章 計画の背景

1 社会の潮流

今日のまちづくりにおいては、次に示すようなさまざまな潮流が相互に関係し影響し合いながら、社会や時代が変化していることを踏まえておく必要があります。

① 人口減少・少子高齢社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所※1が2018年(平成30年)に公表した将来推計人口※2によると、日本の将来人口は、2015年(平成27年)の1億2,709万人から2065年(令和47年)には8,808万人と、今後50年間でおよそ3割減少するものと推計されています。高齢化率は2015年(平成27年)の26.6%から、団塊の世代が75歳以上になる2025年(令和7年)には30.0%、2065年(令和47年)には38.4%に上昇するものと推計されています。

このような人口減少・少子高齢社会の到来は、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、社会の活力の低下をもたらすなど、2025年問題として広く考えられており、子どもを産み育てたいと思える社会、年齢・性別によらず誰もが就労やボランティア活動等に活躍できる社会、ワーク・ライフ・バランス※3のとれた社会づくりなどが求められています。

② 人生100年時代の到来

国立社会保障・人口問題研究所が2018年(平成30年)に公表した推計によれば、日本人の平均寿命は2018年(平成30年)の男性81.25歳、女性87.32歳から、2065年(令和47年)には男性84.95歳、女性91.35歳と見込まれています。また、100歳以上の人口は2015年(平成27年)のおよそ6万2千人から2065年(令和47年)には54万7千人と推計されています。

平均寿命の延伸に伴い、介護予防やフレイル予防※4により健康寿命※5を延ばすことや、生涯にわたる健康づくり対策の充実、幼児教育から社会人の学び直しなど生涯にわたる学習機会の充実、誰もが何歳になっても必要な能力やスキルを身に付けることができるリカレント教育※6の充実などが求められています。

※1 国立社会保障・人口問題研究所…厚生労働省の研究機関で、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行っている。
 ※2 推計人口…一般には、過去の人口動向等を踏まえ、将来の人口について推計したもの。
 ※3 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和。老若男女誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できること。
 ※4 フレイル予防…高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力(筋力や認知機能など)を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態になることの予防。
 ※5 健康寿命…健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
 ※6 リカレント教育…義務教育や基礎教育を終えて労働に従事するようになってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システム。

③ 安心・安全の確保への関心の高まり

大型台風や集中豪雨、地震などの自然災害が多発していることや、南海トラフ巨大地震への懸念など、災害に備えた強靱なまちづくりが必要です。また、子どもや高齢者を狙った犯罪、悪質な運転による交通事故など、身の回りで発生する事件や事故が多様化・複雑化するとともに、新型インフルエンザ等※1新たな感染症への対応など、安心・安全対策の拡充が求められています。

④ 環境問題に対する意識の高まり

世界的な人口の増加や経済活動の拡大に伴う地球温暖化※2や生態系の破壊など、地球規模での環境問題の深刻化を背景として、環境への関心は高まりを見せており、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギー※3の利用や省エネルギーなどの取組も注目されています。

環境問題の根底には、社会経済活動や人々の生活スタイルの変化といった現代社会特有の要因があり、環境負荷の少ない循環型・低炭素社会※4を実現するため、家庭、地域、事業者および行政がそれぞれの立場で行動していくことが求められています。

⑤ 雇用・労働環境の確保、高度情報技術の進展

経済活動のグローバル化※5が進む中、製造業の生産拠点の海外移転や外資系企業の国内進出等産業構造が変化しています。

また、少子高齢化の進行、団塊の世代の退職などにより、労働力人口※6の減少が現実となる中、女性や高齢者、外国人雇用のあり方など、労働環境の改善・整備が求められています。

さらに、スマートフォンが個人の生活に深く浸透するなど、IoT※7技術が身近なものになるとともに、AI※8などさまざまな技術開発が急速に進んでおり、経済・社会、まちづくりなど多方面にわたる活用が求められています。

※1 新型インフルエンザ等…新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。また、新型コロナウイルス感染症など未知の感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

※2 地球温暖化…地球表面の気候や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

※3 再生可能エネルギー…自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない、永続的に利用できる認められるエネルギー。例として太陽光・風力・水力・波力・地熱等がある。

※4 低炭素社会…地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

※5 グローバル化…国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを越えて地球規模で統合・一体化が進むこと。

※6 労働力人口…15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

※7 IoT…Internet of Thingsの略語。家電、自動車などさまざまなモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。

※8 AI…Artificial Intelligenceの略語。学習・推論・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピューター上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

⑥ 地域のつながりの大切さの再認識

孤立死やひきこもりなどにみられる社会的孤立、病気や貧困、虐待など世帯での複合的な課題、災害など、生きづらさやリスクが多様化・複雑化しています。こうした生きづらさやリスクは、地域における近所づきあいの低下や自治会など共同体機能の低下、世帯規模の縮小など、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化してきたことでより深刻さを増しています。

このような中、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、安心・安全な地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

⑦ 住民ニーズの多様化・複雑化と行財政改革の推進

地方分権※1の進展により、地域住民に最も身近な市町村の果たす役割と責任の範囲が拡大していますが、地域住民のニーズの多様化・複雑化に合った施策の推進と、単独では難しい施策などは近隣の市町村との連携による「広域連携」の取組も求められています。

また、人口減少・少子高齢社会の到来は、税収の減少の一方で社会保障関連経費の増加をもたらすことが予測され、税収の増加につながる地域産業の活性化や雇用創出の取組、事業の選択と集中による効果的・効率的な行財政改革・運営が求められています。

さらに、上下水道をはじめ公共施設等の老朽化が進む中、インフラ※2の計画的な維持管理・更新等を推進することが求められています。



防災訓練

※1 地方分権……政治・行政において、国から地方自治体への権限移管により、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすること。
※2 インフラ……インフラストラクチャーの略語。産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

2 本市の地域特性

(1) 位置・地勢

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、東は相生市、西は岡山県備前市、北は上郡町と接する面積126.85km²のまちです。

市域のほぼ中央を名水百選にも選ばれた清流千種川が流れ、北には緑豊かな山々が連なり、南には瀬戸内海国立公園の美しい海岸線が広がっているといった自然環境に恵まれた温暖な地域です。

(2) 交通

市内には、JR山陽本線に1駅、JR赤穂線に4駅があり、このうち、播州赤穂駅は、市の玄関口として、通勤・通学等で多くの市民が乗降し、観光客にも多く利用されています。

また、赤穂インターチェンジのある山陽自動車道、国道2号、国道250号、国道373号などの幹線道路が走り、広域交通アクセス※1が確保されています。

さらに、路線バスが基幹的な移動手段の役割を担い、バス交通不便地域において市内循環バスと備前市や上郡町を結ぶ東備西播定住自立圏※2圏域バスを運行するほか、有年地区ではデマンドタクシー※3を運行しています。

なお、民間タクシー会社が市内南部地域を中心エリアとして一般乗用タクシーを運行しています。

(3) 歴史・沿革

赤穂市の北部では、有年原・田中遺跡や東有年・沖田遺跡に代表される古代遺跡が多く発見され、縄文時代から人々が暮らしていたと言われていました。弥生時代中期に農耕集落が形成され、弥生時代末には海浜部で「土器製塩」と呼ばれる製法で、塩づくりが始まっています。

戦国時代には中国地方東部を治めた武将宇喜多氏の領地となり、千種川河口の中広南部と坂越港が発展しました。江戸時代に入ると赤穂藩が成立し、浅野氏が藩主の時に現在の赤穂城と城下町が形成されます。この時期、入浜塩田など、塩田開発も盛んに行われ、産出された塩は「赤穂塩」と呼ばれ、坂越から出航した塩廻船により全国に移出されています。

明治の廃藩置県で、赤穂藩は赤穂県、姫路県、飾磨県を経て兵庫県に編入されます。昭和になると紡績工場などが進出し、工業都市としての発展を遂げ、1951年(昭和26年)、赤穂町、坂越町、高雄村の合併と同時に赤穂市制が施行されました。その後、1955年(昭和30年)に有年村、1963年(昭和38年)に岡山県日生町大字福浦地区が加わり、現在の赤穂市域が形成されました。

以後、広大な塩田跡地を中心に住居地域と工業地域の開発が進み、現在も史跡の保護に努めながら、公共施設の整備をはじめ、公民一体の魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

※近年の沿革については、資料編「赤穂市のあゆみ」に記載しています。

※1アクセス……………接続、つながり。

※2定住自立圏……………中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保するための構想を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成するもの。

※3デマンドタクシー……………交通手段に不便を来している方を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先にタクシーで送迎するサービス。

(4) 産業

① 農業・漁業

農業は、瀬戸内の温暖な気候に恵まれ、水稻を中心に農地の有効活用が図られるとともに、みかん・いちご等の栽培も行われています。漁業は、牡蠣養殖を中心に、とる漁業からつくり育てる漁業に転換が図られています。

② 工業

臨海部の塩田跡地を中心に、工業地帯が形成され、電気機械、化学、窯業、製塩業等、多様な業種の工場が集積しています。

③ 商業

南部市街地を中心に商店街が形成されていますが、高齢化や後継者不足などにより、卸売業、小売業ともに商店数・従業者数は減少傾向にあります。

④ 観光

日本遺産※1である赤穂の塩や北前船寄港地、赤穂義士という歴史的・文化的な資源のほか、瀬戸内海国立公園の美しい景色、温泉の癒し、牡蠣に代表される味覚など、多くの魅力的な観光資源を活かした観光振興に取り組んでいます。

(5) 人口の推移

本市の人口は、2000年(平成12年)前後をピークに減少に転じ、今後も減少基調で推移していくことが予測されています。

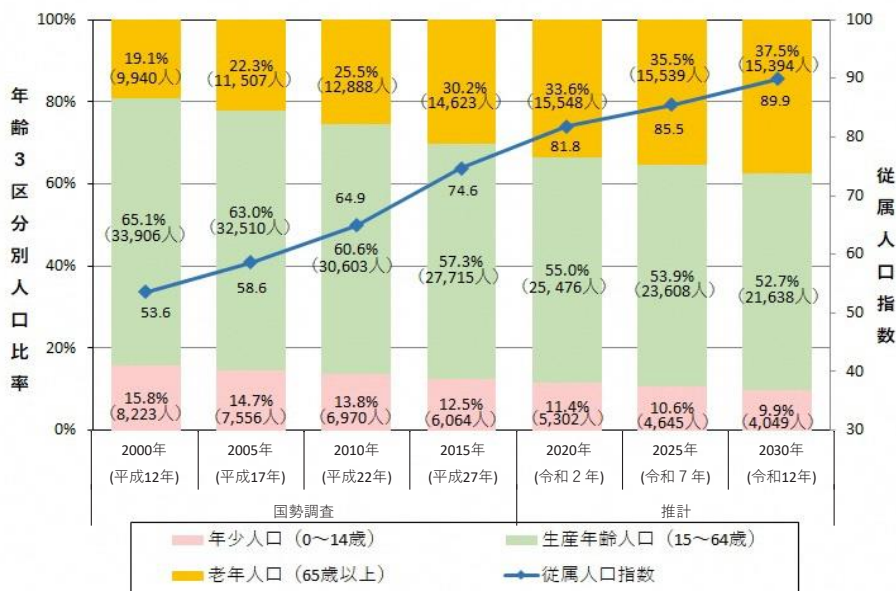


※1 日本遺産…文化庁により認定された、地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。

少子高齢化が進み、2015年(平成27年)の年少人口率は12.5%、老年人口率(高齢化率)は30.2%となっています。

また、従属人口指数(働き手である生産年齢人口100人が年少人口および老年人口を何人支えているかを示す比率)はこの10年間で急激に上昇し、今後もますます高くなることが予測されます。

年齢3区分別人口構造と従属人口指数の推移

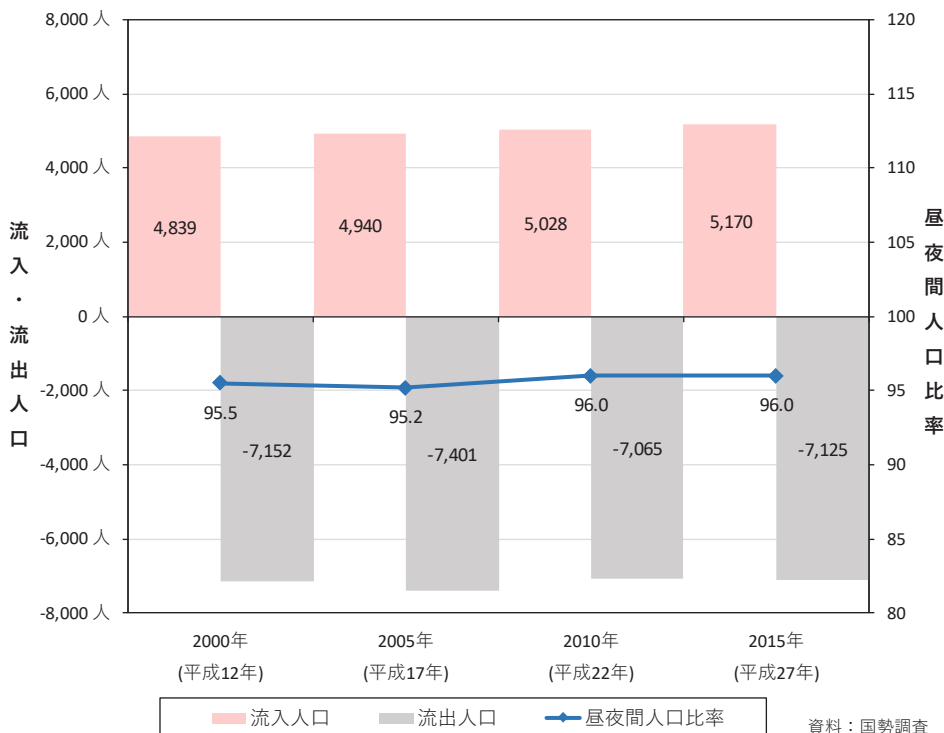


資料：国勢調査(年齢不詳は含まない)、国立社会保障・人口問題研究所
端数処理の関係上、年齢3区分別人口比率は合計しても100%にならない場合があります。

通勤・通学による流入人口はわずかながら増加傾向にあり、一方、流出人口は増減しながら推移し、流出超過が続いています。

昼夜間人口比率(常住人口(夜間人口)100人に対する昼間人口)は、大きな変動がなく、2000年(平成12年)以降は95~96台で推移しています。

通勤・通学による流入・流出口、昼夜間人口比率の推移



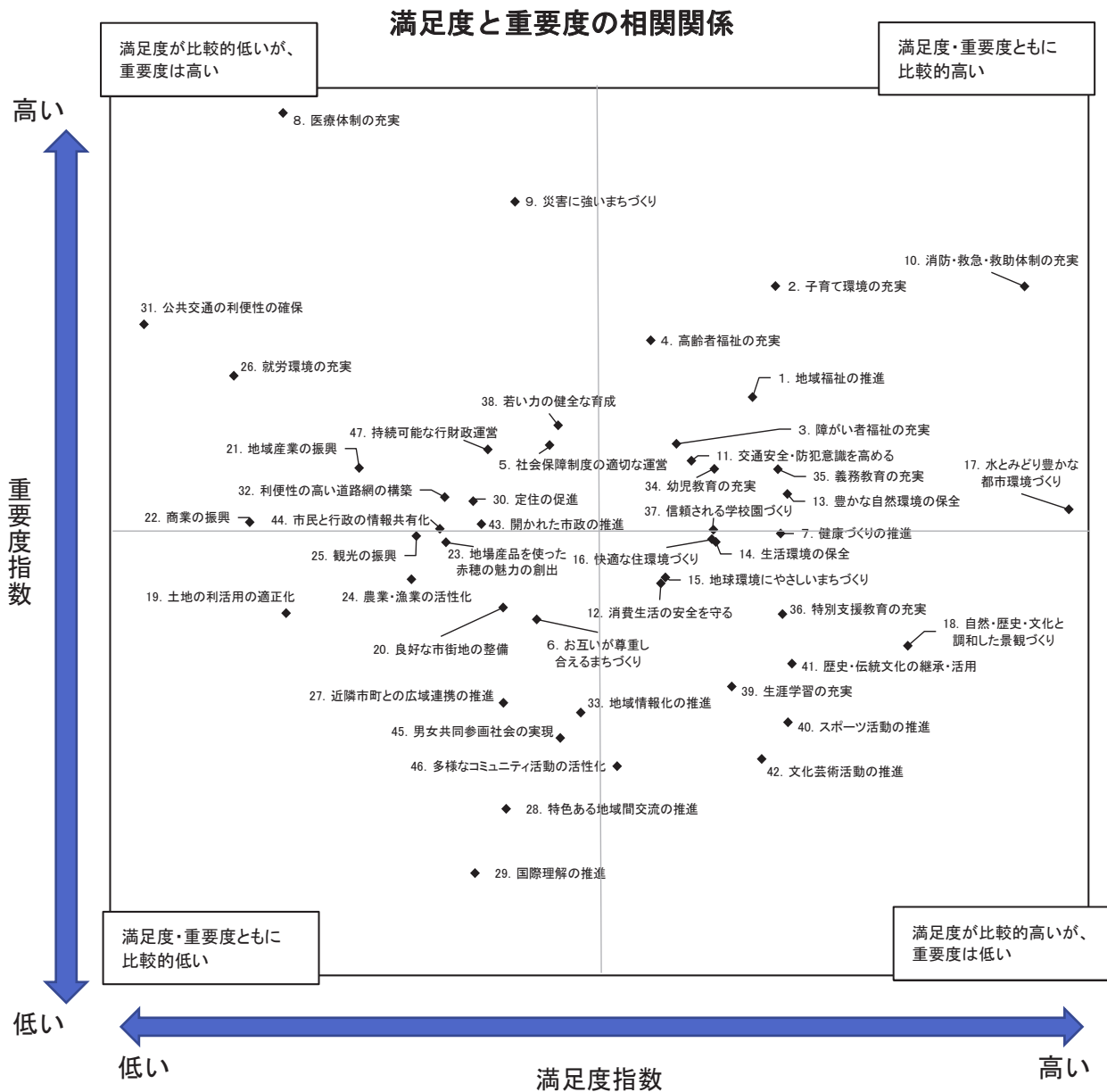
資料：国勢調査

3 市民等の意向

(1) 全世帯市民アンケート調査結果から

| | |
|------|-----------------------------------|
| 調査対象 | 市内全世帯 |
| 実施期間 | 2019年（令和元年）7月10日～2019年（令和元年）7月31日 |

前総合計画(47施策)のまちづくりに対する満足度、重要度についての相関関係を表にまとめています。



序論

基本構想

基本計画

資料編

第2章

計画の背景

○満足度ランキング

| 満足項目ベスト5 | | 不満項目ベスト5 | |
|----------|-----------------------|----------|----------------|
| 1 | 17.水とみどり豊かな都市環境づくり | 1 | 31.公共交通の利便性の確保 |
| 2 | 10.消防・救急・救助体制の充実 | 2 | 8.医療体制の充実 |
| 3 | 18.自然・歴史・文化と調和した景観づくり | 3 | 22.商業の振興 |
| 4 | 13.豊かな自然環境の保全 | 4 | 26.就労環境の充実 |
| 5 | 2.子育て環境の充実 | 5 | 19.土地の利活用の適正化 |

○重要度ランキング

| 重要項目ベスト5 | | 重要でない項目ベスト5 | |
|----------|------------------|-------------|------------------|
| 1 | 8.医療体制の充実 | 1 | 29.国際理解の推進 |
| 2 | 9.災害に強いまちづくり | 2 | 28.特色ある地域間交流の推進 |
| 3 | 31.公共交通の利便性の確保 | 3 | 27.近隣市町との広域連携の推進 |
| 4 | 10.消防・救急・救助体制の充実 | 4 | 42.文化芸術活動の推進 |
| 5 | 2.子育て環境の充実 | 5 | 45.男女共同参画社会※1の実現 |

〈赤穂市が力を入れるべき事業〉

- 医療サービスの充実のための事業
- 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整備する子育て支援事業
- 産業を盛んにし、雇用の場を確保する事業
- 高齢者や障がいのある人がいきいきと暮らせるための事業

(2) 大学生アンケート調査結果から

| | |
|------|----------------------------------|
| 調査対象 | 関西福祉大学の学生 |
| 実施期間 | 2019年（令和元年）7月3日～2019年（令和元年）7月31日 |

〈赤穂市が力を入れるべき事業〉

- 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整備する子育て支援事業
- 若者の結婚支援や魅力のある定住支援事業
- 高齢者や障がいのある人がいきいきと暮らせるための事業
- 魅力ある都市景観を形成する事業

(3) 中学生アンケート調査結果から

| | |
|------|----------------------------------|
| 調査対象 | 赤穂市内中学校に通う中学2年生 |
| 実施期間 | 2019年（令和元年）7月3日～2019年（令和元年）7月19日 |

〈自分が市長になった場合に取り組むまちづくり政策〉

- 子どもが伸び伸びと育つまちづくり
- 災害や犯罪のないまちづくり
- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- お年寄りや障がいのある人にやさしいまちづくり

※1 男女共同参画社会…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきという考え方。

(4) 転出者アンケート調査結果から

| | |
|------|-----------------------------------|
| 調査対象 | 市外へ転出された18歳以上の男女(無作為抽出) |
| 実施期間 | 2019年(令和元年)7月23日~2019年(令和元年)8月16日 |

〈転出することになったきっかけ〉

- 仕事の都合(就職、転勤、転職、退職など)
- 家庭の都合(結婚、親の介護など)

〈居住地の選択において重視する点〉

- スーパーなど買い物が便利なこと
- 治安が良いこと
- 鉄道駅に近いこと
- 公共交通(バス)の利便性がよいこと
- 医療機関が充実していること

(5) 転入者アンケート調査結果から

| | |
|------|-----------------------------------|
| 調査対象 | 市内に転入された18歳以上の男女(無作為抽出) |
| 実施期間 | 2019年(令和元年)7月23日~2019年(令和元年)8月16日 |

〈転入することになったきっかけ〉

- 仕事の都合(就職、転勤、転職、退職など)
- 家庭の都合(結婚、親の介護など)

〈居住地の選択において重視する点〉

- スーパーなど買い物が便利なこと
- 治安が良いこと
- 医療機関が充実していること
- 鉄道駅に近いこと

(6) 高校生ワークショップから

〈ワークショップ成果のまとめ〉

- ①赤穂市の魅力は、自然の豊かさ、塩や忠臣蔵といった有名なものがたくさんあることや、映画館があること。
- ②赤穂市の課題は、電車の本数が少ない、バスが利用しにくい。
- ③赤穂市が力を入れて取り組むべきことは、赤穂市の魅力などを市外へSNS※1等を活用して情報発信し、赤穂市の良さを知ってもらう。

※1 SNS…Social Networking Serviceの略語。共通の趣味等を持つ人たちとの交流を目的としたインターネット上のサービスの総称のこと。投稿者(人や企業)がインターネット上に情報を掲載することにより、その内容に興味のある人が容易に情報を得ることができる。

(7) 市民ワークショップから

〈全ワークショップ成果のまとめ〉

- ①赤穂市の山・川・海といった自然、忠臣蔵に代表される歴史に誇りを持ち、この魅力を広く世の中に情報発信する。
- ②10年後も、より活気があり、子どもからお年寄りまで笑顔あふれる安全で安心して暮らせるまちづくり。

(8) 赤穂未来創造委員会からの提言

①安心して出産し、子育てしやすい体制づくり

- (i)市民病院産婦人科における分娩の受入再開
- (ii)出産から子育てまで切れ目のない支援
- (iii)出会い、結婚の支援の充実

②健康寿命を延ばし、元気な高齢者が活躍できる場をつくる

- (i)介護予防等の充実
- (ii)豊富な経験と知恵を地域で活かす

③暮らしの安全と安心を守る

- (i)市民の防災意識の向上を図る
- (ii)環境問題への適切な対応

④子どもから高齢者まで「学ぶ」機会づくり

- (i)子どもが学ぶ機会への多様な関わり
- (ii)学び直し(リカレント教育)の充実
- (iii)生涯スポーツの健康づくりや地域における文化芸術活動の振興

⑤産業の担い手づくりと活性化

- (i)人材の確保と担い手づくり
- (ii)広域的な取組の推進

(9) 赤穂市議会からの意見（2020年（令和2年）3月30日提出）

これまでの赤穂市総合計画においては、人口の増加または維持を前提としており、その中で政策を定め施策を展開することで行政運営を図り、総合計画に掲げるまちづくりの実現を図ってきたところである。

わが国における人口減少・少子高齢化の進展に伴い、今回策定する2021年(令和3年)から10年間の本市のまちづくりは、初めて人口減少を前提とすることとなり、さらに近年多発する大規模災害や急速に変化する社会情勢や制度の改正などに対し迅速かつ的確に対応する行政運営が求められると考える。

人口減少を見据えたまちづくりを推進するにあたっては、地域におけるさまざまな人々の活躍があってこそ成しえるものであり、特に女性のまちづくり等への積極的な参画は不可欠であると考えている。

また、本市におけるスポーツの持つ多様な意義を踏まえ、健康とスポーツを軸としたスポーツ先進都市の実現に向けた取組は、健康の増進のみならず地域の人々の連携に繋がるものであり非常に特筆すべき事項であると考えている。

それら本市を取り巻く背景や本市の特色ある事項を十分に考慮され、新たな本市まちづくりの行政運営の指針となる「総合計画」の策定を望むものである。



本会議場



1978年(昭和53年)ごろの市内中心部



2020年(令和2年)現在

2030赤穂市総合計画

基本構想





1978年(昭和53年)ごろの播州赤穂駅北周辺



2020年(令和2年)現在

第1章 2030赤穂市ビジョン

1 2030年（令和12年）に向けた赤穂市の将来像

～ これからのまちづくりに向けて ～

人口減少社会を迎え、これからのまちづくりは、これまでのような右肩上がりの拡大・成長を目標とするような方向性から、市民や来訪者等の多様なライフスタイル※1や価値観に対応した新しいまちづくりへの方向性が求められています。

赤穂市においても、将来的に人口規模やまちの規模は小さくなることが予測されますが、一方で、私たちの暮らしが充実感に欠けるものになることは避けなければなりません。

これからのまちづくりは、人口規模等の縮小を前提にしながらも、「誰一人取り残さない」、「あらゆる主体が持続可能な社会を目指す」といったSDGs(持続可能な開発目標)の理念を取り入れたまちづくりを推進し、市民や来訪者等の喜びと充実感を現在以上に高め、豊かさや暮らしの満足感がより大きなものとなるようなまちづくりを進めていく必要があります。

～ まちづくりの3つの視点 ～

人口減少抑制の視点

将来的な人口の減少は避けられませんが、赤穂市としての市政運営を安定的・持続的なものとするために、人口減少の抑制を図るとともに、少子高齢化に適切に対応できるまちづくりの方向性が重要です。

地域共生社会構築の視点

将来的な人口構造等の変化を踏まえながら、官民を問わず、サービスの“支え手”“受け手”といった関係を超え、市民や地域の多様な主体が参画しつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会（地域共生社会）の実現を目指すまちづくりの方向性が重要です。

※1ライフスタイル…生活の様式や価値観。

地域活性化の視点

自然や歴史・文化・伝統など地域の特性を踏まえた経済の活性化、雇用機会の創出を図り、また、次世代を見据えたAIやIoTなどの活用により、将来にわたって人が集い、にぎわいをもたらすようなまちづくりの方向性が重要です。

～ 将来像（まちづくりビジョン） ～

自然と歴史に育まれ

笑顔と希望あふれる 活力のあるまち

～自然と歴史に育まれ～

- 瀬戸内海国立公園の美しい海岸線、名水百選にも選ばれた清流千種川、時を超えて語り継がれる赤穂義士、日本遺産に認定された赤穂の塩・北前船寄港地のストーリー、古代ロマンあふれる有年の遺跡など、誰もが癒され、楽しめる本市の多様な自然・歴史資源を大切にするとともに、これら地域資源を活用しながら、次世代へ継承していきます。

～笑顔と希望あふれる～

- 市民の誰もが、将来にわたって、自分らしく、生きがいをもって心地よく暮らせる、笑顔と希望があふれるまちを目指します。
- ひとりの笑顔がみんなの笑顔につながる共生のまちづくりを進めます。

～活力のあるまち～

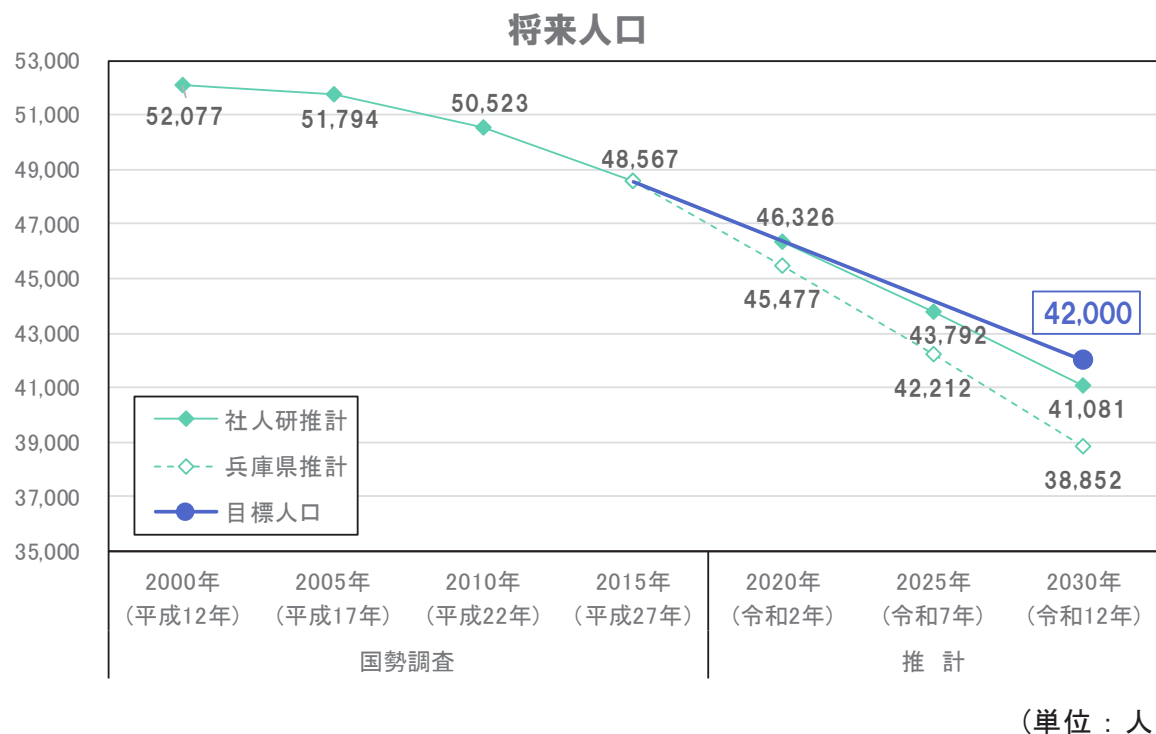
- 市民の誰もが、元気いっぱい活躍している姿の実現と、赤穂の魅力の発信による交流や産業の振興によるにぎわいのあるまちを目指します。

2 将来人口の長期的見通しと目標

全国的に少子高齢化が進み、人口減少時代にある我が国において、赤穂市も例外ではなく、国勢調査に基づけば2000年(平成12年)以降、人口減少傾向の中で推移しており、2015年(平成27年)には5万人を下回り48,567人となっています。

こうした状況の中で、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」(2018年(平成30年)推計)(以下、「社人研推計」という。)では、今後も人口減少が続き、2030年(令和12年)には41,000人程度と想定されています。

また、兵庫県による「兵庫県将来推計人口」(2019年(令和元年)推計)(以下、「兵庫県推計」という。)では、2030年(令和12年)には39,000人程度と想定されています。



| | 国勢調査 | | | | 推計 | | |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 2000年 (平成12年) | 2005年 (平成17年) | 2010年 (平成22年) | 2015年 (平成27年) | 2020年 (令和2年) | 2025年 (令和7年) | 2030年 (令和12年) |
| 社人研推計 | | | | | 46,326 | 43,792 | 41,081 |
| 兵庫県推計 | 52,077 | 51,794 | 50,523 | 48,567 | 45,477 | 42,212 | 38,852 |
| 目標人口 | | | | | | | 42,000 |

このように想定される中で、「総合戦略」を含む本計画に基づく人口減少対策や将来像の実現を通じて、人口減少の抑制へと導き、2030年(令和12年)には42,000人を超える規模の人口確保を目指すこととします。

2030年(令和12年)の目標人口：42,000人

3 土地利用の方向性

土地は、市民の生活と生産に通ずる諸活動の重要な基盤であり、現在と将来に向けて豊かさを育む大切な資源です。したがって、土地の利用は、市民の理解と協力のもと、恵まれた自然環境および美しい景観の保全を図りつつ、本市の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮しながら、以下のような方向性で計画的に行っていきます。

～住宅地～

住宅地については、秩序ある市街地形成や豊かな住生活を実現する観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備や耐震性等の住宅ストック※1の質的向上を図り、良好な居住環境を形成します。

住宅地の整備に関しては、土地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業等により、優良な宅地開発や地域防災力の向上を計画的に進めながら、空き家等の既存ストックの有効活用を図り、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保します。

～産業地～

産業地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況および地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保について、検討を進めます。

また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。

～農地・森林～

農地については、農産物の需給動向に対応した付加価値の高い農業振興、自然環境保全等、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、生産効率を高め、農業の担い手を確保するため、農地の集積・集約を推進していきます。

森林については、水源、温室効果ガス※2の吸収、生物多様性※3の保全、土砂流出防止など、防災上重要な役割を果たしているため、適正な保全・管理を進めます。

～道路～

道路については、地域間の交流および産業活動を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、土地の有効利用および安心・安全な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地を確保します。

道路の整備にあたっては、安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、道路緑化の推進、環境の保全にも十分配慮し、ユニバーサル社会※4に対応した道路環境の保全・創造に努めます。

※1 住宅ストック……過去に建築され、現在も存在している膨大な住宅（建築）資産のこと。

※2 温室効果ガス……太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある、大気中の二酸化炭素やメタンなどのガス。

※3 生物多様性……生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、および生態系の多様性の3段階で扱われることが多い。

※4 ユニバーサル社会……年齢、性別、障がいの有無、文化等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持つ力を発揮して活動することができる社会のこと。

(1) 土地利用の基本的方向

本市の土地は、市民や市の限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や生産・経済活動等の基盤となるものです。このため、本市の土地利用は、公共の福祉を優先しつつも、個人の権利・利益の保護、また自然環境の保全に配慮しながら、市域全体の調和のある発展を目指し、おおむね次に示すエリア区分を基本として進めます。

土地利用図



※土地利用の視点から市域を7つのエリアと5つの交流ラインで表したイメージ図です

| 凡例 | | | |
|---|---|--|--|
| 都市生活エリア | 田園生活エリア | 臨海景勝エリア | グリーンベルト |
| 都市機能エリア | 産業エリア | 自然環境エリア | 土地利用検討エリア |

| 区分 | 基本的方向 |
|-----------|--|
| 都市生活エリア | ●機能的な生活基盤の維持・充実と、それぞれの地域特性に沿った利便性や快適性の向上を図ります。 |
| 都市機能エリア | ●市域内外からの利用を想定した行政機能、商業機能、居住機能の集積を促進します。 |
| 田園生活エリア | ●農業振興を促進し、地域活力の維持向上を図るとともに、田園風景の保全に努めます。 |
| 産業エリア | ●生産基盤となる港湾や道路の機能維持を図るとともに、産業の立地促進を図り、生産機能を高めます。また、未利用地の有効活用について検討していきます。 |
| 臨海景勝エリア | ●自然やまちなみの景観と調和を図りながら、自然や歴史と人がふれあう交流の場として整備、活用に努めます。 |
| 自然環境エリア | ●災害防止、水資源のストック、大気の浄化など、森林の持つ機能保全に努めるとともに、健康づくりとレクリエーションの場としての活用を促進します。 |
| 土地利用検討エリア | ●車両輸送の玄関口となる山陽自動車道赤穂IC周辺において、新たな産業の集積地をはじめとした利活用を検討していきます。 |

(2) 機能軸（ライン）の設定

幹線道路および鉄道を主体とした機能軸(ライン)を次のように設定します。

| 区分 | 位置づけ | 役割 |
|-----------|---|--|
| 広域交流ライン | <ul style="list-style-type: none"> ●山陽自動車道、国道2号、国道250号および国道373号、ならびにJR山陽本線およびJR赤穂線を京阪神都市圏をはじめ全国とつなげる広域交流ラインと位置づけます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●広域的なアクセス機能と通勤・通学などの市民の日常生活を支える役割を果たします。 ●山陽自動車道と国道は、災害時の緊急輸送路の役割を果たします。 |
| 産業交流ライン | <ul style="list-style-type: none"> ●山陽自動車道赤穂ICから都市計画道路新田坂越線を直結することによって産業交流ラインと位置づけます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●赤穂港から「産業エリア」、山陽自動車道赤穂ICまでの沿線において、産業の交流と活性化を促進する役割を果たします。 |
| 生活文化交流ライン | <ul style="list-style-type: none"> ●主要地方道赤穂佐伯線およびJR有年駅周辺地区と周世、高雄地区を結び海浜公園に至る高雄有年横尾線、周世尾崎線、大津地区と西有年地区の国道2号を結ぶ一般県道大津西有年線を生活文化交流ラインと位置づけます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市域の南北生活圏を結び、生活と文化の交流を促進する役割を果たします。 |
| 観光交流ライン | <ul style="list-style-type: none"> ●主要地方道坂越御崎加里屋線および県道壺根坂越線を観光交流ラインと位置づけます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●東部「臨海景勝エリア」の瀬戸内沿岸地域における観光機能の活性化と交流を促進する役割を果たします。 |
| 都市機能交流ライン | <ul style="list-style-type: none"> ●赤穂港から加里屋地区、JR播州赤穂駅を経て駅北地区に至る幹線道路を都市機能交流ラインと位置づけます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「都市機能エリア」を縦断し、都市活動の活性化を促進する役割を果たします。 ●市民および観光客に親しまれる、本市のシンボルロードとしての役割を果たします。 ●赤穂港との有機的な連携を図る役割を果たします。 |



1974年(昭和49年)ごろの西浜塩田跡



2020年(令和2年)現在

第2章 将来像実現に向けた4つの柱

1 安心

～ 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり ～

〈 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築 〉

○身近な地域の中で、市民が互いに支えあい、助け合うことのできる環境・しくみを構築し、出産・子育てから老後まで生涯を通じて安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

〈 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実 〉

○市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことのできる保健と、安心できる医療の体制・環境の整備を通じて、市民がいつまでも健康に暮らすことのできるまちを目指します。

〈 安全な暮らしを実現する強^{きょうじん}靱な都市基盤の整備 〉

○風水害対策、地震対策を含めた総合的な危機管理体制の強化を進め、災害に強い強^{きょうじん}靱なまちを目指すとともに、日常の防犯、交通安全、消防・救急など、市民の生命・財産を守る環境整備により、安全に安心して暮らすことのできるまちを目指します。

2 快適

～ 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり ～

〈 快適で魅力ある都市空間の形成 〉

○自然環境と調和した都市基盤の整備を進め、市民が潤^{うるわ}いと安らぎを感じることのできる快適で赤穂らしい都市景観の形成を目指します。

〈 自然環境の保全と住環境の充実 〉

○快適で機能的な住環境の整備を進めるとともに、自然環境の保全、生活環境の向上に取り組み、資源循環型社会※1の形成を目指します。

※1 循環型社会…大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。「資源循環型社会」ともいう。

3

元 気

～ 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり ～

〈 活力とにぎわいのある地域産業の振興 〉

○地域資源を活かした産業の充実を図り、赤穂市の地域ブランド※1の強化・向上により、観光を含めた地域産業の振興とひと・モノが行き交うにぎわいのあるまちを目指します。

〈 さまざまな人・地域との活気ある交流の促進 〉

○住み慣れた身近な地域における人と人、人と地域とのつながりを大切に、地域間交流の活性化や広域連携の強化を図り、定住促進を視野に入れた交流が盛んなまちを目指します。

4

人

～ 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり ～

〈 次代を担う人材を育てる教育の推進 〉

○子どもを取り巻く教育環境・地域環境の充実を図り、郷土を愛し、夢と希望をもって学び、生きる力を育むことのできるまちを目指します。

〈 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 〉

○市民が生涯にわたって本市固有の歴史・文化等に親しみ、学ぶことのできる環境を整備し、誰もが豊かな心をもっていきいきと、身近な地域コミュニティの一員として暮らすことのできるまちを目指します。

〈 市民と協働する市政運営の推進 〉

○開かれた行政を推進し、市民の主体的なまちづくりへの参画と協働のまちづくりを促進するとともに、効率的・効果的な行政運営と安定的な財政運営を通じて、赤穂市の新たな未来へとつながる信頼あるまちづくりを目指します。

※1 地域ブランド…地域＋商品・サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して、商品・サービス、ひいては地域そのものの価値を高めようとするもの。

第3章 総合計画を推進していくために

～ 「人」・「地域」・「団体」が一体となった「協働」のまちづくり ～

総合計画の推進にあたっては、市民・まちづくり活動団体・事業者・行政などがまちづくりの目標を共有し、協働して取り組んでいくことが重要です。

「協働」という言葉には、お互いの不足しているところを補い合い、共に協力して課題解決していくといった意味が含まれています。「人」・「地域」・「団体」が、それぞれの責任において対応にあたることも大切ですが、それぞれが連携、協働しながら取り組んでいくことで、より満足感の高い課題解決につなげていくことが重要です。

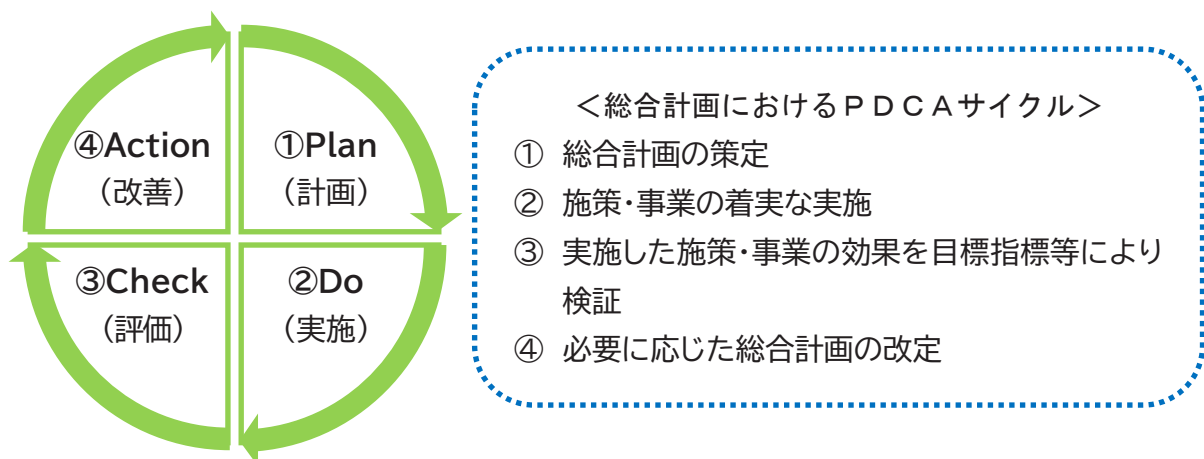
このために、各主体が、情報を共有し、お互いの考えや想いを理解し合うことに努めていく必要があります。

～ SDGsの理念を取り入れた取組の推進 ～

本市のまちづくりの基本的な方向性を示した総合計画に基づく取組は、すべての市民の生活の質の向上や市民をはじめとした幅広いステークホルダー※1との連携、誰一人取り残さない社会の構築、持続可能な開発など、SDGs(P110 参照)の理念を取り入れた総合計画を推進します。

～ 総合計画の進行管理 ～

計画の進行にあたっては、PDCAサイクル※2による進捗管理と着実な計画の進展に向けた進行管理を行います。施策に対しては可能な範囲で「指標」を設定しており、その推移を把握することで、目標に対する達成状況を確認していきます。



※1ステークホルダー…企業や行政、NPOなどの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者。経営者、従業員、顧客、金融機関、地域住民、行政機関など、組織の活動に関わるすべての人がステークホルダーとなる。

※2PDCAサイクル…マネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施すること。

将来

自然と歴史に育まれ 笑顔と

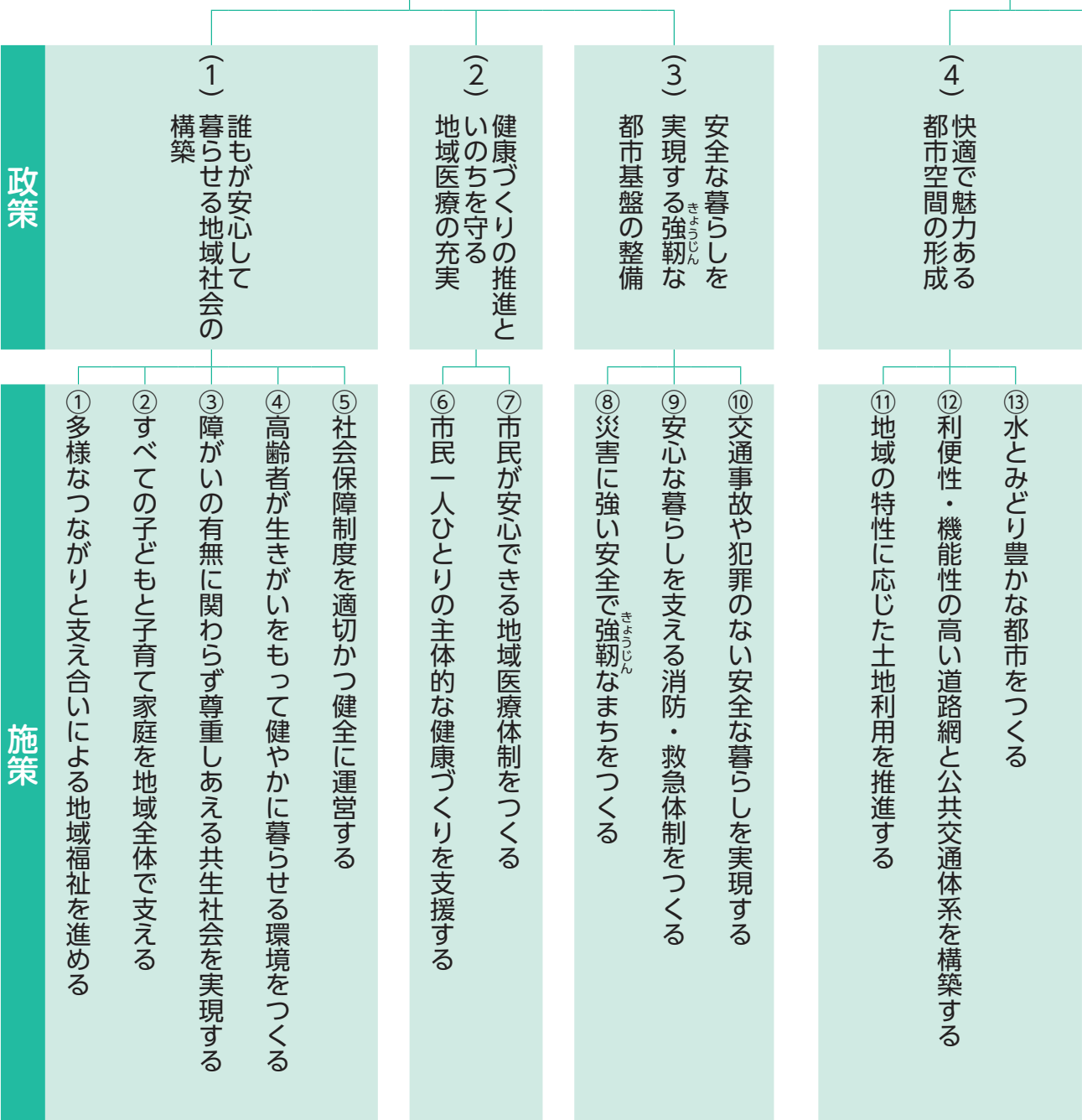
将来像実現に

安心

誰もが健やかに暮らせる
安心と安全のまちづくり

快適

自然環境と都市環境と
た住みやすいまちづく



序論

基本構想

基本計画

資料編

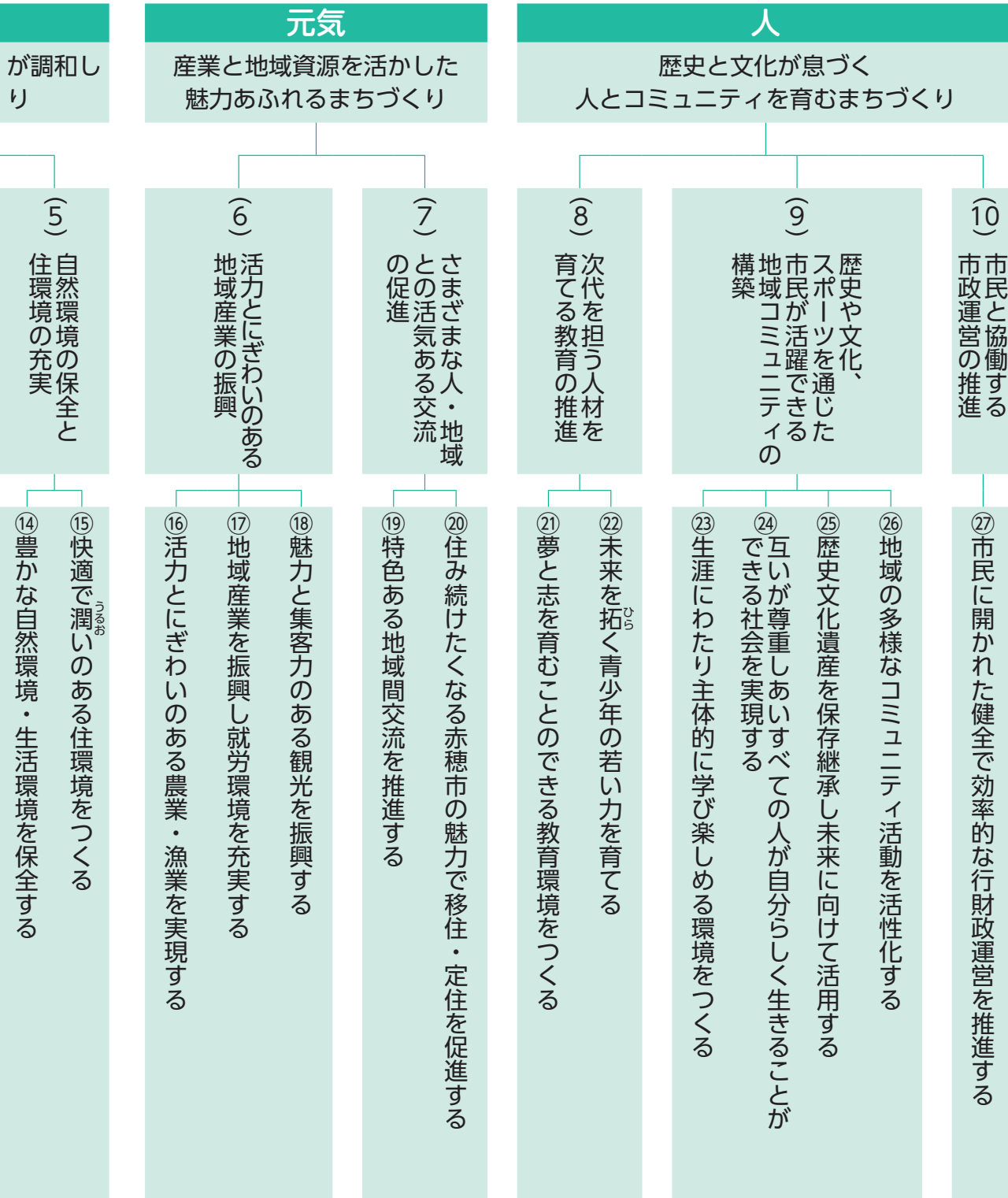
第3章

総合計画を推進していくために

体系図

希望あふれる 活力のあるまち

向けた4つの柱



序論

基本構想

基本計画

資料編



1969年(昭和44年)ごろの播州赤穂駅



2020年(令和2年)現在

2030赤穂市総合計画

基本計画



各施策の紙面構成（ページの見方）

将来像：「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」を実現するための4つの柱です。

政策：「将来像を実現するための4つの柱」を実現するためのみちすじです。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める

現状と課題



◆小児の核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティの弱体化が進んでいるため、地域福祉推進体制の強化が必要です。
現状と課題：本市の現状と課題を示しています。高齢者、障害者、ひとり暮らしの状態にある人などを把握し、適切な支援につなげることが必要です。

◆生活困窮者の抱える課題は、複雑かつ複合的なことも多く、関係機関等が緊密に連携して対応することが必要です。

施策：政策をどのような手段で達成していくかを示します。

施策の方針

施策の方針：「現状と課題」を踏まえ、施策を推進する基本的方向性を示しています。

市民が住み慣れた地域で支え合いながら、支援が行き届く体制の構築と、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組めます。

また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組めます。



福祉に関する相談窓口

序論

基本構想

基本計画

資料編

序論

基本構想

基本計画

資料編

第一章 安心

施策の展開：「施策の方針」を実現するために必要な項目と主要な取組を示しています。

施策の展開

| 項目 | 主要な取組 |
|-------------------------|---|
| 1 地域福祉活動の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ◇重層的な地域福祉ネットワークの構築 ◇地域福祉を推進する人材育成 ◇地域住民が主体となった活動の支援 ◇関西福祉大学との連携推進 ◇社会福祉法人の地域公益活動の推進 |
| 2 地域福祉推進体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ◇市民ニーズの把握と関係機関との連携強化 ◇包括的な相談支援体制の構築 ◇各協議体のさらなる活性化 |
| 3 すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ユニバーサル社会づくりの推進と意識啓発 ◇すべての人に配慮した道路・施設整備の推進 |
| 4 生活困窮者の自立の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇窓口の周知とアウトリーチ※1による相談支援 ◇関係機関との情報共有と連携の強化 ◇個別の支援プログラム ◇地域の社会資源 |

目標指標：「目標指標」の基準値と5年後、10年後の目標値を掲げています。

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | |
|-------------|------|-----|-------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2019年度 (令和元年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 福祉ボランティア登録数 | ★ 人 | 612 | 672 | 722 | |
| 集いの場開設数 | ★ 箇所 | 114 | 210 | 289 | |

★の目標指標数値は、当該年度における数値を表しています。

関連個別計画

赤穂市地域福祉計画

関連個別計画：この施策を実現するにあたり関係する個別計画名を示しています。

※1アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。



1976年(昭和51年)ごろの赤穂城跡公園



2020年(令和2年)現在

第1章 安心

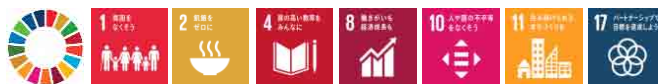
誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

| | |
|--------|---|
| 政 策 | (1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築 (2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実 (3) 安全な暮らしを実現する強 ^{きやうじん} 靱な都市基盤の整備 |
|--------|---|

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める



現状と課題

- ◆少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティが希薄化し、社会的孤立の問題が深刻化しているため、地域福祉推進体制の強化が必要です。
- ◆自ら支援を求められない人や、ひきこもりの状態にある人などを把握し、適切な支援につなげることが必要です。
- ◆生活困窮者の抱える課題は、複雑かつ複合的なことも多く、関係機関等が緊密に連携して対応することが必要です。

施策の方針

市民が住み慣れた地域で支え合いながら、支援が行き届く体制の整備を進め、重層的な地域福祉ネットワークの構築と、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組めます。

また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組めます。



福祉に関する相談窓口

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 地域福祉活動の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ◇重層的な地域福祉ネットワークの構築 ◇地域福祉を推進する人材育成 ◇地域住民が主体となった活動の支援 ◇関西福祉大学との連携推進 ◇社会福祉法人の地域公益活動の推進 |
| 2 | 地域福祉推進体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ◇市民ニーズの把握と関係機関との連携強化 ◇包括的な相談支援体制の構築 ◇各協議体のさらなる活性化 |
| 3 | すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ユニバーサル社会づくりの推進と意識啓発 ◇すべての人に配慮した道路・施設整備の推進 |
| 4 | 生活困窮者の自立の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇窓口の周知とアウトリーチ※1による相談支援 ◇関係機関との情報共有と連携の強化 ◇個別の支援プランに基づく自立の促進 ◇地域の社会資源の把握と関係者の相互理解 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|-------------|---|----|-------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2019年度 (令和元年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 福祉ボランティア登録数 | ★ | 人 | 612 | 672 | 722 |
| 集いの場開設数 | ★ | 箇所 | 114 | 210 | 289 |

関連個別計画

赤穂市地域福祉計画

※1アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える

現状と課題



- ◆出生数の低下や家族類型が多様化しており、多彩なニーズに応じた子育て支援サービスのさらなる充実が求められています。
- ◆女性の就労率の増加や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等の利用意向も高まっており、早期の待機児童解消が課題となっています。また、子育てと仕事を両立できる環境づくりを一層推進していくことが必要です。
- ◆安心して子どもを産み育てられる支援の一つとして、子育てに係る経済的負担の軽減が求められています。
- ◆出産や育児に対する不安やストレスは、児童虐待※1のリスクにつながる恐れもあるため、妊産婦が気軽に相談しやすい環境整備や産後ケア事業の推進が必要です。
- ◆地域のつながりが希薄になり、孤立する子育て家庭が増加する中で、子どもの貧困や児童虐待等が深刻な問題となっており、支援を必要とする家庭への対策の強化が求められています。
- ◆住民ニーズが多様化しており、児童館の運営や児童遊園地の維持管理についても、適切な対応が求められています。

施策の方針

安心して出産・子育てができる切れ目のない支援と環境を充実させ、次代を担うすべての子どもが健やかに成長できるまちづくりに、地域全体で取り組みます。さらに、増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所の運営体制および施設整備に取り組みます。

また、児童遊園地の施設について、引き続き、定期的な点検および修繕を行い、公園利用者が安全に利用できるよう維持管理に努めます。



育児相談

※1 児童虐待…子どもの心や体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待に分類される。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|--------------------|---|
| 1 | 子育て支援環境の充実 | ◇子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実 ◇子育てに関する情報提供・相談体制の充実 ◇教育・保育の利用希望に対応した提供体制の充実および施設整備 ◇学校給食費など子育て家庭の経済的負担の軽減 ◇ワーク・ライフ・バランスの推進 |
| 2 | 安心して子どもを産み育てる支援の充実 | ◇妊産婦等の健康の保持増進 ◇不安を感じる妊産婦に対する相談しやすい環境づくり ◇健やかな育児のための産後ケア事業の推進 ◇不妊・不育症に対する支援の充実 ◇妊婦やそのパートナーに対する子育て意識の醸成 |
| 3 | 困難を抱える子どもや家庭への支援 | ◇子どもの貧困対策およびひとり親家庭への支援の充実 ◇児童虐待の予防と早期発見への取組の強化 ◇関係機関との連携によるサポート体制の強化 ◇特定妊婦※1や虐待のリスクのある家庭等への相談支援体制の充実 |
| 4 | 家庭と地域における子育て支援 | ◇各種情報発信等を通じた市民の子育て支援意識の醸成 ◇地域における子どもの居場所づくりの促進 ◇子育て学習センター等、親子の仲間づくりの場への参加促進 ◇住民のさまざまな利用意向に応じた児童館の運営および児童遊園地の適切な維持管理 ◇家庭や地域における食育※2の推進 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|--|---|----|--------------------|-----------------------------|------------------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 子育てしやすい環境にあると思う人の割合 (5年ごとにニーズ調査) | ★ | % | 76.8 | 95.0 (2023年度) (令和5年度) | 95.0 (2028年度) (令和10年度) |
| 保育所待機児童の数(4月1日現在) | ★ | 人 | 8 | 0 | 0 |
| 産婦健康診査2回受診率 | ★ | % | 89.2 | 100 | 100 |
| 新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病 質問票※3が9点以上の産婦の割合 | ★ | % | 11.5 | 9.0 | 9.0 |
| 地域における子どもの居場所の数 | ★ | 箇所 | 2 | 10 | 15 |

関連個別計画

赤穂市子ども・子育て支援事業計画

- ※1 特定妊婦………出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
- ※2 食育………さまざまな経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- ※3 エジンバラ産後うつ病質問票………1987年(昭和62年)に英国で開発された自己記入式の質問票で、産後うつ病のリスクを計る指標の一つとして国内外で最も広く使用されている。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する



現状と課題

- ◆障がいのある人が抱える生活課題や福祉ニーズが多様化しており、それぞれのライフステージ※1等に対応した支援が必要です。
- ◆障がいのある人や家族等の高齢化が進んでおり、緊急時や親亡き後の生活への対応を見据えた体制整備が必要です。
- ◆障がいのある人が社会の一員として尊厳を持った生活が送れるよう、さまざまな障がいに対する理解促進が求められています。
- ◆発達段階に応じた支援を行うため、障がいのある子どもの早期発見と早期療育が必要です。

施策の方針

多様化する福祉ニーズに対応するため、障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援など幅広く障がいのある人を支える体制の充実に取り組みます。

障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、市民・団体・事業者等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

障がいのある子どもの特性に応じた適切な療育の実施のため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、各種サービスや支援体制の充実を図り、子どもたちの健やかな成長につながるよう取り組みます。



手話講座

※1 ライフステージ…人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|---------------------|--|
| 1 | 住み慣れた地域での生活支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◇多様化するニーズに対応する障害福祉サービスの充実 ◇障がいに関する相談体制と関係機関が連携した支援体制の充実 ◇障がいのある人の親亡き後の生活や医療的ケア児(者)に対応できる支援体制の整備 ◇障がいのある人の地域生活を支援するネットワークの促進 |
| 2 | 生きがいのある生活と社会参加の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇手話通訳者の派遣や移動支援の利用等による社会参加への促進 ◇スポーツや文化活動に参加する機会や情報の提供 ◇障がいのある人が能力に応じた就労ができる場の確保と就労環境の整備 ◇赤穂市障害福祉サービス事業所「さくら園」の運営による就労支援 |
| 3 | 障がいを理解し共生する社会づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇障がいに対する理解を深める啓発の推進 ◇福祉の担い手の育成への支援 ◇障がいのある人とのコミュニケーション(手話、点字等)の普及啓発 |
| 4 | 障がいのある子どもへの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児健診等における適切な支援と相談体制の充実 ◇支援を必要とする子どもの早期発見と早期療育実施 ◇赤穂市児童発達支援事業「あしたば園」の運営による早期療育 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|------------------|---|----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 福祉施設入所者の地域生活への移行 | ★ | 人 | 3 | 10 | 15 |
| 福祉施設からの一般就労者数 | ★ | 人 | 10 | 12 | 13 |

関連個別計画

赤穂市障がい者福祉プラン

赤穂市障がい福祉計画

赤穂市障がい児福祉計画

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

第
一
章
安
心

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる



現状と課題

- ◆高齢化の進展により、ひとり暮らし、老老介護、地域の中での孤立など、高齢者をとりまくさまざまな生活環境への対応が求められています。
- ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者一人ひとりの特徴に応じた健康づくりと介護予防等を通じた地域づくりを進める必要があります。
- ◆高齢者の経験や能力を活かし、地域で活躍できる環境づくりは、介護予防、生きがいづくりの視点からも求められています。
- ◆高齢化と人口減少に伴い、介護の担い手が不足しており、人材の育成および確保のための取組が必要です。
- ◆複合的課題を抱える世帯が増加しており、地域全体で高齢者の生活を支えるシステムの推進が必要です。

施策の方針

高齢者の身体的、精神的および社会的な特性を踏まえ、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防事業に取り組みます。

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいき暮らせるよう、生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、支援や介護が必要となっても安心して生活できるまちづくりを進めます。



介護予防教室

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-------------------|--|
| 1 | 健康づくりと介護予防の一体的な推進 | ◇効果的な健康づくり活動と保健事業の推進 ◇気軽に参加できる介護予防の場の拡充 ◇地域住民が主体となった介護予防活動の支援 ◇健康づくりと介護予防に関する知識の普及啓発 ◇認知症施策の推進 |
| 2 | 生きがいくくりと社会参加の推進 | ◇老人クラブ活動への支援 ◇多様化する高齢者の生きがいくくりへの支援 ◇地域ぐるみで行うふれあい事業の推進 |
| 3 | 地域包括ケアシステム※1の推進 | ◇地域包括支援センター※2を中心とした包括的な相談体制の充実 ◇切れ目のない介護予防・生活支援サービス提供体制の整備 ◇生活支援を担う人材の育成と活動の支援 ◇地域で支え、支えあう仕組みづくり ◇関係機関との連携強化と推進 ◇高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実 ◇介護サービスの基盤整備と質の向上 ◇在宅福祉サービスの充実 ◇成年後見制度※3の利用促進 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|----------------------------|-----|-------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2019年度 (令和元年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の設置数 ★ | 箇所 | 1 | 6 | 11 |
| 赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数 ★ | 事業所 | 70 | 80 | 100 |
| 後期高齢者医療保険健康診査受診率 ★ | % | 19.0 | 21.0 | 23.0 |
| 介護予防リーダー※4が運営する活動団体数 ★ | 団体 | 57 | 95 | 120 |

関連個別計画

赤穂市地域福祉計画

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

赤穂市健康増進計画

- ※1 地域包括ケアシステム…要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
- ※2 地域包括支援センター…保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などを配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。
- ※3 成年後見制度………家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人等が、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。
- ※4 介護予防リーダー………地域において、自主グループ活動などを通じ、介護予防活動を推進するボランティア。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する



現状と課題

- ◆医療保険制度は、市民のいのちと健康を保つ制度として安定的に運営していくことが必要です。
- ◆国民健康保険制度は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴って1人当たり医療費が増加傾向にあり、事業運営は厳しい状況が続くものと見込まれるため、財政運営の安定化を推進していくことが必要です。
- ◆制度改革の的確に対応するとともに、国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料の収入確保が必要です。
- ◆被保険者の生活の質の維持および向上を図り、医療費の伸びを抑制する観点から、生活習慣病※1の発症や重症化を予防する取組が必要です。
- ◆福祉医療費等助成制度の持続可能な制度運営により、障がいのある人やひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図っていくことが必要です。
- ◆高齢化等により自立が困難な被保護世帯への適切な支援が必要です。
- ◆生活を支える年金制度を安定させるため、制度に対する理解の促進に努めることが必要です。

施策の方針

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営を推進するとともに、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援することにより、生活習慣病の予防に取り組むなど、医療費の適正化に努めます。また、今後も安心して医療を受けられるよう福祉医療費等助成制度の適正な運営に努めます。

市民が健康で文化的な生活を営めるよう、生活保護制度の周知と適正な運営に努めるとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

日本年金機構等の関係機関と連携しながら、国民年金制度に対する正しい理解と関心を深め、制度改正についても理解を得られるよう周知を図ります。

※1 生活習慣病…食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

施策の展開

| 項目 | 主要な取組 |
|--------------------|--|
| 1 医療保険制度の適正な運営 | ◇生活習慣病の発症・重症化予防のための保健事業の充実 ◇医療費適正化対策の推進 ◇被保険者の立場に立った納付しやすい環境整備 |
| 2 福祉医療費等助成制度の適切な運営 | ◇福祉医療費等助成制度の周知 ◇県および関係部署と連携した適切な助成の実施 |
| 3 生活保護制度の適正な運営 | ◇生活保護制度の周知 ◇生活保護法に基づく適正な保護の実施 |
| 4 国民年金制度の理解促進 | ◇国民年金の各種制度の周知 ◇年金相談(姫路年金事務所出張相談、社会保険労務士による年金相談)の利用勧奨 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|---------------|-----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 国民健康保険税収納率 | ★ % | 71.80 | 72.50 | 73.00 |
| 後期高齢者医療保険料収納率 | ★ % | 98.46 | 98.70 | 99.00 |
| 介護保険料収納率 | ★ % | 95.34 | 95.50 | 96.00 |
| 一人当たり医療費 | ★ 円 | 424,522 | 472,000 | 508,000 |
| 後発医薬品※1使用割合 | ★ % | 77.20 | 78.60 | 79.60 |

関連個別計画

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| 赤穂市地域福祉計画 | 赤穂市国民健康保険特定健康診査※2等実施計画 |
| 赤穂市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画) | 赤穂市健康増進計画 |

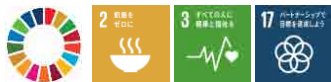
※1 後発医薬品……ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分や効果を持つ安価な医薬品のこと。

※2 特定健康診査……40歳から74歳の人を対象に、加入している健康保険組合等(医療保険者)が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防・改善するための健康診査。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実

⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する



現状と課題

- ◆生涯を通じて誰もが心身とも健康で、いきいきと暮らせるための環境づくりが求められています。
- ◆本市での死亡原因が第1位のがんについて、早期発見・早期治療による救命が重要であるため、がん検診の受診率の向上が必要です。
- ◆国内におけるさまざまな感染症の流行を踏まえ、疾病の発症・重症化を予防するために必要な予防接種の接種率向上を図ることが必要です。また、市民が免疫を獲得していない新型インフルエンザなどによる感染症のまん延が懸念されるため、平時からの対応策の構築が必要です。
- ◆本市における自殺死亡率は、国や県と比較するとおおむね低く推移しているものの、ライフステージに応じた自殺対策の推進が求められています。

施策の方針

誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指し、生涯を通じて自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくり活動を推進します。

また、新型インフルエンザ等さまざまな感染症の流行に備え、感染症の予防と普及啓発に努めます。

近年、健康問題、経済・生活問題などが原因で自殺に追い込まれるという危機が生じていることから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、相談支援体制の充実に取り組みます。



生活習慣病健診

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|------------|---|
| 1 | 健康づくりの推進 | ◇ライフステージに応じた健康づくり活動の推進 ◇健康的な生活習慣を目指した食育の推進 ◇健康づくり無関心層を含めた健康づくり施策の推進 ◇歯と口腔機能の維持を目指した歯科保健対策の推進 ◇健康の増進に関する正しい知識の普及 |
| 2 | 生活習慣病予防の推進 | ◇特定健診・特定保健指導実施率の向上 ◇がん検診受診率の向上 ◇糖尿病重症化予防事業等による生活習慣病予防対策の推進 |
| 3 | 感染症予防の推進 | ◇感染症予防対策の推進 ◇平時からの新型インフルエンザ等の予防に関する普及啓発 ◇新型インフルエンザ等新たな感染症に対応するため関係機関との連携強化 |
| 4 | こころの健康づくり | ◇自殺対策の充実 ◇こころの健康に関する相談支援体制の充実 |

目標指標

| 指標 | | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|------------------------|-------|-----|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 健康寿命の延伸 (県が5年ごとに算定) | ★ 男性 | 歳 | 79.65 (2015年度) (平成27年度) | 平均寿命の増 加分を上回る 健康寿命の増加 | 平均寿命の増 加分を上回る 健康寿命の増加 |
| | 女性 | | 84.28 (2015年度) (平成27年度) | | |
| がん検診受診率 | 胃がん | ★ % | 9.5 | 50.0 | 55.0 |
| | 肺がん | | 24.3 | 50.0 | 55.0 |
| | 大腸がん | | 22.8 | 50.0 | 55.0 |
| | 子宮頸がん | | 21.3 | 50.0 | 55.0 |
| | 乳がん | | 20.5 | 50.0 | 55.0 |
| ゲートキーパー※1研修受講人数 | | ★ 人 | 92 | 302 | 452 |

関連個別計画

| | |
|------------------------|----------------------|
| 赤穂市地域福祉計画 | 赤穂市健康増進計画 |
| 赤穂市自殺対策計画 | 赤穂市子ども子育て支援事業計画 |
| 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 | 赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画 |
| 赤穂市障がい者福祉長期計画 | 赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画 |
| 赤穂市新型インフルエンザ住民接種計画 | |

※1ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実

⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる



現状と課題

- ◆地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を維持するためには、各医療機関の連携強化が求められています。
- ◆高齢化に対応するために、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供が求められています。
- ◆市民病院は、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、第2種感染症指定医療機関としての機能を有していることから、今後も地域医療の拠点として機能の継続が求められています。
- ◆市民病院は、常勤医師不足と診療科偏在の解消を目指すとともに、西播磨地域の最後の砦として高度医療の実施による地域完結型医療を提供するために、近隣医療機関等と連携することが必要です。

施策の方針

医療・介護・保健・福祉の機関が互いに連携し、市民が安心して適切な医療を受けることができるよう地域医療体制の充実を図ります。

また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことを啓発します。

市民病院では、人口減少と高齢化に伴う医療ニーズの変化、患者が求める医療の高度化、多様化が進む中、救急医療への積極的な関わりを持ち、2022年度(令和4年度)開設予定の県立はりま姫路総合医療センター(仮称)など近隣医療機関等と連携強化を図り、西播磨地域の中核病院としての医療提供の実現を進めます。



PET-CT



市民病院新館

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-------------|--|
| 1 | 在宅医療提供体制の充実 | ◇「かかりつけ医」の必要性の啓発 ◇医療・介護・福祉の連携強化 ◇在宅療養を支える入院医療体制の確保 ◇看取りを含めた終末期を迎えるための体制づくり |
| 2 | 救急医療体制の充実 | ◇医療機関と消防の連携および広域救急医療体制※1の充実 ◇市民病院において、救急告示病院および一般・小児の救急輪番体制※2を維持し、二次救急医療体制※3の充実 ◇消防からの救急要請に対する受入体制の強化 |
| 3 | 市民病院の安定運営 | ◇常勤医師の確保等による診療体制の充実 ◇医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携による地域医療体制の推進 ◇産科医師の確保と産後ケア体制の充実 ◇人間ドック、PET-CT検診※4などの予防医学の充実 ◇兵庫県赤穂健康福祉事務所を中心とした感染症に係る医療体制の強化 ◇西播磨地域の中核病院としての機能充実と医療需要を加味した経営 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|-------------------|-----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 健診センター利用者数 | ★ 人 | 9,609 | 10,300 | 10,800 |
| 医療機関から市民病院への紹介件数 | ★ 件 | 6,987 | 7,200 | 7,400 |
| 市民病院から医療機関への逆紹介件数 | ★ 件 | 6,903 | 7,200 | 7,400 |

関連個別計画

赤穂市健康増進計画

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

赤穂市民病院改革プラン

※1 広域救急医療体制…ドクターヘリ等の活用も視野に入れた広域的な救急医療体制のこと。

※2 救急輪番体制…各市や郡単位等の地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院（一部有床診療所）が日を決めて順番に担当する救急体制。

※3 二次救急医療体制…入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療体制。

※4 PET-CT検診…がん治療で使われる最先端の画像診断装置（ポジトロン断層撮影装置とコンピューター断層撮影装置を組み合わせた機器）を使った検診のこと。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(3) 安全な暮らしを実現する強^{きょうじん}な都市基盤の整備

⑧災害に強い安全で強^{きょうじん}なまちをつくる



現状と課題

- ◆南海トラフ地震や山崎断層帯地震などによる災害に備えた海岸・河川の施設整備が必要です。
- ◆市内の住宅の耐震化率は全国平均に比べて低い水準となっているため、住宅の耐震化を計画的に進めることが一層必要となっています。
- ◆密集市街地の防災力の向上に向けた都市基盤の整備が求められています。
- ◆従来の経験やデータが通用しない予想を超える台風や豪雨による風水害・土砂災害が増加しており、減災力の向上のための環境整備が求められています。
- ◆農業従事者の減少および高齢化による、ため池等の管理体制の弱体化への適切な対応が求められています。
- ◆災害の多様化、大規模化により、公助だけではなく積極的な自助共助が求められています。
- ◆山地災害に関する知識や防災意識の向上に向けた普及啓発が求められています。
- ◆ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの災害弱者への支援体制の充実を図ることが必要です。
- ◆災害発生時に円滑な対応がとれるように、関係機関との十分な連携・協力体制の構築が求められています。

施策の方針

誰もが安心して暮らせるように、風水害、地震などの自然災害から市民の生命と財産、生活を守るため、国・県との連携により、海岸・河川などの施設整備や密集市街地の狭^{きょう}あい道路の拡幅整備等の環境整備を図るとともに、住宅の耐震化を促進します。

また、市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を含めた防災体制の確立を図るため、赤穂市地域防災計画およびハザードマップ※1等を適時適切に見直し、マイ避難カードの作成や近年の災害事例を教訓とした防災意識の高揚や避難行動要支援者※2に対する支援体制の充実を図り、市民が地域で取り組む実情に応じた防災づくりを支援します。

施策の展開

| 項目 | 主要な取組 |
|---------------|--|
| 1 防災インフラの整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇海岸防波堤(海岸保全施設)の定期点検(5年ごと)および計画的な維持管理 ◇県と連携した防潮設備等の整備促進 ◇県と連携した河川未整備区間の早期完成および河道内樹木伐採と堆積土砂除去による流下能力の確保 ◇災害予測される箇所把握と事前防止対策の実施 ◇雨水排水施設の計画的な更新と耐震化の推進 |

※1ハザードマップ……自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

※2避難行動要支援者…要配慮者(高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人)のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

| | | |
|---|----------------------|---|
| 2 | きょうじん 強靱な市街地の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇耐震性のない住宅に対する意識啓発活動の実施 ◇住宅の簡易耐震診断の推進 ◇耐震改修工事費等補助金の交付 ◇密集市街地の狭あい道路の拡幅整備 |
| 3 | 治山・治水事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ため池の適正な維持管理および講習会の開催 ◇排水機場の計画的な改築・施設更新による適切な維持管理 ◇頭首工・樋門等の農業用施設の定期的な点検による適切な維持管理 ◇県と連携した治山事業や荒廃林整備の推進 ◇県・市・警察・消防・地元自治会等の関係者による防災パトロールの実施 |
| 4 | 地域防災力の向上および防災体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇実際の災害を想定した防災訓練や情報伝達訓練の実施 ◇自主防災組織の育成強化および地域防災リーダーの養成 ◇赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)、赤穂市公式LINE等の活用による情報発信 ◇避難行動要支援者情報の把握 ◇自主防災組織等による個別支援計画の作成促進 ◇防災情報の提供体制の整備・充実 ◇防災備蓄品の確保・充実 ◇業務継続※1・受援体制※2の整備 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|--------------------------|---|----|---------------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 耐震性が確保された住宅の割合 | ★ | % | 83.0 | 97.0 | 99.0 |
| 密集市街地の狭あい道路の拡幅整備延長 | ★ | m | 708 | 1,142 | 1,246 |
| ため池ハザードマップの作成数 | ★ | 箇所 | 14 | 20 | 22 |
| 雨水ポンプ場の耐震施設 | ★ | 箇所 | 2 | 5 | 5 |
| 赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)登録数 | ★ | 人 | 5,895 | 8,000 | 9,500 |
| 個別支援計画作成数 | ★ | 件 | 58 (2019年度) (令和元年度) | 108 | 158 |

関連個別計画

| | |
|-----------------|------------------------|
| 赤穂市強靱化計画 | 赤穂市地域防災計画 |
| 赤穂市国民保護計画 | 赤穂市地域福祉計画 |
| 赤穂市耐震改修促進計画 | 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 |
| 赤穂市災害時受援計画 | 赤穂市下水道総合地震対策計画 |
| 下水道ストックマネジメント計画 | |

※1 業務継続…大規模災害の発生により、市役所機能が低下する中であっても、市民生活への影響を最小限とするよう、災害対応業務のほか、必要な行政サービスを可能な限り維持していくこと。
 ※2 受援体制…大規模災害発生時、市の業務継続計画で定めた非常時優先業務を実施するにあたり、外部からの応援や支援が必要な場合に、応援要請や円滑な受け入れを行うための体制のこと。

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(3) 安全な暮らしを実現する強^{きょうじん}靱な都市基盤の整備

⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる



現状と課題

- ◆人口減少社会に対応した効果的な消防・救急体制づくりが求められています。
- ◆女性の消防職・団員の活動体制の充実によるきめ細やかなサービスの向上が必要です。
- ◆人口減少や団員の高齢化などにより消防団員数が減少しているため、団員の確保に向けた取組が必要です。
- ◆小規模社会福祉施設など新しい形態の施設に対する適切な防火指導が必要です。
- ◆危険物施設の老朽化による事故防止対策等の取組が求められています。
- ◆大規模な火災や事故等に対する備えのさらなる強化が必要です。

施策の方針

人口減少や災害の多様化など社会環境の変化を踏まえて、消防車両・資機材等の計画的な更新整備を図るとともに、ドローン操縦士資格取得者を養成するなど、迅速・的確・確実な災害対応ができる消防・救急体制づくりに努めます。

また、自治会や事業所、大学などに働きかけ消防団員の確保を図るとともに、消防団OBが消防団活動を支援できる体制を整備し、さらには、消防団詰所を計画的に順次建て替え、団員の活動体制の充実に努めます。

市民の防火意識の高揚を図るとともに、物品販売店舗や宿泊施設、飲食店など多数の人が出入りする建物および危険物施設等において、効果的な火災予防の推進を図ります。

自主防災組織の育成強化に取り組み、災害時に地域で助け合えるシステムの構築を推進します。



救急教室



救助訓練(車両)

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-------------------------------|--|
| 1 | 効果的な消防・救急体制の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇女性の消防職・団員の活動体制づくりの推進 ◇消防の広域化または消防指令業務の共同運用の検討 ◇消防団詰所の整備 ◇救急業務高度化の推進 ◇救急救命士の養成 ◇ドローン操縦士資格取得者の養成 |
| 2 | 消防団員確保の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇消防団員の入団促進 ◇団員の福利厚生の充実 ◇団員安全装備品の整備 |
| 3 | 事業所や危険物施設における防火対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇立入検査の実施 ◇違反事業所への違反是正指導 ◇専門的知識を有する職員の育成 |
| 4 | 消防車両・資機材、通信指令設備の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇消防車両の計画的整備 ◇消防救急装備品の充実 ◇通信指令設備の維持管理 |
| 5 | 市民の災害対応能力と防災意識の向上および応急手当の普及推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇防火防災訓練の実施 ◇自主防災組織と消防団との連携強化 ◇応急手当の普及を推進し、市民による病院到着前救護体制の構築 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|-------------------|---|----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 消防訓練、防火・防災講習会参加人員 | ★ | 人 | 2,297 | 2,700 | 3,000 |
| 活動救急救命士数 | ★ | 人 | 36 | 39 | 42 |
| 応急手当等講習会開催数 | ★ | 回 | 120 | 125 | 130 |
| 消防団詰所建て替え数 | ★ | 棟 | 3 | 5 | 7 |
| 消防団員数 | ★ | 人 | 587 | 620 | 620 |

関連個別計画

赤穂市消防計画

安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(3) 安全な暮らしを実現する強^{きょうじん}靱な都市基盤の整備

⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する



現状と課題

- ◆通学路等における子どもの交通事故防止のため、危険箇所を把握し、交通安全対策を進める必要があります。
- ◆高齢者による自動車運転事故防止のため、認識しやすい交通安全施設を整備する必要があります。
- ◆地域の防犯および交通安全のため、自治会管理外灯の設置やLED化による安全な環境づくりが必要です。
- ◆窃盗・傷害などといった犯罪をはじめ、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもが巻き込まれる犯罪への懸念から、地域で犯罪抑止に取り組む必要があります。
- ◆犯罪被害者等が受けた精神的被害の早期回復・軽減とともに日常生活を守ることが必要です。
- ◆消費生活の安全確保のため、消費者教育・啓発や消費生活相談窓口の充実が必要です。

施策の方針

警察・交通安全協会等と連携し、市民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備を図り、交通事故のないまちを目指します。また、地域における防犯灯および防犯カメラ整備や防犯活動を推進し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等への支援内容の充実に向けた取組を検討し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

消費生活センターと関係機関との連携のもと、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図るとともに、消費者協会活動への支援を行い、市民の消費生活の安全と利益を守ります。



交通安全教室



防犯カメラ

施策の展開

| 項目 | 主要な取組 |
|--------------------|--|
| 1 通学路の安全確保 | ◇警察や教育委員会等と連携し、通学路における危険箇所対策の実施 |
| 2 交通安全のための道路・設備の整備 | ◇外側線等の路面標示の劣化などを把握し、危険箇所を改善実施 ◇交差点など危険箇所の把握に努め、カーブミラーやガードパイプなどの設備整備の推進 |
| 3 交通安全対策の推進 | ◇交通事故防止運動の実施 ◇交通安全教室の実施 ◇高齢者の運転免許証自主返納のための支援 |
| 4 防犯活動の充実 | ◇交通指導員による登下校時の交通立ち番実施 ◇保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実 ◇まちづくり防犯グループ、警察、防犯協会等と連携した防犯対策・活動の強化 ◇自治会管理外灯の設置やLED化への支援 |
| 5 犯罪被害者支援活動の充実 | ◇警察等との関係機関、NPO※1等の支援団体と連携の強化 ◇赤穂市犯罪被害者支援内容の充実に向けた検討 |
| 6 消費者教育・啓発・相談体制の充実 | ◇消費生活出前講座による啓発活動 ◇啓発チラシの発行 ◇資格を持つ消費生活相談員による相談 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|--------------------|-----|----------------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2019年 (令和元年) | 2025年 (令和7年) | 2030年 (令和12年) |
| 交通事故発生件数(人身事故) | ★ 件 | 147 | 129 | 110 |
| 交通事故発生件数(物損事故) | ★ 件 | 1,107 | 996 | 885 |
| 高齢者の交通事故発生件数(人身事故) | ★ 件 | 77 | 71 | 65 |
| 指標 | 単位 | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 防犯カメラ設置台数(市、自治会管理) | ★ 台 | 215 (2019年度) (令和元年度) | 245 | 270 |
| 自治会管理外灯のLED灯への転換灯数 | ★ 灯 | 103 | 110 | 120 |
| 犯罪認知件数 | ★ 件 | 274 | 253 | 233 |
| 消費生活出前講座の開催件数 | ★ 件 | 3 | 5 | 8 |
| 消費生活相談の相談件数 | ★ 件 | 247 | 250 | 300 |

関連個別計画

赤穂市通学路交通安全プログラム

※ I NPO…Non Profit Organizationの略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。



1955年(昭和30年)ごろの播州赤穂駅西踏切



2020年(令和2年)現在

第2章 快適

自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

| | |
|--------|--|
| 政 策 | (4) 快適で魅力ある都市空間の形成 (5) 自然環境の保全と住環境の充実 |
|--------|--|

快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する



現状と課題

- ◆赤穂市国土利用計画は、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を果たしてきましたが、土地需要が減少する人口減少時代においては、土地を適切に管理し荒廃を防ぎ土地利用の質的向上を図ることが求められています。
- ◆人口が減り、少子高齢化が進む中でも活力を保ち、誰もが豊かさを実感できる快適で魅力ある都市空間の形成が求められています。
- ◆市街化区域内では、民間事業者による宅地開発が行われており、優良な宅地が供給されるよう適正な指導が求められています。
- ◆赤穂インターチェンジ周辺など広域交通条件の優れた地区において、産業用地としての活用が求められています。
- ◆市街化調整区域の厳しい土地利用規制により地域活力の低下が懸念される既存集落において、特別指定区域制度※1を活用した住民主体のまちづくりが求められています。
- ◆地籍の未整理地においては、公共事業の難航や経済活動が停滞する恐れがあり、その対策が求められています。
- ◆近年、国においては、市民生活を支えるサービス機能が確保された持続可能な都市づくりに向けた集約型都市構造化※2が都市政策の主眼となっています。

施策の方針

安全で豊かなまちづくりを実現するため、自然や文化、社会経済情勢等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について検討し、地域の特性を活かした計画的な土地利用を推進します。

市街化区域内では、開発許可による優良な宅地開発を促進します。

市街化調整区域内では、地区計画制度や特別指定区域制度等を活用し、地域のまちづくり団体による住民主体のまちづくりを促進します。特に、赤穂インターチェンジ周辺の農地は、関連計画との整合を勘案し、開発整備の必要性について慎重に判断の上、農業との適切な調整を図りながら、地区計画等を用いて計画的な開発整備を推進します。

また、道路事業など公共事業の確実な事業進捗を図るため、地籍調査※3の先行実施に取り組みます。

さらに、「コンパクト・プラス・ネットワーク※4」の考え方を基本に、人口減少・高齢化社会にあっても、医療・福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、コンパクトな都市構造への転換を推進します。

※1 特別指定区域制度……………市街化調整区域の土地利用に関する兵庫県の制度。市町や地域のまちづくり団体が住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を策定した場合に、市町からの申出により、県が条例で特別指定区域を指定し、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現する制度。

※2 集約型都市構造化……………都市圏を高密度な拠点のネットワーク構造に転換していくこと。

※3 地籍調査……………土地における地籍（土地に関する戸籍）の明確化を図ることを目的として、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目および境界の調査と面積に関する測量を行い、精度の高い地図等（地籍図、地籍簿）を作成する事業。

※4 コンパクト・プラス・ネットワーク…特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-------------------------|---|
| 1 | 安全で豊かな住民主体の計画的なまちづくりの推進 | ◇市街化区域・市街化調整区域や用途地域など都市計画制度の適正な運用 ◇地区計画制度や特別指定区域制度の活用による土地利用の推進 ◇立地適正化計画制度※1の検討と計画策定に向けた取組の実施 |
| 2 | 開発行為等に対する適正な指導 | ◇県と連携した適正な開発指導、開発許可の実施 |
| 3 | 地籍調査の推進 | ◇国・県公共事業と連携した地籍調査の実施 ◇市の公共事業と連携した地籍調査の実施 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|---------------------------------|----|-------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2019年度 (令和元年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| まちづくり活動(地域に応じた土地利用の検討等)を行う団体数 ★ | 団体 | 4 | 6 | 9 |
| 開発行為等に対する指導 | 件 | 6 | 42 | 72 |
| 地籍調査等実施済面積 ★ | K㎡ | 11.48 | 12.5 | 13.5 |

関連個別計画

赤穂市国土利用計画

赤穂市都市計画マスタープラン

赤穂市土地利用計画

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

第2章
快適

※1 立地適正化計画制度…行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための都市計画上の制度。

快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

⑫ 利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する



現状と課題

- ◆国道2号や主要地方道など市内幹線道路のネットワークの向上による、さらなる人・モノの円滑な流れと災害時の代替性の確保が求められています。
- ◆国道250号高取峠は、急カーブや急こう配の箇所があり、交通事故が多く、トンネル化等による安全性向上が求められています。
- ◆都市計画道路の整備促進が求められています。また、交通需要の変化に伴う都市計画道路の見直し検討結果に基づいた適切な事業推進が求められています。
- ◆健康増進やレジャーなど身近な交通手段としての自転車の活用が必要です。
- ◆高度経済成長期に造られた橋梁など多くの重要な道路施設の老朽化に伴う適切な維持管理が必要です。
- ◆児童を巻き込む痛ましい事故を踏まえた通学路交差点等の安全性向上をはじめとした、誰もが安全に通行できる道路環境などの整備が求められています。
- ◆公共交通においては、通勤通学者や交通弱者の移動手段の確保など、誰もが安心して暮らし続けるために必要な利便性が求められています。

施策の方針

国・県に対し、国道2号へのアクセス向上など、国道・県道の整備促進を要請し、市内外の交流の活性化や市内交通の円滑化を図るため、機能的で有機的な幹線道路、生活道路を整備することにより、地域の産業経済活動を支えるとともに、市民生活の利便性、安全性の向上を図ります。

また、安全で快適な道路環境を維持するため、橋梁等道路施設点検や点検結果に基づく適切な修繕を行い施設の長寿命化※1を図ります。

市民・交通事業者・行政が連携し、市民の利便性の向上と地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実を図ります。



市内循環バス「ゆらのすけ」

※1 長寿命化…消耗品やインフラ等の耐久性を向上させ、改修や補修等により施設が長持ちすること。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 市内幹線道路等の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇国道・県道の交通円滑化や安全性向上を図るため、国・県に対して要望活動の実施 ◇地籍調査事業を先行実施することによる円滑な事業実施 ◇都市計画道路の整備促進 (有年駅北線、有年駅南線、野中浜市線、塩屋野中線、赤穂大橋線、唐船線) ◇自転車活用のためのサインなど、自転車利用空間の整備促進 |
| 2 | 橋梁等道路施設の適切な維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ◇点検や補修対策の適切な実施と状況に応じた速やかな緊急対策による施設の安全性確保 ◇長寿命化と維持管理の効率化によるライフサイクルコスト※1の抑制 ◇PDCAサイクルによる見直しを通じた施設ごとの安全性確保とより効率的な修繕計画の実現 |
| 3 | 通学路の安全性向上 | <ul style="list-style-type: none"> ◇交通量の多い交差点から順次整備実施 ◇国道・県道との交差点について事業実施時期などの調整 |
| 4 | 公共交通の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇市内を運行する路線バスの維持・確保 ◇地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実 ◇市内循環バス・定住自立圏による圏域バスの運行の充実 ◇有年地区におけるデマンドタクシーの運行の充実 ◇JRの利便性の向上に向けて関係機関への積極的な働きかけ |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|---------------------|---|----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 点検済橋梁数(2巡目) | ★ | 橋 | 0 | 394 | 394 |
| 安全対策が必要な交差点 | ★ | 箇所 | 41 | 0 | 0 |
| 区画整理区域内の都市計画道路の整備延長 | ★ | m | 1,579 | 1,759 | 2,403 |
| (都)大橋線・唐船線の整備延長 | ★ | m | 200 | 533 | 658 |
| 市内循環バス利用者数 | ★ | 人 | 22,133 | 28,000 | 28,000 |
| 圏域バス利用者数 | ★ | 人 | 11,803 | 12,400 | 12,400 |
| 市内JR駅1日平均乗車客数 | ★ | 人 | 5,377 | 5,500 | 5,500 |
| デマンドタクシー利用者数 | ★ | 人 | 338 | 600 | 600 |

関連個別計画

赤穂市橋梁長寿命化修繕計画

※1ライフサイクルコスト…製品や構造物（建物や橋、道路など）が整備されてから、その役割・供用を終えるまでに必要となる総費用額。

快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

⑬水とみどり豊かな都市をつくる



現状と課題

- ◆公園・緑地に対する市民ニーズの多様化に対応した整備を促進することが求められています。
- ◆赤穂城跡公園や土地区画整理施行区域内の未供用公園の整備を促進することが求められています。
- ◆公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた施設更新整備が必要です。
- ◆街路樹の健全な保全とともに、安全な通行のための対策が必要です。
- ◆壁面緑化やグリーンカーテン※1など市民や事業者等の取組の推進が必要です。

施策の方針

豊かな自然環境の保全を図り、自然、景観、歴史等の地域資源を活かした都市公園等の整備を進めるとともに、公園施設の長寿命化による改築更新の際には、公園利用者のニーズに応じた効果的な整備を推進します。

また、身近なみどりである街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、市民との協働により自然を守り育て、本市の地域特性を活かした水とみどり豊かなまちづくりを推進します。



公園の芝生化



野中・砂子公園

※1グリーンカーテン…自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策として、ツル性の植物を窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|------------|--|
| 1 | 公園緑地の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇土地区画整理施行区域内の未整備公園の整備促進 ◇赤穂城跡公園の整備促進 ◇公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた更新・整備 ◇城南緑地等の緑の保全管理 ◇市民の健康増進意識の高まりに対応した河川敷緑地等の整備促進 ◇赤穂海浜公園の充実に向けた県との連携・協力 ◇瀬戸内海国立公園の良好な環境の保全 |
| 2 | 街路樹の適切な管理 | <ul style="list-style-type: none"> ◇適時適切な害虫防除の実施による樹木の健康保持 ◇適時適切な樹木剪定による良好なまちなみ景観維持 ◇お城通りの黒松は良好な景観形成に必要な街路樹であることを踏まえ特に丁寧な維持管理 ◇適切な管理による通行障害や見通し不良箇所の解消 |
| 3 | 都市緑化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇市民参加による公園の芝生化等の推進 ◇市民が実施する壁面緑化やグリーンカーテンなどの取組の支援 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|----------------|--------|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 市民1人当たりの都市公園面積 | ★ ㎡ | 40.3 | 44.7 | 46.8 |

関連個別計画

赤穂市緑の基本計画

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

第2章
快適

快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(5) 自然環境の保全と住環境の充実

⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する



現状と課題

- ◆豊かな自然環境とふれあいを持つ場や学習する機会が減少しており、環境学習の場が求められるため、子どもの頃から環境を意識した多角的な視点を養成することが必要です。
- ◆里山の保全是、豊かな自然環境だけでなく多種多様な生態系を維持する上でも重要です。
- ◆地域の人口減少や高齢化による里山環境の管理不足に伴う適切な対応が求められています。
- ◆大気・河川・海域の環境調査や工場・事業場への立入調査を実施することにより良好な生活環境を保全することが必要です。
- ◆民間事業者による産業廃棄物最終処分場計画について、市域の良好な環境保全に向けた対応が必要です。
- ◆人口減等によりごみの排出量は漸減傾向にあるものの、資源循環型社会の構築に向けてさらなるごみ分別の徹底やリサイクルの推進が求められています。
- ◆経年により老朽化したごみ処理施設については、広域処理による施設整備の検討と既存施設の安定稼働のため適正な維持管理を行うことが必要です。
- ◆将来にわたる水道水の安定供給と快適な生活環境の確保に向け、上下水道施設の適正な維持管理と計画的な更新を行うとともに、経営の健全化を図ることが求められています。

施策の方針

市民が自然に親しみ学ぶ機会の充実を図るとともに、里山などの自然条件に息づく生態系への配慮を含め、豊かな自然環境の保全・育成に取り組みます。

市民の生命の源である「清流」千種川をはじめとした本市の豊かな自然環境を、将来にわたり守っていくため、水質調査等の環境調査や大気汚染の監視を行います。また、市民・事業者・行政が一体となって良好な生活環境の保全や低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

ごみ処理については、さらなる分別・減量・資源化を図り、施設の機能維持とともに適正処理に努め、資源循環型社会の形成と地球温暖化対策に取り組みます。

水道施設については、適正な維持管理および計画的な更新・耐震化を行い、安定した給水を確保するとともに、水質管理を適正に行い、水道水の安全性を確保します。また、経営の健全化を図り、将来にわたって水道水を安定的に供給します。

下水道施設についても、適正な維持管理と計画的な更新・耐震化を行い、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を行います。また、効率的な経営を図り、持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|---------------------------|---|
| 1 | 環境学習の場の提供による自然環境の保全 | ◇赤穂こどもエコクラブをはじめとする体験学習や環境イベントの充実 ◇県・近隣自治体と連携した環境啓発活動の展開 |
| 2 | 里山の適正な維持管理 | ◇里山防災林整備事業(県営)の円滑な推進 ◇地元関係者による里山保全への支援 ◇「赤穂ふれあいの森」、「あこう河鹿の森」や遊歩道の定期的な保育事業による適切な維持管理 |
| 3 | 調査体制の維持と低炭素社会の実現に向けた取組の推進 | ◇大気監視局での窒素酸化物など大気汚染物質の測定 ◇千種川等の水質調査や道路交通騒音調査の実施 ◇温室効果ガス排出量削減の推進 ◇環境に配慮した製品の購入、使用の推進 |
| 4 | 資源循環型社会の構築 | ◇ごみの排出抑制や分別、再利用、資源化の推進 ◇効果的な資源ごみ集団回収や生ごみ堆肥化機器の普及 ◇リサイクル施設の有効活用による再資源化の推進 ◇ごみ処理施設の長寿命化と不燃物最終処分場の浸出水処理方法等の検討 ◇ごみ処理の広域化についての検討 ◇食品ロス対策の推進 |
| 5 | 上下水道施設の適正な維持管理 | ◇上下水道施設の計画的な更新と耐震化の推進 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|-------------------|------|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 赤穂こどもエコクラブ登録者数 | ★ 人 | 26 | 28 | 30 |
| 里山防災林整備事業実施箇所 | ★ 箇所 | 4 | 7 | 9 |
| 市内大気環境監視局舎の設置数 | ★ 箇所 | 8 | 8 | 8 |
| 千種川定期水質調査地点 | ★ 箇所 | 5 | 6 | 7 |
| ごみ排出量 | ★ トン | 18,162 | 17,610 | 17,220 |
| 再生利用率(資源化率) | ★ % | 14.8 | 17.0 | 17.0 |
| 水道配水池の更新(耐震化)率 | ★ % | 73.3 | 80.3 | 85.8 |
| 水道管路の更新(耐震化)率 | ★ % | 12.7 | 17.0 | 20.0 |
| 汚水処理場・中継ポンプ場の耐震施設 | ★ 箇所 | 10 | 13 | 16 |

関連個別計画

| | |
|-----------------|----------------|
| 赤穂市環境基本計画 | 一般廃棄物処理基本計画 |
| 赤穂市水道ビジョン | 水安全計画 |
| 下水道ストックマネジメント計画 | 赤穂市下水道総合地震対策計画 |
| 赤穂市自然環境保全計画 | |

快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(5) 自然環境の保全と住環境の充実

うるお
⑮ 快適で潤いのある住環境をつくる



現状と課題

- ◆ 駅周辺のにぎわい再生のため、道路・公園等の生活基盤整備が必要です。
- ◆ 幅広い世代が多様な居住スタイルを選択できるように、質の高い住環境整備が必要です。
- ◆ 空き家の増加は、防災、景観および生活環境の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因となることから、空き家等の増加を抑制する取組が求められています。
- ◆ 市営住宅が老朽化しており、良質な住環境を提供するためには長寿命化を目的とした計画的修繕が必要です。
- ◆ 坂越地区や加里屋地区では、景観に配慮した公共施設の適正な維持管理や地域住民と協働による都市景観の保全が求められています。
- ◆ 大規模な建築物や屋外広告物は、周辺の都市景観に与える影響が大きいことから、市街地景観との調和を図り、良好な都市景観の形成が求められています。

施策の方針

快適で機能的な住環境の形成に向けて、区画整理事業による市街地を整備します。

空き家等対策については、周辺に悪影響を及ぼす特定空家※1等の解消に取り組むとともに、空き家等の増加を抑制するため、空き家を活用した移住・定住や古民家再生による地域の活性化を促進します。また、働き方改革等によるテレワークの普及等に鑑み、二地域居住※2や二地域就業※3のために空き家を活用する等、総合的かつ計画的に取組を推進します。

市営住宅については、長期的視点にたった維持管理を行い、良質な住環境を提供します。

都市景観については、豊かな自然環境や地域の歴史文化と調和のとれた秩序あるまちづくりを推進し、快適で美しい景観の保全と形成を図ります。特に、坂越地区や加里屋地区における市街地景観形成地区※4においては、景観に配慮した公共施設の維持管理を適正に行うとともに、景観助成により地域住民と協働して都市景観の保全と形成を推進します。

※1 特定空家……そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態（倒壊等）、著しく衛生上有害な状態、著しく景観を損なう状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。
 ※2 二地域居住……都市部と地方部にそれぞれ生活の拠点を持ち、例えば平日は都市部で仕事をして暮らしながら、週末などの休みには地方部で趣味などのゆとりある生活を過ごすライフスタイル。
 ※3 二地域就業……都市部に所在する企業が、例えばサテライトオフィスなどを地方部におき、その両方に同じような業務環境を構築することで都市部または地方部のいずれにおいても就業が可能となるような就業スタイル。
 ※4 市街地景観形成地区……すぐれた市街地景観を創造し、または保全する必要がある地区について、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めるとともに、地区内では建築物等の新築・増改築などの行為についての届出を通じて、地区の景観の形成を図るもの。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|------------------------------|--|
| 1 | 快適で機能的な居住基盤の形成 | ◇区画整理事業の推進(野中・砂子地区、浜市地区、有年地区) |
| 2 | 空き家等対策の推進 | ◇空き家に関する知識の普及啓発 ◇空き家改修(空き家活用、古民家再生)の支援 ◇空き家情報バンク制度の活用 ◇特定空家等所有者等に対する助言・指導等 ◇危険空き家除却の支援 |
| 3 | 市営住宅の適正な維持管理 | ◇予防保全を目的とした建物、施設の計画修繕 |
| 4 | 市街地景観形成地区等における景観保全 | ◇県等の関係機関と連携した都市景観に関する啓発、情報提供 ◇景観保全の拠点として坂越まち並み館等の適正な管理運営 ◇市街地景観形成地区内での建築行為等に関する助言・指導 ◇都市景観形成助成制度の活用 |
| 5 | 屋外広告物の規制による良好な景観の形成 | ◇屋外広告物の適正な設置および維持管理の指導 ◇違反広告物パトロールの実施 |
| 6 | 周辺の建築物や自然環境と調和のとれた大規模建築物等の建築 | ◇大規模建築物等行為に対する適切な助言・指導 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|---------------------------|-----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 区画整理事業の進捗(野中・砂子) | ★ % | 41.3 | 96.3 | 100 |
| 区画整理事業の進捗(浜市) | ★ % | 78.5 | 100 | 100 |
| 区画整理事業の進捗(有年) | ★ % | 72.8 | 100 | 100 |
| 特定空家等の解決率 | ★ % | 43.6 | 75.0 | 100 |
| 空き家情報バンクの新規登録物件数 | ★ 件 | 10 | 17 | 25 |
| 空家活用支援事業補助金の交付件数 | 件 | 4 | 50 | 85 |
| 市街地景観形成地区での建築行為等に対する助言・指導 | 件 | 8 | 36 | 56 |
| 大規模建築物等行為に対する助言・指導 | 件 | 8 | 57 | 92 |

関連個別計画

赤穂市空家等対策計画

赤穂市営住宅長寿命化計画

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

第2章
快適



1955年(昭和30年)ごろの千鳥線(県営住宅千鳥団地付近)



2020年(令和2年)現在

第3章 元気

産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

| | |
|--------|---|
| 政 策 | (6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興 (7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進 |
|--------|---|

元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興

⑩活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する



現状と課題

- ◆高齢化や後継者不足等により農業従事者が減少しているため、生産性・収益性の向上や経営の安定化を図り、担い手を確保することが必要です。
- ◆耕作放棄地※1により病害虫の発生や、鳥獣による農作物被害の誘発等の問題が発生しているため、耕作放棄地の発生防止・解消を図ることが必要です。
- ◆有害鳥獣による農作物被害が営農意欲の減退や離農の原因となっているため、被害防止を推進することが必要です。
- ◆漁船漁業等による漁獲高が減少傾向にある中、漁業の担い手を確保するため、牡蠣等養殖業の持続的発展を目指し、生産量の維持と高付加価値化による収益性の向上や経営の安定化を図ることが必要です。
- ◆農村や漁村が持つ固有の原風景や文化、自然環境など多面的な機能を将来にわたり維持していくため、地域による継続的な保全・活用が求められています。

施策の方針

農村・漁村の持つ多面的な機能(災害防止機能、生物多様性保全機能、美観保全機能など)の保全・活用を含め、活力とにぎわいのある農業・漁業を実現するため、意欲と能力のある担い手の確保・育成を図るとともに、農水産物の生産性の向上や高付加価値化等による収益性の向上を促進します。併せて、次世代の担い手に良好な農水産業の活動基盤を継承するため、地域の特性を活かした農村・漁村集落環境の保全を図ります。



みかん



牡蠣の水揚げ

※1耕作放棄地…農作物が1年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地（田畑、果樹園）。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-------------------|--|
| 1 | 農業・漁業の担い手の確保・育成 | ◇国・県の制度を活用した農業・漁業経営の安定化と規模拡大等への支援 ◇幅広い人材の確保に向けた、県・JA等関係機関および地域との連携や、さまざまな制度の活用によるスムーズな就農・育成への支援 ◇円滑な経営継承等を促進するための、農業経営の法人化への支援 |
| 2 | 農業・漁業の生産性・収益性の向上 | ◇農地中間管理機構※1を活用した農地の集積・集約の推進 ◇農水産物の加工や、特産品のブランド化推進および保護による高付加価値化への支援 ◇地産地消※2の推進による農水産物の消費促進 |
| 3 | 耕作放棄地の解消 | ◇農業委員会と連携した実態調査と解消のための指導推進 |
| 4 | 有害鳥獣による農水産物への被害軽減 | ◇猟友会と連携した有害鳥獣による農水産物への被害防止対策 ◇有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保 |
| 5 | 農村集落環境の良好な保全と質的向上 | ◇国・県の交付金制度による地域の農村環境保全活動への支援 ◇老朽化した土地改良施設の更新 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|--------------------|------|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 認定農業者※3数 | ★ 人 | 24 | 25 | 27 |
| 認定新規就農者数 | ★ 人 | 4 | 6 | 6 |
| 漁業従事者数(赤穂市漁協組合員数) | ★ 人 | 54 | 54 | 54 |
| 猟友会会員数 | ★ 人 | 52 | 52 | 52 |
| 担い手への農地の集積率 | ★ % | 44.0 | 50.0 | 60.0 |
| 多面的機能支払交付金事業 活動組織数 | ★ 組織 | 20 | 20 | 20 |

関連個別計画

赤穂農業振興地域整備計画

赤穂市鳥獣被害防止計画

※1 農地中間管理機構…農地所有者と農業経営者（担い手）の間に立ち、「信頼できる農地の中間的受け皿」としての役割を担い、農地利用の集積・集約化を行う機構。「農地バンク」、「農地集積バンク」ともいう。

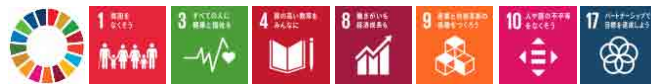
※2 地産地消…地域で生産されたものをその地域で消費すること。

※3 認定農業者…農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興

⑰地域産業を振興し就労環境を充実する



現状と課題

- ◆今後の市内への企業誘致には、民間が所有する未利用地の把握と利活用が重要です。
- ◆地域産業の振興および既存企業の市外流出を防ぐためにも、市外からの企業誘致だけでなく、企業留置を目的とした市内企業の設備投資の促進が必要です。
- ◆大型小売店舗の進出や消費者ニーズの多様化、商業者の高齢化や後継者不足などにより、商店街の集客力の低下や空き店舗の増加が顕在化しているため、空き店舗等を活用した商店街の活性化が必要です。
- ◆中小・小規模企業者の経営状況やニーズに対応した経営支援体制の充実が求められています。
- ◆商業の振興を図るため、起業家への支援制度の周知や相談・支援体制の充実により、地域経済活性化の担い手ともなる新規創業の促進が必要です。
- ◆市民が働きやすい環境を整備し、安定した雇用の確保と就業条件の向上促進が必要です。
- ◆就業者がより健康で快適な勤労生活を送れるよう、勤労者福祉の向上に向けた取組が必要です。

施策の方針

地域産業の振興と雇用の場を確保するため、企業懇話会等により関係機関と連携し、市内企業への設備投資支援や、赤穂インターチェンジなどの恵まれた地域特性を活かして、民間活力による産業基盤の整備を推進するなど企業誘致を進めます。

また、商工会議所などと連携を深め、中小・小規模企業者の経営基盤安定化や経営革新、新規創業を促し、商業の振興を図ります。

誰もが安心して働くことができる地域社会を目指し、就業機会の拡大・確保、就労環境の改善、勤労者福祉の向上を図ります。



土曜夜店

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 企業誘致と既存企業への支援 | ◇ひょうご・神戸投資サポートセンター等との連携、庁内調整会議の活用など企業立地活動の推進および本市への本社機能の移転の促進 ◇奨励金や税の軽減など市内の既存企業への設備投資の支援 ◇商工会議所などと連携した市内企業の育成と強化 |
| 2 | にぎわいづくりや担い手育成による商業の振興 | ◇にぎわいづくりや空き店舗等の活用による商店街の活性化 ◇中小・小規模企業者への経営意識の啓発や経営相談・指導・研修事業などの支援による経営基盤の安定化 ◇商工会議所等と連携した相談・支援体制の充実による新規創業者の開業支援 |
| 3 | 雇用と就労環境の充実 | ◇ハローワークやNPO法人などと連携した若者の就業支援 ◇シルバー人材センター※1の運営支援による高齢者の就業機会の確保 ◇勤労者福祉の向上 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|---------------------------------|---|-----|-----------------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所) | ★ | 億円 | 2,893 | 3,030 | 3,180 |
| 製造業事業所数(従業者4人以上の事業所) | ★ | 事業所 | 95 | 97 | 100 |
| 製造業事業所における従業者数 (従業者4人以上の事業所) | ★ | 人 | 4,531 | 4,600 | 4,700 |
| 年間商品販売額 | ★ | 億円 | 586 (2016年度) (平成28年度) | 594 | 602 |
| 商店数 | ★ | 店 | 410 (2016年度) (平成28年度) | 410 | 410 |
| 有効求人倍率※2 | ★ | 倍 | 1.33 | 1.33 | 1.00以上 |

※1 シルバー人材センター…高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域単位で設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任・派遣等の形式で行う公益法人。
 ※2 有効求人倍率…月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合。

元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興

⑱魅力と集客力のある観光を振興する



現状と課題

- ◆観光地としてのイメージを定着させるために、明確なコンセプト※1に基づいた観光戦略を立てることが重要です。
- ◆本市の魅力を分かりやすく伝えるためには、観光戦略に基づく一元的なプロモーションが必要です。
- ◆観光産業をけん引役として地域経済の活性化を図るために、地域が一体となった取組が求められています。
- ◆より多くの観光客に訪問してもらうためには、インターネットやSNSを通じた情報発信力の強化が必要です。
- ◆新たな観光需要の喚起や外国人観光客の誘致のために、二つの日本遺産をはじめとする多彩な観光資源の有効活用が求められています。

施策の方針

観光地経営の視点に立ち、官民が一体となって、歴史・文化、温泉、食といった多彩な地域資源を最大限に活用するとともに、兵庫県や広域DMO※2および地域連携DMOと連携し、さまざまな魅力を国内外へ積極的に情報発信しながら、観光産業による地域経済の活性化を図るなど、本市の観光を振興します。



温泉



赤穂の塩

※1コンセプト…企画・広告などで、全体を貫く基本的な観点・考え方。

※2DMO……Destination Management/Marketing Organizationの略語。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|----------------------|--|
| 1 | 多彩な地域資源の活用・開発による魅力向上 | ◇観光地としてのイメージ向上 ◇赤穂の歴史・文化、温泉、食など地域資源の磨き上げと活用 ◇アウトドア等新たなコンテンツ※1の開発 ◇観光客のニーズに基づく、トイレや駐車場、Wi-Fi等の観光インフラ整備 ◇日本遺産等の歴史・文化に関連する文献や資料等の活用 ◇古民家の活用による観光拠点整備 |
| 2 | 情報発信強化による認知度アップ | ◇インターネット・SNS等を積極的に活用した情報発信 ◇ターゲット※2を絞った効果的な情報発信 |
| 3 | 外国人観光客の誘客 | ◇外国人観光客誘客のための積極的なプロモーション※3 ◇外国人観光客受入環境の整備 |
| 4 | 観光推進体制の整備 | ◇戦略的な観光振興と地域経済活性化に資する観光地域づくり体制の整備 ◇より効果的なマーケティング※4を行うためのデータ収集 ◇市内外の関係団体と連携し多様な魅力を活かした広域観光の推進 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | |
|----------------------|----|--------------------|-------------------|--------------------|--------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) | |
| 観光消費額の増加率 | ★ | % | － | 1.5 | 2.0 |
| 宿泊者数 | ★ | 千人 | 276 | 290 | 300 |
| 観光ポータルサイト※5月間平均アクセス数 | ★ | 回 | 15,200 | 50,000 | 82,000 |

関連個別計画

赤穂観光アクションプログラム

- ※1 コンテンツ……情報の中身。
 ※2 ターゲット……標的のことで、一般には販売などの対象（者）を指す。
 ※3 プロモーション……消費者の購買意欲を喚起するための活動のこと。
 ※4 マーケティング……顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。
 ※5 ポータルサイト……インターネットにアクセスするときその入り口となるウェブサイトのこと。

元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進

⑬特色ある地域間交流を推進する



現状と課題

- ◆文化、スポーツ活動を通じて、市民レベルでの地域間・都市間交流を充実させることが求められています。
- ◆姉妹都市※1との継続的な交流を推進するため、交流事業への参加者確保や持続可能な事業実施体制の整備が求められています。
- ◆市民の国際理解と国際感覚の醸成を図るため、海外姉妹都市とのさらなる交流の促進、赤穂市国際交流協会の事業の充実、体制強化が求められています。
- ◆人口減少・少子高齢化によるマンパワーや財源が単独の自治体では対応できない行政課題が増加しており、広域連携による対策が必要です。
- ◆広域的な行政課題や共通した地域課題に対応するため、西播磨市町長会や兵庫・岡山両県隣接市町村地域振興協議会などとの国・県要望や、備前市、上郡町との定住自立圏、姫路市を中心市とする8市8町での連携中枢都市圏※2の形成による共同事業の実施が必要です。

施策の方針

姉妹都市(茨城県笠間市・熊本県山鹿市・西オーストラリア州ロッキングハム市)および忠臣蔵にゆかりのある都市等との文化・スポーツを通じた交流など、特色ある交流活動を積極的に展開します。

赤穂市国際交流協会など国際交流団体との連携による交流を通じ、さまざまな国の文化や価値観を理解し、グローバル社会に対応した人材の育成や多文化共生に向けた環境整備を図ります。

市民の生活圏の拡大に加え、人口減少や災害など自治体の枠を超えて広域的に取り組むべき課題に対応するため、近隣自治体との連携・協力や機能分担など、地域特性を活かした広域連携を推進することで、市民が安心して快適な暮らしを営めるよう、地域経済と都市基盤の持続可能性を高めます。

※1 姉妹都市……文化交流や親善を目的として結びついた都市と都市。

※2 連携中枢都市圏……地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための都市圏を形成するもの。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 都市間交流の推進 | ◇文化、スポーツ交流事業の実施および支援による交流の推進 ◇防災・災害支援事業の実施 ◇その他市民親善交流の支援 |
| 2 | 国際交流の活性化 | ◇国際感覚醸成のための講座、交流会の開催支援 ◇海外姉妹都市との交流や相互訪問の実施 ◇日本語教室の開催支援 |
| 3 | 多様な広域行政の展開 | ◇西播磨市町長会などの協議会を通じた地域課題への対応 |
| 4 | 定住自立圏・連携中枢都市圏制度の推進 | ◇東備西播定住自立圏共生ビジョンの推進 ◇播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|--------------------|---|------|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 忠臣蔵にゆかりのある都市交流 | ★ | 市 | 4 | 5 | 6 |
| 赤穂市国際交流協会個人・団体会員 | ★ | 人・団体 | 76 | 100 | 120 |
| 広域協議会等への提案で実現した事業数 | ★ | 件 | 1 | 1 | 2 |



スポーツ親善交流会



公募市民によるロッキングハム市訪問

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

第3章
元気

元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進

②0 住み続けたくなる赤穂市の魅力で移住・定住を促進する



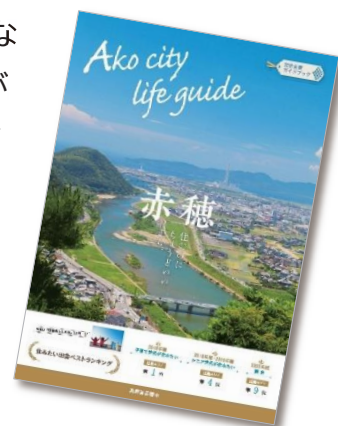
現状と課題

- ◆人口減少を抑制するため、本市への移住・定住を促進するための魅力発信を強化することが必要です。
- ◆人口減少の進行に伴う地域コミュニティの衰退が懸念されるため、郷土を愛し守り続ける心を育むことが求められています。
- ◆子どもたちが安心して学ぶことができる「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校が地域コミュニティの核として機能することが求められています。
- ◆若者の流出を防ぐため、赤穂に住み続けたくなるようなまちを目指して、都市機能や住民サービス等の定住基盤を充実することが必要です。

施策の方針

人口減少を抑制するため、公共交通や地域医療をはじめ子育て支援などの住民サービスや、市全体の都市機能を充実させていくことで、誰もが住み続けたくなるような「住むのにちょうどいいまち赤穂」の魅力を発信するとともに、郷土愛の醸成に努めます。

また、JR坂越駅や有年駅周辺の区画整理事業により形成された利便性が高く快適な市街地などへ移住・定住を促進し、まちの活力を維持していきます。



定住支援ガイドブック



お試し暮らし住宅



定住相談会

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|---------|--|
| 1 | 赤穂の魅力発信 | ◇定住相談員の配置 ◇定住相談会等の実施・参加・出展 ◇定住者の活動支援 ◇お試し暮らし住宅の利用促進および増設の検討 ◇婚活イベントによる移住・定住の促進 ◇UIJターン※1の促進 |
| 2 | 郷土愛の醸成 | ◇地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進(関連施策⑳) ◇赤穂市コミュニティ・スクール※2の充実(関連施策㉑) ◇伝統文化継承の取組(関連施策㉒) |
| 3 | 定住基盤の充実 | ◇子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実(関連施策㉓) ◇地域医療の充実(関連施策㉔) ◇地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実(関連施策㉕) ◇区画整理事業の推進(野中・砂子地区、浜市地区、有年地区)(関連施策㉖) ◇空き家情報バンク制度の活用(関連施策㉗) ◇幅広い人材の確保に向けた、県・JA等関係機関および地域との連携や、さまざまな制度の活用によるスムーズな就農・育成への支援(関連施策㉘) ◇企業立地活動の推進(関連施策㉙) ◇ハローワークやNPO法人などと連携した若者の就業支援(関連施策㉚) |

序論

基本構想

基本計画

資料編

第3章
元気

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|------------------|-----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 定住相談会等の実施・参加・出展数 | ★ 回 | 11 | 13 | 15 |
| お試し暮らし住宅利用件数 | ★ 件 | 28 | 40 | 50 |

※1 UIJターン……大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことであり、Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

※2 コミュニティ・スクール……学校運営協議会制度。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。



2000年(平成12年)の赤穂駅大石神社線



2020年(令和2年)現在

第4章 人

歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

| | |
|--------|--|
| 政 策 | (8) 次代を担う人材を育てる教育の推進 (9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる 地域コミュニティの構築 (10) 市民と協働する市政運営の推進 |
|--------|--|

人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(8) 次代を担う人材を育てる教育の推進

②1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる



現状と課題

- ◆希望者全員が3歳児保育を利用できる体制の整備が必要です。
- ◆「生きる力」を育むための創意工夫を活かした特色ある教育活動の展開が必要です。
- ◆小学校における外国語の教科化によるグローバルな人材育成が必要です。
- ◆SNS、インターネットの普及により多発する問題への対応が求められています。
- ◆健やかな体の育成を目指した健康教育の充実と体力・運動能力の向上が必要です。
- ◆特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に対応した環境整備が求められています。
- ◆時代のニーズと個に応じた教職員の配置が必要です。
- ◆コミュニティ・スクールを核とし、学校・家庭・地域が連携した教育活動の展開が必要です。
- ◆予防保全型の考えによる施設等の長寿命化が求められています。
- ◆GIGAスクール構想※1の実現に向けたICT※2環境の整備とその活用が必要です。

施策の方針

赤穂の自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢と志を育むことができる教育、人づくりを進め「生きる力」を育みます。

支援を必要とする子どもが、自らの能力や可能性を最大限に発揮し、積極的な社会参加を実現できる教育を進めるとともに、学校と保護者・地域と一緒に協働しながら子どもたちの豊かな学びと成長を支える学校園づくりを進めます。

また、学校施設の老朽化対策をはじめとした施設・設備の計画的な整備を行うとともに、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えプログラミング教育※3などの充実を図ります。

施策の展開

| 項目 | 主要な取組 |
|--------------|---|
| 1 幼稚園教育内容の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開できるような教育環境の整備 ◇教員の研修機会の充実、家庭や地域社会との連携による幼児教育の質の向上 ◇3歳児保育の利用ニーズを踏まえた体制整備 ◇市の実情にあった就学前教育・保育のあり方についての検討 |

※1 GIGAスクール構想…Global and Innovation Gateway for Allの略語。義務教育の児童生徒1人1台端末、および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

※2 ICT……………Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信とコンピューターとを駆使する情報技術のこと。

※3 プログラミング教育…プログラミング的思考（プログラミングを行う際に必要となる論理的思考力）を育てる教育のこと。

| | | |
|---|--------------------------|---|
| 2 | 「確かな学力」、「豊かなこころ」を育む教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や体験活動および個に対応した学習の充実 ◇地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進 ◇国際理解教育の推進 ◇外国語指導助手(ALT)等との外国語を用いたふれあいや対話、討論の機会の充実によるコミュニケーション能力の育成 ◇プログラミング教育の充実 ◇SNS、インターネット被害に対応する教育の充実 ◇誤った情報や無責任な情報の拡散による人権問題に対しての情報モラルの徹底 ◇時代に即した教育現場での情報発信技術の活用 |
| 3 | 「すこやかな体」の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ◇「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進 ◇児童・生徒の「基礎体力・運動能力」の向上 ◇発達段階に応じて、食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における「食育」を推進 |
| 4 | 指導体制・内容の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇校園内等における障がいの状態や特性等に応じた専門的かつ適切な支援・指導体制のさらなる充実 ◇障がいの状態や特性等に応じた就学指導・進路指導の推進 ◇自立と積極的な社会参加を推進する施策の展開 ◇児童・保護者への相談体制の充実 |
| 5 | コミュニティ・スクール等による地域協働の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇学校園・地域のさらなる協働文化の構築 ◇地域参画による教育活動の充実 ◇地域人材の積極的な活用の推進 ◇関西福祉大学等との連携強化による教育内容の充実 |
| 6 | 学校施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ◇施設等の長寿命化の視点にたった改修 ◇予防保全による計画的な整備 ◇学校給食センターの建替整備 |
| 7 | 情報教育環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ◇学校ICT環境の整備と活用 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | |
|---------------------|----|-------------------|-------------------|--------------------|----------|
| | | 2019年度 (令和元年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) | |
| 体力・運動能力調査結果の向上 | ★ | 項目 | 4割が県平均以上 | 5割が県平均以上 | 7割が県平均以上 |
| 小中学校の特別支援教育指導補助員の人数 | ★ | 人 | 9 | 15 | 20 |
| 地域人材を活用した取組数 | ★ | 回 | 3 | 9 | 12 |

関連個別計画

赤穂市教育振興基本計画

赤穂市立小中学校個別施設計画

赤穂市子ども・子育て支援事業計画

人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(8) 次代を担う人材を育てる教育の推進

⑫未来を拓く^{ひら}青少年の若い力を育てる



現状と課題

- ◆都市化、核家族化の進行による人間関係の希薄化と地域社会・家庭の持つ教育力の低下に対して、学校・家庭・地域の連携による青少年育成が求められています。
- ◆地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりが求められています。
- ◆幼児・児童・生徒のさらなる多様化と個性化に対応した指導や教育相談活動の継続・拡充を目指し、指導内容の充実と教育相談窓口の充実が必要です。

施策の方針

学校・家庭・地域が一体となり、赤穂の未来を拓く^{ひら}青少年が健やかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。

また、公民館や学校運営協議会等の充実を図り、地域が一体となった青少年育成を目指します。

ストレスや精神的な不安を抱える幼児・児童・生徒やその保護者に対して、安心して相談できる相談窓口の充実として、スクールカウンセラー※1やスクールソーシャルワーカー※2の活用充実を進めます。



マモルンジャーによる地域防犯啓発



地域連携による登下校の見守り

※1スクールカウンセラー……教育機関において心理相談業務に従事する専門スタッフ。

※2スクールソーシャルワーカー……家庭環境による子どもの問題に対応するため、家庭・学校・地域と連携し、問題の解決に向けて支援をする専門家。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|------------|---|
| 1 | 青少年健全育成の推進 | ◇学校・家庭・地域が一体となつての青少年の成長に好ましい環境づくり ◇青少年が参加する地域ふれあい活動の推進 ◇地域社会と協働した事業の推進 |
| 2 | 家庭教育の充実 | ◇PTA活動の支援による家庭教育力の向上 |
| 3 | 指導相談活動の充実 | ◇いじめや家庭環境等に対応する指導・相談活動の充実 ◇スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施 ◇適応教室(ふれあい教室)での学校復帰に向けた指導機会の充実 |
| 4 | 教育と福祉の連携充実 | ◇スクールソーシャルワーカーとの協働による教育と福祉の連携充実 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | | |
|-------------------------|----|-------------------|-------------------|--------------------|----|
| | | 2019年度 (令和元年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) | |
| スクールカウンセラーの各校配置(連携校を含む) | ★ | 校 | 15 | 15 | 15 |
| スクールソーシャルワーカーの各中学校区配置 | ★ | 校 | 5 | 5 | 5 |

関連個別計画

赤穂市教育振興基本計画

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

第4
章
人

人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

②生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる



現状と課題

- ◆個人の価値観の変化に伴う市民の学習ニーズの多様化に応え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。
- ◆公民館や図書館におけるサークル活動等の担い手が高齢化し、今後の活動の硬直化や縮小が懸念されることから、従来の活動にとどまらない生涯学習機会の充実・創出が必要です。
- ◆個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書整備・充実を図ることが必要です。
- ◆図書館では、市民の読書活動促進のため、さまざまな図書情報の発信に努めています。今後も図書館情報の積極的な提供・発信が求められています。
- ◆市民のニーズに合った講座・教室の実施によりサービスの充実を図ることが必要です。
- ◆市民が安心して利用できるよう、公民館やスポーツ施設の長寿命化対策など、計画的な整備が必要です。
- ◆健康増進への関心の高まりにより、スポーツに対する目的や内容が多様化しています。市民のニーズに合ったスポーツ活動の推進が必要です。
- ◆少子化によって部活動・スポーツ少年団員が減少しており、地域によるサポート、また地域間の交流を促進した活性化が求められています。

施策の方針

市民が生涯にわたり主体的に学び、楽しむことができるよう、生涯学習機会の提供を図ります。既存の公民館の計画的な改修を進め、安心・安全に利用できる公民館整備に取り組みます。

図書館については、図書の貸出・閲覧を中心に、各種講座・教室の開催によるサービスの充実や新着図書案内、話題の本・ふるさと情報など図書館情報の積極的な提供・発信を行うなど、市民の利便性の向上を図りながら、滞在型図書館を目指します。

また、健康で活力ある市民生活や地域社会の活性化のため、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「スポーツ先進都市」として、スポーツ施設の整備・拡充および有効活用を進めるなど、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-------------|--|
| 1 | 生涯学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇市民ニーズに合った講座を行うなど、生涯学習の機会の充実 ◇市民の自主的な学習活動を支援 ◇多様化する市民ニーズに対応した生涯学習の推進体制 ◇公民館登録サークルへの参加呼びかけ ◇老朽化に伴う生涯学習施設の整備促進 |
| 2 | 図書館サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇利用者のニーズに合った蔵書の充実と計画的な図書整備 ◇新着図書案内、話題の本・ふるさと情報等図書館情報の発信 ◇市民のニーズに合った講座や教室を行うなど、サービスの充実 ◇活動団体のグループ育成と登録団体への支援 |
| 3 | 各種スポーツ施設の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇地区体育館等の各種スポーツ施設の整備充実 ◇各種運動施設の利用促進 ◇各運動施設の長寿命化に向けた計画的な維持補修・更新 |
| 4 | スポーツ活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◇健康で豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツの促進 ◇観光施策と連携したスポーツ大会等の開催 ◇スポーツ団体の育成・強化 ◇スポーツ指導者の充実 ◇地域と連携した部活動の育成・強化 ◇地域と連携した行事等の開催 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|--------------------------------|------|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 公民館登録サークル利用者数 | ★ 人 | 42,511 | 43,000 | 43,000 |
| 図書館における活動団体数 | ★ 団体 | 60 | 70 | 75 |
| 各種スポーツ施設の利用者数 | ★ 人 | 506,088 | 515,000 | 530,000 |
| スポーツ大会の参加人数 | ★ 人 | 18,715 | 19,000 | 20,000 |
| スポーツ少年団登録者数 | ★ 人 | 742 | 750 | 750 |
| 部活動指導員登録者数 | ★ 人 | 2 | 5 | 10 |
| 地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク※1」等の参加人数 | ★ 人 | 36 | 100 | 100 |

関連個別計画

赤穂市教育振興基本計画

赤穂市スポーツ推進計画

赤穂市子ども読書活動推進計画

※1トレックウォーク…「トレッキング」と「ウォーキング」を合わせた造語で、健康的に行うハイキングや軽登山のこと。

人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

⑭互いが尊重しあいすべての人が自分らしく 生きることができる社会を実現する



現状と課題

- ◆あらゆる差別やいじめ、インターネットによる人権侵害を解消するための教育・啓発活動を推進する必要があります。
- ◆制度や慣行において、性別による固定的な役割分担意識の変化はみられますが、態度や行動に現れる点において十分ではないため、さらなる啓発が必要です。
- ◆性別に関係なく個性や能力を発揮できる環境づくりが求められています。

施策の方針

お互いの人権を尊重し、市民一人ひとりがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、お互いに支え合うことのできる社会づくりを目指し、行政のみならず、赤穂市民主促進協議会内の各部会、赤穂市女性団体懇話会、人権擁護委員とともに、人権・男女共同参画に関する施策を推進します。



男女共同参画市民講座



西播磨人権のつどい

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|---------|--|
| 1 | 啓発事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◇人権啓発地域リーダー研修・人権啓発住民学習会への支援 ◇新たな感染症に関わる偏見や差別、SNSによる誹謗中傷等の 人権侵害を防止する啓発活動の実施 ◇男女共同参画フォーラム・男女共同参画市民講座・DV※1防止 講演会の開催 ◇女性のための働き方セミナーの内容の充実 |
| 2 | 相談事業の実施 | ◇相談業務の継続実施 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|-----------------------|---|----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 地域リーダー研修・住民学習会等の参加人数 | ★ | 人 | 3,540 | 3,600 | 3,600 |
| フォーラム・市民講座・DV講演会の参加人数 | ★ | 人 | 888 | 900 | 900 |
| 女性問題相談・女性専門相談の件数 | ★ | 件 | 93 | 100 | 100 |

関連個別計画

赤穂市人権教育・啓発基本計画

赤穂市男女共同参画プラン



デートDV防止講座

※DV…Domestic Violenceの略語。配偶者や恋人などによって振られる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉の暴力や相手の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含んでいる。

人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

②⑤歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

現状と課題



- ◆地域の多様な歴史文化遺産が周知されないまま消滅する危機にさらされており、積極的な顕彰と保護を図っていくことが必要です。
- ◆日本遺産をはじめとする歴史文化遺産を活用したまちづくりへのニーズが高まっているため、普及活用手段の充実が求められています。
- ◆市所有の文化財が分散保管されるなど、体系的かつ効果的な管理・公開ができない現状にあるため、これらを集約的に管理・活用するための拠点づくりが必要です。
- ◆少子高齢化によって地域伝統文化の継承が困難になってきており、担い手の確保が求められています。
- ◆豊かな感性と人間性を育むため、音楽・舞台・演劇等、質の高い芸術に触れる機会の提供が求められています。
- ◆芸術文化活動の拠点としての文化会館をはじめとした文化施設や公民館の施設および設備の充実を図り、市文化協会・公民館登録サークルなどの活動支援を促進することが必要です。

施策の方針

赤穂市には二つの日本遺産が認定されているなど、各地区に豊かで魅力的な歴史文化遺産が数多く残されています。このような地域に根差した歴史文化遺産の調査や整備を行い、その周知・保護・継承を進めます。このため、市内の歴史文化遺産の掘り起こしと顕彰を進め、多様な地域の歴史を積極的に活用することによって、本市の魅力を高めるように取組を進めます。また、市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図り、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。

文化芸術団体を支援・育成するとともに、その成果を発表する機会の充実を図り、歴史文化遺産を活かした文化の薫るまちづくりを進めます。公民館講座等においては、郷土の歴史を学ぶ講座を実施し、郷土への理解を深めます。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-------------------|---|
| 1 | 歴史文化遺産の調査研究・保全・整備 | ◇歴史資源の保全整備 ◇各種文化財の調査研究 |
| 2 | 歴史文化遺産の市民への周知 | ◇普及啓発資料の作成と公開活用事業の実施 ◇文化財保存・公開施設の充実 ◇伝統文化継承の取組 |
| 3 | 文化施設と文化芸術活動の充実 | ◇市内文化施設の利用者・来館者の快適性の向上に向けた適切な維持管理 ◇魅力あふれる質の高い芸術にふれる機会の創出 ◇市民の文化活動の支援・育成 |
| 4 | 特色ある文化活動の推進 | ◇赤穂義士や歴史に関する講座の開催や赤穂ゆかりの資料・美術品の収集・展示 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|-----------------------|---|----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 文化財公開施設(*6箇所)の入館(園)者数 | ★ | 人 | 75,106 | 77,000 | 78,400 |
| 赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率 | ★ | % | 72.2 | 95.0 | 100 |
| 市民一人当たりの文化会館利用回数 | ★ | 回 | 2.4 | 2.5 | 2.6 |

* 赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、旧坂越浦会所、赤穂市立有年考古館、東有年・沖田遺跡公園、有年原・田中遺跡公園

関連個別計画

赤穂市教育振興基本計画



赤穂城跡



ル・ボン国際音楽祭

人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

⑯地域の多様なコミュニティ活動を活性化する



現状と課題

- ◆価値観の多様化やプライバシー意識の高まりにより、地域への愛着、帰属意識が希薄化しつつあるため、地域コミュニティ活動※1を活性化することが求められています。
- ◆地域住民が自ら伝統文化や地域環境を守るなど、魅力ある地域づくりを行うとともに、平常時から地域の連帯感を高め、災害時の相互扶助の精神を育むことが必要です。

施策の方針

自治会やPTA、老人会、女性会、学校園等、地域で活動するさまざまなコミュニティ団体の活動を支援し、地域コミュニティの維持、活性化を図り、市民一人ひとりの地域コミュニティへの参加を促進します。

また、地区公民館、コミュニティセンター等を拠点に、地域の連帯感の向上を図ります。



盆踊り



ふるさと祭り

※1コミュニティ活動…同じ地域の住民が、地域をより良くするために活動する、住民同士のつながりに基づく参加型の自治活動。

施策の展開

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|--------------------|---|
| 1 | まちづくり活動の推進 | ◇それぞれの地域の特性を活かしたまちづくり活動への支援 |
| 2 | 小規模高齢化集落※1の活動拠点の活用 | ◇西部、北部地域におけるコミュニティ活動拠点としてのコミュニティセンター等の維持、長寿命化 |

目標指標

| 指標 | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|----------------------------|----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| まちづくり連絡(推進)協議会活動の延べ参加人員 ★ | 人 | 28,739 | 30,000 | 32,000 |
| コミュニティセンター等(*2箇所)の延べ利用人数 ★ | 人 | 8,653 | 10,000 | 10,000 |

*福浦コミュニティセンター、有年原校区多目的施設

※1 小規模高齢化集落…世帯・人口が減少し高齢化率が高くなった集落。

人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(10)市民と協働する市政運営の推進

②⑦市民に開かれた健全で効率的な行財政運営を推進する



現状と課題

- ◆行政のさまざまな分野において、行政手続のオンライン化等の情報通信技術を活用した市民サービスの向上が求められています。
- ◆行政手続のオンライン化を進めるためには、本人確認に必要となるマイナンバーカード※1の普及が必要です。
- ◆AI・RPA※2等のICTを活用した業務効率化が求められています。
- ◆幅広い年代の市民に「伝わる」、より効果的で質の高い情報発信が求められています。
- ◆市民や学生の市政への参加意識の向上を図るため、市長との意見交換会の機会を拡大していくことが必要です。
- ◆社会保障関係費が高い水準で推移するほか、インフラの老朽化対策費用など、行政需要のさらなる増加が予測され、また、安定的な財源の確保が困難な状況にあることから、行財政体質の充実と強化を図ることが必要です。
- ◆社会情勢の変化に的確に対応できる人材の育成が求められています。
- ◆適正な定員管理、人事労務管理への対応が必要です。

施策の方針

日々進歩する情報通信技術を効果的に活用し、行財政事務の効率化・高度化を図るとともに、行政手続の簡素化、多様化および質の高い行政サービスの提供に努めます。さらに、あらゆる世代の市民がICTの利便性を享受できるような環境の整備を推進します。

市民との協働によるまちづくりを推進するため、多様な媒体を通じ市民と行政の情報の共有化に努めながら、さまざまな計画等の政策立案過程において、市民から広く意見を募集するなど、市民の市政参画機会の充実を図るとともに、社会環境の変化や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進や職員の資質向上を図ります。

また、関西福祉大学との連携を推進し、高等教育機関の持つ機能・資源を市政に活用します。

施策の展開

| 項目 | 主要な取組 |
|-----------------------------|--|
| 1 高度化する情報通信技術への対応と行政サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◇行政手続のオンライン化推進 ◇マイナンバーカードの有効活用 ◇マイナンバーカードの申請・交付機会の拡充 ◇AI・RPA等ICTを活用した業務の推進 ◇デジタル・ディバイド(ICTの利用格差)の是正 ◇行政情報のオープンデータ※3化の推進 |

※1 マイナンバーカード…住民の申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、本人確認のための身分証明書として、また、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続を行う際の番号確認に利用できる。

※2 RPA…Robotic Process Automationの略語。パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが、デスクワーク（主に定型作業）を代行・自動化する概念のこと。

※3 オープンデータ…機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータで、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

| | | |
|---|---------------------|--|
| 2 | 情報通信基盤の整備 | ◇情報システムのクラウド化※1・集約化(コスト削減と事務の効率化) ◇情報セキュリティ対策の徹底(個人情報の確実な保護) ◇情報通信基盤の維持・改善 |
| 3 | 広報・広聴の充実 | ◇職員一人ひとりの広報力の育成 ◇見やすいホームページによる効果的な情報発信 ◇広報紙やSNS等、多様な媒体を活用し積極的かつ効果的な情報発信 ◇市長との直接対話集会等の開催による広聴の充実 |
| 4 | 計画づくりへの市民参加の促進 | ◇審議会等における市民からの委員募集 ◇計画等策定時におけるパブリックコメント※2等の実施 |
| 5 | 関西福祉大学との連携 | ◇高等教育機関の持つ機能・資源の市政への活用 |
| 6 | 適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進 | ◇事務事業全般にわたる費用対効果※3、必要性、後年度負担等の精査・見直し ◇財源の効率的かつ重点的な配分 ◇自主財源の積極的な確保 ◇市債残高の縮減 |
| 7 | 組織や人事管理の適正化 | ◇プロジェクトチーム等を活用した、効率的な組織体制の構築 ◇職員の雇用形態や民間委託等による執行体制の見直しと適正な定員管理 ◇職員研修による、職員の資質向上とコンプライアンス※4の徹底 |

目標指標

| 指標 | ★ | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|-----------------|---|----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 電子申請の利用状況 | ★ | 件 | 54,961 | 58,000 | 65,000 |
| マイナンバーカードの交付率 | ★ | % | 13.9 | 96.0 | 96.0 |
| ホームページの年間アクセス件数 | ★ | 件 | 2,539,607 | 3,500,000 | 4,000,000 |
| 市長との直接対話集会等 | ★ | 回 | 11 | 20 | 25 |
| 実質公債費比率※5 | ★ | % | 10.1 | 7.0~8.0 | 6.0~7.0 |
| 将来負担比率※6 | ★ | % | 128.3 | 110~120 | 100~110 |

関連個別計画

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 赤穂市行政改革大綱 | 赤穂市公共施設等総合管理計画 |
| 次世代育成支援対策特定事業主行動計画 | 赤穂市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画 |
| 障がい者活躍推進計画 | |

※1クラウド化……………庁内の情報システムなどで、庁内にコンピューターを設置して運用してきたシステムを、ネットワークを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する形に置き換えること。

※2パブリックコメント…公的機関が条例や計画を企画立案する場合に、その策定しようとする計画等の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、それに対して住民等から寄せられた意見のこと、または、こうした手続きのこと。

※3費用対効果……………支出した費用に対して得られる効果のこと。

※4コンプライアンス…法令遵守のこと。

※5実質公債費比率……………地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

※6将来負担比率……………地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。



1960年(昭和35年)ごろの壺根坂越線(潮見東付近)



2020年(令和2年)現在

2030赤穂市総合計画

資料編





1955年(昭和30年)ごろの高雄大避神社参道



2020年(令和2年)現在

赤穂市総合計画策定経過の概要

| 年月日 | 項目 | 備考 | |
|------------------|-----------------|--------------------------|--|
| 2018年 (平成30年) | 5月 8日 | 赤穂未来創造委員会の設置 | |
| | 8月 2日 | 第1回赤穂未来創造委員会(全体会) | 会長・副会長の選任ほか |
| | 9月25日 | 第1回赤穂未来創造委員会(教育・文化・経済部会) | 意見・提案を討議 |
| | 9月27日 | 第1回赤穂未来創造委員会(福祉・環境・安心部会) | 意見・提案を討議 |
| | 11月15日 | 第2回赤穂未来創造委員会(福祉・環境・安心部会) | 意見集約 |
| | 11月22日 | 第2回赤穂未来創造委員会(教育・文化・経済部会) | 意見集約 |
| 2019年 (平成31年) | 2月12日 | 第2回赤穂未来創造委員会(全体会) | 提言(案)の検討 |
| | 3月 5日 | 赤穂未来創造委員会より提言書を市長へ提出 | 次期総合計画策定に向けての提言書 |
| | 4月17日 | 総合計画策定研究委員会の設置 | |
| 2019年 (令和元年) | 5月16日 | 第1回総合計画策定研究委員会 | 協議事項について協議 |
| | 6月13日 | 第2回総合計画策定研究委員会 | 各種アンケートについて協議 |
| | 7月 3日 ~8月16日 | 市民等意識調査実施 | 1 全世帯市民アンケート 2 大学生アンケート 3 中学生アンケート 4 転出者アンケート 5 転入者アンケート |
| | 7月 4日 | 第3回総合計画策定研究委員会 | 基本構想(案)について協議 |
| | 7月24日 | 高校生ワークショップ | 赤穂高等学校生徒25名参加 |
| | 9月 4日 | 第1回まちづくりワークショップ | 市民45名参加 |
| | 9月26日 | 第2回まちづくりワークショップ | 市民35名参加 |
| | 10月 8日 | 第3回まちづくりワークショップ | 市民31名参加 |
| | 10月29日 | 第4回まちづくりワークショップ | 市民39名参加 |
| | 11月22日 | 第4回総合計画策定研究委員会 | 基本構想(案)について協議 |
| | 11月29日 | 第5回総合計画策定研究委員会 | 基本構想(案)について協議 |
| | 12月20日 | 政策会議 | 基本構想(案)の審議 |

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

赤穂市総合計画策定経過の概要



まちづくりワークショップ

| 年月日 | 項目 | 備考 |
|-----------------|---------------------------------|--|
| 1月 9日 | 第6回総合計画策定研究委員会 | 報告書について協議 |
| 1月23日 | 第5回まちづくりワークショップ | 市民35名参加 |
| 3月30日 | 赤穂市議会より意見書を市長へ提出 | 2030赤穂市総合計画基本構想(案)に対する意見書 |
| 5月 7日 | 第1回赤穂市総合計画審議会(全体会) (書面による開催) | 1 会長・副会長の互選 2 部会の設置 3 部会長の互選 |
| 5月14日 | 市長より赤穂市総合計画審議会へ諮問 | 2030赤穂市総合計画の策定について |
| 6月 4日 | 第1回赤穂市総合計画審議会(第2部会) | 1 序論(案)の審議 2 基本構想(案)の審議 3 基本計画(案)の審議 |
| 6月 5日 | 第1回赤穂市総合計画審議会(第1部会) | 1 序論(案)の審議 2 基本構想(案)の審議 3 基本計画(案)の審議 |
| 6月11日 | 第2回赤穂市総合計画審議会(第2部会) | 基本計画(案)の審議 |
| 6月12日 | 第2回赤穂市総合計画審議会(第1部会) | 基本計画(案)の審議 |
| 6月19日 | 第1回赤穂市総合計画審議会正副会長・部会長会 | 全体の意見集約、パブリックコメント(案)について協議 |
| 6月20日 | 第2回赤穂市総合計画審議会(全体会) | パブリックコメント(案)の審議 |
| 7月 3日 ~8月 3日 | パブリックコメントの実施 | |
| 7月30日 | 第2回赤穂市総合計画審議会正副会長・部会長会 | 答申(案)について協議 |
| 8月18日 | 第3回赤穂市総合計画審議会(全体会) | 答申(案)の審議 |
| 8月21日 | 赤穂市総合計画審議会より市長へ答申 | |
| 9月 4日 | 赤穂市総合計画を市議会へ提案 | |
| 9月 7日 | 総合計画特別委員会の設置 | 正副委員長の互選、審査日程 |
| 10月 6日 | 総合計画特別委員会 | 基本構想の審議 |
| 10月13日 | 総合計画特別委員会 | 基本計画の審議 |
| 10月20日 | 総合計画特別委員会 | 基本計画の審議 |
| 10月27日 | 総合計画特別委員会 | 総括事項のとりまとめ |
| 11月 4日 | 総合計画特別委員会 | 審議の総括 |
| 11月24日 | 赤穂市総合計画が市議会の一部修正可決 | |



総合計画審議会

赤穂市総合計画審議会への諮問

赤企画第1015号
令和2年5月14日

赤穂市総合計画審議会会長 様

赤穂市長 牟禮正稔 ㊟

2030赤穂市総合計画の策定について（諮問）

赤穂市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、「2030赤穂市総合計画（案）」について、貴会の審議を求める。

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

赤穂市総合計画審議会への諮問

赤穂市総合計画審議会からの答申

令和2年8月21日

赤穂市長 牟禮正稔様

赤穂市総合計画審議会

会長 加藤 明 ㊟

2030赤穂市総合計画の策定について（答申）

令和2年5月14日付、赤企画第1015号により諮問のありました標記について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、別冊「2030赤穂市総合計画（案）」のとおりまとめましたので答申します。

なお、別添「赤穂市総合計画審議会における主要意見」は、本計画の推進において特に配慮すべき点として、本審議会の総意としてまとめたものであり、施策の実施にあたっては尊重されたい。

別冊「2030赤穂市総合計画（案）」（省略）

別添

赤穂市総合計画審議会における主要意見

1. 総括意見

- (1) 審議会の審議過程で出された意見及び2030赤穂市総合計画（以下「本計画」という。）策定過程において提出された市民からの意見を十分尊重されたい。
- (2) 人口減少が急速に進む中で、2030年（令和12年）における赤穂市の人口を42,000人とする目標を達成させるため、市民にとって幸福感のあるまちづくりが重要であることにも留意の上、市民や関係者等とともに危機意識を持って、本計画に基づく各種施策の展開を図られたい。
- (3) 例えば、子育て支援であれば、子どもを持つ意思のない人、子どもを産みたくても産めない人等も念頭に置いて支援にあたるなど、各施策の推進においては、行政、関係機関とも、多様性を受け入れる寛容性を持つことで、お互いに支え合い尊重し合える共生社会を実現させられたい。
- (4) 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が示されたが、今後、テレワークやオンライン学習等のさらなる進展が想定されるなど、新たな発想と柔軟な対応で、本計画に掲げる各施策の推進を図られたい。
- (5) 本計画の趣旨及び内容を市民にわかりやすく情報提供するとともに、理解と納得が得られるように努められたい。なお、市の職員にあっては、常に法令遵守と倫理保持に努め、市民から協働のパートナーとしての信頼が損なわれることがないよう、全体の奉仕者として公正・公平な行政の推進に努められたい。

2. 個別意見

(1) 人口減少抑制対策について

ア 生産年齢人口の増加対策は、人口減少の抑制に効果的であると考えられるため、定住支援とともに、若者の雇用確保など戦略的な施策に取り組まれない。

イ 新型コロナウイルス感染拡大により、地方移住への関心が高まっており、今後、在宅勤務や休暇先での就業などのさらなる進展が想定される。

この状況に即し、国が地方創生のポイントとして示すリモートワークを応用した定住支援策として、個人への空き家活用支援や企業へのサテライトオフィス開設支援、育児と就業との両立支援等、各種取組を推進されたい。

(2) IoT、SNSの活用について

新型コロナウイルス対策とは別に、これからの社会は、IoTやSNSの普及は大いに推進すべきである。一方、情報格差の解消や情報モラル尊重の啓発に努め、思いやりのある「協働」のまちづくりを推進されたい。

(3) 地域の人材育成について

さまざまな局面、取組、組織等における地域の人材育成について、誰もがリーダーになり得る環境の整備を推進されたい。

(4) 地域活力の維持について

ア 赤穂市の各地区の歴史が、赤穂市全体の沿革を構成していることを再認識した上で、それぞれの歴史文化を市民の間で共有することができる取組を推進されたい。

イ 今後の人口減少・少子高齢化社会による地域活動のあり方にも目を向け、まちづくり活動を支援されたい。

ウ 高齢ドライバーは、市街地を離れるほど車を手放せなくなるため、是非、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を検討されたい。

エ 文化活動の支援・育成の充実を図られたい。

(5) 自然環境の保全について

ア 自然環境の保全にあたっては、人間本位の視点ではない、自然との共生を図る考え方で取り組まれない。

イ 環境学習は、子どもから大人までを対象に、さらなる推進を図られたい。

(6) 多文化交流について

ア 文化・スポーツ等において、先人の努力により築いてきた交流の成果を無駄にすることなく、新たな交流に取り組まれたい。

イ 赤穂産の農水産物や工業製品等を必要とする地域・自治体・国とのマッチングにより広域交流の活性化を図るなど、グローバル化の推進に取り組まれたい。

(7) 地域医療について

医療サービスの充実が急務である。特に、市民病院については、地域の中核病院としてより適切な医療を受けることができるとともに、産科医師の確保など診療体制の一層の充実に努められたい。

(8) 産業活性化について

ア 引き続き企業誘致に努められるとともに、起業家を育成することやテレワークできる環境を整え、都市部の人を呼び込むことなども検討されたい。

イ 市内企業が新たな設備投資や雇用の確保が図られるよう、企業留置を推進されたい。

ウ 全国でもまれな二つの日本遺産を前面に出した観光事業の取組を展開されたい。

(9) 福祉施策と就労施策の融合について

高齢者の生きがいづくりや引きこもりの解決策として、農業と福祉の連携に取り組まれたい。

(10) 生涯学習について

公民館等の講座を超えた、リカレント教育など、より本格的な学習の機会について、関西福祉大学との連携も含め検討されたい。

(11) 行財政運営等について

人口減少・少子高齢化、安心・安全の確保、環境問題および住民ニーズの多様等は、相互に深く関連した事象であることも考慮しつつ、ごみ袋の有料化等による歳入確保、補助金の全面的な見直し等による歳出削減など、行財政改革の推進により、健全な財政運営に努められたい。

赤穂市総合計画審議会委員名簿

| 役職 | 委員名 | 選出区分 | 備考 |
|----------|---------|--------------|------|
| 会長 | 加藤 明 | 関西福祉大学 | 第1部会 |
| 副会長 | 亀井 義明 | 赤穂市自治会連合会 | 第2部会 |
| 第1部会 部会長 | (加藤 明) | 関西福祉大学 | 第1部会 |
| 委員 | 一瀬 貴子 | 関西福祉大学 | // |
| | 酒井 増二 | 赤穂市自治会連合会 | // |
| | 水野 亮 | 赤穂市社会福祉協議会 | // |
| | 中村 隆彦 | 赤穂市医師会 | // |
| | 福本 俊弘 | 赤穂市老人クラブ連合会 | // |
| | 鷹 ころろ | 赤穂市PTA連合会 | // |
| | 眞殿としみ | 赤穂市女性団体懇話会 | // |
| | 岩崎由美子 | 赤穂市地域活動連絡協議会 | // |
| | 勝原 建夫 | 公募 | // |
| | 小河 尚子 | 公募 | // |
| 第2部会 部会長 | 三木 澄代 | 関西福祉大学 | 第2部会 |
| 委員 | 平林 恵美 | 関西福祉大学 | // |
| | 三浦 麻子 | 市政特別アドバイザー | // |
| | (亀井 義明) | 赤穂市自治会連合会 | // |
| | 目木 敏彦 | 赤穂商工会議所 | // |
| | 尾城 大介 | 兵庫西農業協同組合 | // |
| | 平田 一典 | 赤穂市漁業協同組合 | // |
| | 安田 哲 | 赤穂観光協会 | // |
| | 寺岡里江子 | 赤穂青年会議所 | // |
| | 川西 沙紀 | 公募 | // |
| | 水野香保里 | 公募 | // |

赤穂未来創造委員会委員名簿

会 長(福祉・環境・安心部会長)中 村 剛
副会長(教育・文化・経済部会長)金 沢 緑

| 福祉・環境・安心部会 | | 教育・文化・経済部会 | |
|------------|-------------------------|------------|------------|
| 中村 剛 | 関西福祉大学 | 金沢 緑 | 関西福祉大学 |
| 堀 理江 | 関西福祉大学 | 小川 温子 | 関西福祉大学 |
| 矢野 善章 | 元赤穂市民病院事務局長 | 寺田 榮治 | 元みなと銀行執行役員 |
| 島田 裕弘 | 赤穂市自治会連合会 | 目木 敏明 | 赤穂市自治会連合会 |
| 大田 秀美 | 赤穂市女性団体懇話会 | 川本 哲也 | 赤穂市PTA連合会 |
| 岩崎由美子 | 赤穂市地域活動連絡協議会 | 元岡 明 | 赤穂市文化協会 |
| 小寺 康雄 | 赤穂市社会福祉協議会 | 内藤 茂男 | 赤穂市体育協会 |
| 福本 俊弘 | 赤穂市老人クラブ連合会 | 大木 善夫 | 赤穂商工会議所 |
| 岩谷 直樹 | 赤穂市医師会 | 山本 真一 | 赤穂青年会議所 |
| 井上 昭彦 | 連合兵庫西播磨地域協議会 赤穂地区連絡会 | 安田 哲 | 赤穂観光協会 |
| 寺内 まみ | 公募 | | |
| 勝原 建夫 | 公募 | | |

2030赤穂市総合計画の施策とSDGsとの関係性について

①SDGsの概要と意義

○SDGs(エスディーゼズ)とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年(令和12年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。

○2015年(平成27年)までを期限としていた発展途上国向けの開発目標MDGs(ミレニアム開発目標)の後続として採択されたSDGsは、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールおよび細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

○わが国においては、2016年(平成28年)5月に政府内にSDGs推進本部を設置、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際にSDGsの要素を最大限反映するよう求めています。

○2017年(平成29年)12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、SDGsを行政・民間事業者・住民等の異なるステークホルダー間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

②SDGsと2030赤穂市総合計画

○2030赤穂市総合計画においては、「人」・「地域」・「団体」が一体となり、将来像である「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」の実現に向けて、「安心」・「快適」・「元気」・「人」からなる4つの柱のもと、10の政策とそれに基づく27の施策に取り組みます。

○2030赤穂市総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsとスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、2030赤穂市総合計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に貢献できるものと考えます。

(※2030赤穂市総合計画とSDGsの関係性は114～115ページの一覧表に示しています。)

▼SDGsの17の目標とその内容

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>1 貧困をなくそう</p>  | <p>貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p> | <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  | <p>人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する</p> |
| <p>2 飢餓をゼロに</p>  | <p>飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p> | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p> |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  | <p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p> | <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p> |
| <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  | <p>質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> | <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  | <p>気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p> |
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  | <p>ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p> | <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  | <p>海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p> |
| <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  | <p>安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p> | <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  | <p>陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p> |
| <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  | <p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> | <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  | <p>平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p>  | <p>働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p> | <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  | <p>パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  | <p>産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p> | | |

序論

基本構想

基本計画

資料編

2030 赤穂市総合計画の施策とSDGsとの関係性について

▼SDGsの17の目標と自治体行政の関係（UCLG）

| 目標(Goal) | 自治体行政の果たし得る役割 |
|---|---|
|  <p>1 貧困をなくそう</p> | 自治体行政は貧困で生活に苦しみ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができますよう、きめ細やかな支援策が求められています。 |
|  <p>2 飢餓をゼロに</p> | 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。 |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。 |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。 |
|  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> | 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。 |
|  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> | 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。 |
|  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。 |
|  <p>8 働きがいも経済成長も</p> | 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。 |
|  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。 |

| | |
|---|--|
| <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  | <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p> |
| <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p> |
| <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R※1の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p> |
| <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  | <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p> |
| <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  | <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p> |
| <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>  | <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p> |
| <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  | <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p> |
| <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  | <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p> |

出典:UCLG(United Cities and Local Governments)、「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) -導入のためのガイドライン-(2018年(平成30年)3月版(第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)

※1 3R…Reduce(リデュース:減らす=排出抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの。

▼2030赤穂市総合計画とSDGs 17のゴールの関係性

○次の表は、行政(2030赤穂市総合計画の施策)とSDGs(17のゴール)の一般的な関係性を示したものです。

| 将来像実現に向けた4つの柱 | | 政策 | 施策番号 | 1 貧困をなくそう | 2 健全なエネルギー | 3 気候変動に具体的な対策を |
|---------------|-------------------------------|-----------------------------------|------|-----------|------------|----------------|
| 安心 | 誰もが健やかに暮らせる 安心と安全のまちづくり | 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築 | ① | ● | ● | |
| | | | ② | ● | ● | ● |
| | | | ③ | ● | ● | |
| | | | ④ | ● | | |
| | | | ⑤ | ● | ● | ● |
| | | 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実 | ⑥ | | ● | ● |
| | | | ⑦ | ● | ● | ● |
| | | | ⑧ | ● | | ● |
| | | | | ⑨ | ● | |
| | | | ⑩ | | | |
| 快適 | 自然環境と都市環境とが調和した 住みやすいまちづくり | 快適で魅力ある都市空間の形成 | ⑪ | | ● | |
| | | | ⑫ | ● | | |
| | | | ⑬ | | | |
| | | 自然環境の保全と住環境の充実 | ⑭ | | ● | ● |
| | | | ⑮ | ● | | |
| 元気 | 産業と地域資源を活かした 魅力あふれるまちづくり | 活力とにぎわいのある地域産業の振興 | ⑯ | | ● | |
| | | | ⑰ | ● | | ● |
| | | さまざまな人・地域との活気ある交流の促進 | ⑱ | | | |
| | | | ⑲ | | | |
| | | | ⑲ | | | |
| 人 | 歴史と文化が息づく 人とコミュニティを育むまちづくり | 次代を担う人材を育てる教育の推進 | ⑳ | ● | ● | ● |
| | | | ㉑ | ● | | ● |
| | | 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | ㉒ | | | ● |
| | | | ㉓ | ● | | |
| | | | ㉔ | | | |
| | | ㉕ | | | | |
| | | 市民と協働する市政運営の推進 | ㉖ | | | |
| ㉗ | ● | | | | | |

※●印は、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)が示して

SDGsのゴール

| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ● | | | | ● | | ● | ● | | | | | | ● |
| ● | ● | | | ● | | ● | | ● | | | | ● | ● |
| ● | | | | ● | | ● | ● | ● | | | | ● | ● |
| | ● | | | | | ● | | | | | | ● | ● |
| | | | | ● | | ● | ● | | | | | | ● |
| | | | | | | | ● | | ● | | | | ● |
| | | | | | | | ● | | ● | | | | ● |
| ● | ● | | | | | | ● | | | | | ● | ● |
| | | | | | ● | | ● | ● | | ● | | | ● |
| | | | | | ● | | ● | | ● | | | | ● |
| | | ● | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| | | | | | | | ● | ● | ● | | | | ● |
| ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | | ● |
| ● | | | | ● | ● | ● | | | | | | | ● |
| | | | | ● | | | ● | ● | | ● | | | ● |
| ● | ● | | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ● | ● | | | ● | | ● | | | | | | ● | ● |
| ● | | | | | ● | ● | | ● | | | | | ● |
| ● | ● | | | ● | | ● | ● | | | | | ● | ● |
| ● | | | | ● | | | ● | | | | | | ● |
| | | | | | | ● | ● | | | | | ● | ● |
| ● | ● | | | | | ● | ● | | | | | ● | ● |

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

2030 赤穂市総合計画の施策とSDGsとの関係性について

いる「自治体行政の果たし得る役割」の考え方を参考にSDGsの169のターゲット・指標に沿って落とし込んでいます。

用語の解説

あ行

I o T

Internet of Thingsの略語。家電、自動車などさまざまなモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。

I C T

Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信とコンピューターとを駆使する情報技術のこと。

R P A

Robotic Process Automationの略語。パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが、デスクワーク(主に定型作業)を代行・自動化する概念のこと。

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

アクセス

接続、つながり。

インフラ

インフラストラクチャーの略語。産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

A I

Artificial Intelligenceの略語。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピューター上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

エンジンバラ産後うつ病質問票

1987年(昭和62年)に英国で開発された自己記入式の質問票で、産後うつ病のリスクを計る指標の一つとして国内外で最も広く使用されている。

S N S

Social Networking Serviceの略語。共通の趣味等を持つ人たちとの交流を目的としたインターネット上のサービスの総称のこと。投稿者(人や企業)がインターネット上に情報を掲載することにより、その内容に興味のある人が容易に情報を得ることができる。

N P O

Non Profit Organizationの略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータで、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある、大気中の二酸化炭素やメタンなどのガス。

か行

介護予防リーダー

地域において、自主グループ活動などを通じ、介護予防活動を推進するボランティア。

GIGAスクール構想

Global and Innovation Gateway for Allの略語。義務教育の児童生徒1人1台端末、および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

救急輪番体制

各市や郡単位等の地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院(一部有床診療所)が日を決めて順番に担当する救急体制。

業務継続

大規模災害の発生により、市役所機能が低下する中であっても、市民生活への影響を最小限とするよう、災害対応業務のほか、必要な行政サービスを可能な限り維持していくこと。

クラウド化

庁内の情報システムなどで、庁内にコンピューターを設置して運用してきたシステムを、ネットワークを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する形に置き換えること。

グリーンカーテン

自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策として、ツル性の植物を窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

グローバル化

国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを越えて地球規模で統合・一体化が進むこと。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を届けることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

広域救急医療体制

ドクターヘリ等の活用も視野に入れた広域的な救急医療体制のこと。

耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地(田畑、果樹園)。

後発医薬品

ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分や効果を持つ安価な医薬品のこと。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省の研究機関で、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行っている。

コミュニティ活動

同じ地域の住民が、地域をより良くするために活動する、住民同士のつながりに基づく参加型の自治活動。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。

コンセプト

企画・広告などで、全体を貫く基本的な観点・考え方。

コンテンツ

情報の中身。

コンパクト・プラス・ネットワーク

特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

コンプライアンス

法令遵守のこと。

さ行

再生可能エネルギー

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない、永続的に利用できると思われるエネルギー。例として太陽光・風力・水力・波力・地熱等がある。

3R

Reduce(リデュース:減らす=排出抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの。

市街地景観形成地区

すぐれた市街地景観を創造し、または保全する必要がある地区について、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めるとともに、地区内では建築物等の新築・増改築などの行為についての届出を通じて、地区の景観の形成を図るもの。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

児童虐待

子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待に分類される。

姉妹都市

文化交流や親善を目的として結びついた都市と都市。

住宅ストック

過去に建築され、現在も存在している膨大な住宅(建築)資産のこと。

受援体制

大規模災害発生時、市の業務継続計画で定めた非常時優先業務を実施するにあたり、外部からの応援や支援が必要な場合に、応援要請や円滑な受け入れを行うための体制のこと。

集約型都市構造化

都市圏を高密度な拠点のネットワーク構造に転換していくこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。「資源循環型社会」ともいう。

小規模高齢化集落

世帯・人口が減少し高齢化率が高くなった集落。

将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

食育

さまざまな経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域単位で設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任・派遣等の形式で行う公益法人。

新型インフルエンザ等

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。また、新型コロナウイルス感染症など未知の感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

推計人口

一般には、過去の人口動向等を踏まえ、将来の人口について推計したもの。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する専門スタッフ。

スクールソーシャルワーカー

家庭環境による子どもの問題に対応するため、家庭・学校・地域と連携し、問題の解決に向けて支援をする専門家。

ステークホルダー

企業や行政、NPOなどの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者。経営者、従業員、顧客、金融機関、地域住民、行政機関など、組織の活動に関わるすべての人がステークホルダーとなる。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人等が、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。

生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、および生態系の多様性の3段階で扱われることが多い。

た 行**ターゲット**

標的のことで、一般には販売などの対象(者)を指す。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきという考え方。

地域ブランド

地域+商品・サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して、商品・サービス、ひいては地域そのものの価値を高めようとするもの。

地域包括ケアシステム

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地域包括支援センター

保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などを配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

地籍調査

土地における地籍(土地に関する戸籍)の明確化を図ることを目的として、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目および境界の調査と面積に関する測量を行い、精度の高い地図等(地籍図、地籍簿)を作成する事業。

地方分権

政治・行政において、国から地方自治体への権限移管により、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすること。

長寿命化

消耗品やインフラ等の耐久性を向上させ、改修や補修等により施設が長持ちするようになること。

定住自立圏

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保するための構想を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成するもの。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

DMO

Destination Management/Marketing Organizationの略語。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

DV

Domestic Violenceの略語。配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉の暴力や相手の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含んでいる。

デマンドタクシー

交通手段に不便を来している方を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先にタクシーで送迎するサービス。

特定空家

そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態(倒壊等)、著しく衛生上有害な状態、著しく景観を損なう状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。

特定健康診査

40歳から74歳の人を対象に、加入している健康保険組合等(医療保険者)が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防・改善するための健康診査。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

特別指定区域制度

市街化調整区域の土地利用に関する兵庫県の制度。市町や地域のまちづくり団体が住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を策定した場合に、市町からの申出により、県が条例で特別指定区域を指定し、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現する制度。

トレックウォーク

「トレッキング」と「ウォーキング」を合わせた造語で、健康的に行うハイキングや軽登山のこと。

な行

二次救急医療体制

入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療体制。

二地域居住

都市部と地方部にそれぞれ生活の拠点をもち、例えば平日は都市部で仕事をして暮らしながら、週末などの休みには地方部で趣味などのゆとりある生活を過ごすライフスタイル。

二地域就業

都市部に所在する企業が、例えばサテライトオフィスなどを地方部におき、その両方に同じような業務環境を構築することで都市部または地方部のいずれにおいても就業が可能となるような就業スタイル。

日本遺産

文化庁により認定された、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

農地中間管理機構

農地所有者と農業経営者(担い手)の間に立ち、「信頼できる農地の中間的受け皿」としての役割を担い、農地利用の集積・集約化を行う機構。「農地バンク」、「農地集積バンク」ともいう。

は行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

パブリックコメント

公的機関が条例や計画を企画立案する場合に、その策定しようとする計画等の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、それに対して住民等から寄せられた意見のこと、または、こうした手続きのこと。

PET-CT 検診

がん治療で使われる最先端の画像診断装置(ポジトロン断層撮影装置とコンピューター断層撮影装置を組み合わせた機器)を使った検診のこと。

PDCAサイクル

マネジメントサイクルの一つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施すること。

避難行動要支援者

要配慮者(高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人)のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

費用対効果

支出した費用に対して得られる効果のこと。

フレイル予防

高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力(筋力や認知機能など)を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態になることの予防。

プログラミング教育

プログラミング的思考(プログラミングを行う際に必要となる論理的思考力)を育てる教育のこと。

プロモーション

消費者の購買意欲を喚起するための活動のこと。

ポータルサイト

インターネットにアクセスするときにその入り口となるウェブサイトのこと。

ま行

マイナンバーカード

住民の申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、本人確認のための身分証明書として、また、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。

マーケティング

顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。

や行

有効求人倍率

月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合。

UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことであり、Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

ユニバーサル社会

年齢、性別、障がいの有無、文化等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会のこと。

ら行

ライフサイクルコスト

製品や構造物(建物や橋、道路など)が整備されてから、その役割・供用を終えるまでに必要となる総費用額。

ライフスタイル

生活の様式や価値観。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リカレント教育

義務教育や基礎教育を終えて労働に従事するようになってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システム。

立地適正化計画制度

行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための都市計画上の制度。

連携中枢都市圏

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための都市圏を形成するもの。

労働力人口

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。老若男女誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できること。

目標指標一覧

<安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり>

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 | |
|------------------------|------------------------------|-------------------------------------|--|
| (1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築 | ① 多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める | 福祉ボランティア登録数★ | ○ NPO法人赤穂ボランティア協会、赤穂市ボランティアセンター(赤穂市社会福祉協議会が設置)に登録しているグループの会員数。 ○ 毎年10名ずつの増加を目指します。 |
| | | 集いの場開設数★ | ○ 地域における「サロン」、いきいき百歳体操、認知症カフェ、子どもの居場所、ひきこもりの居場所などの開設数。 ○ 「サロン」は毎年3箇所、いきいき百歳体操は毎年10箇所(リーダーを10名)、認知症カフェは毎年1箇所、子どもの居場所、ひきこもりの居場所もそれぞれ約10箇所の増加を目指します。 |
| | ② すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える | 子育てしやすい環境にあると思う人の割合(5年ごとにニーズ調査)★ | ○ 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、5年ごとに実施している市民のニーズ調査の中の子育て環境の満足度。 ○ 2014年(平成26年)時の調査と比較すると、2018年度(平成30年度)の調査では満足度が約20ポイント上昇しているため、次期調査時にも同程度の上昇を目指します。 |
| | | 保育所待機児童の数(4月1日現在)★ | ○ 2018年度(平成30年度)以降、本市においても保育所待機児童が発生しています。待機児童は全国的にも問題となっており、待機児童ゼロを目指します。 |
| | | 産婦健康診査2回受診率★ | ○ 産婦健康診査は、2回の受診が国の指針で示され、助成券も配布されています。この健康診査時では、出産後の心身の回復状況をチェックし、産後うつや早期発見につなげることもできるため、産婦全員の2回受診を目指します。 |
| | | 新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合★ | ○ エジンバラ産後うつ病質問票は、児童虐待のリスクを判定する目安の一つとされ、9点以上になると危険度が高くなるとされています。 ○ 国の「健やか21」における2017年度(平成29年度)の直近値が9.8%となっているため、それ以下となる9.0%を目指します。 |
| | | 地域における子どもの居場所の数★ | ○ 地域全体で子どもや子育て家庭を見守り支援していくため、子どもの居場所として、子ども食堂や学習支援を実施する団体を支援し、5年後には、小学校区に1箇所、10年後にはさらに5箇所の設置を目指します。 |
| | ③ 障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する | 福祉施設入所者の地域生活への移行★ | ○ 福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームなどへの地域生活移行者の人数。 ○ 毎年1名が施設入所から地域生活へ移行することを目指します。 |
| | | 福祉施設からの一般就労者数★ | ○ 就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労へ移行した人数。 ○ 毎年12名程度が福祉施設から一般就労に移行することを目指します。 |

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 | |
|------------------------|-------------------------------|---------------------------|--|
| (1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築 | ④ 高齢者が生きがいをもって健康やかに暮らせる環境をつくる | 生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の設置数★ | ○ 地域の多様な主体が参画し、高齢者の生活支援、介護サービスの体制整備に向けて協議をする場の数。 ○ 2019年度(令和元年度)は市全域に1箇所設置しており、今後、日常生活圏域(中学校区)に1箇所ずつの設置を目指します。 |
| | | 赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数★ | ○ 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守り体制の強化を図るため、協定を締結している市内外の民間事業者の数。 ○ 2019年度(令和元年度)末には70の事業者と協定を締結しており、今後、毎年約3事業者ずつの増加を目指します。 |
| | | 後期高齢者医療保険健康診査受診率★ | ○ 後期高齢者医療保険が実施する健康診査において、受診者がフレイルに関する質問票の記入も行うことから、後期高齢者医療保険健康診査受診率の向上を目指し、フレイル予防に努めます。 ○ 2019年度(令和元年度)受診率が19.0%となっているため、5年間の期間で2.0%ずつ健診受診率の向上を目指します。 |
| | | 介護予防リーダーが運営する活動団体数★ | ○ いきいき百歳体操など市民が主体となって介護予防に取り組む活動団体数。 ○ 2019年度(令和元年度)の実績は新規12団体のため、2020年度(令和2年度)は13団体、2021年度(令和3年度)以降は、各地域での普及状況から、伸び率鈍化を見越し、毎年5団体の増加を目指します。 |
| | ⑤ 社会保障制度を適切かつ健全に運営する | 国民健康保険税収納率★ | ○ 国民健康保険税は、被保険者が病院にかかった時の医療費に充てられる財源。 ○ 2030年度(令和12年度)には収納率73.00%を目指します。 |
| | | 後期高齢者医療保険料収納率★ | ○ 後期高齢者医療保険料は、75歳(一定の障がいがあり、申請により認定を受けた65歳)以上の方が病院にかかった時の医療費に充てられる財源。 ○ 2030年度(令和12年度)には収納率99.00%を目指します。 |
| | | 介護保険料収納率★ | ○ 介護保険料は、介護が必要となったときに受けるサービスに充てられる財源。 ○ 2030年度(令和12年度)には収納率96.00%を目指します。 |
| | | 1人当たり医療費★ | ○ 1人当たり医療費とは、総医療費を平均被保険者数で除した額。 ○ 医療費は高齢化の進展や医療の高度化等の影響により、おおむね年2.0%程度の伸びとなっています。医療費適正化の取組により目標伸び率年1.5%とし、医療費の抑制を図ります。 |
| | | 後発医薬品使用割合★ | ○ 後発医薬品使用割合とは、後発医薬品の数量(後発医薬品がある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量)の割合。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとなっています。 ○ 2018年度(平成30年度)から毎年0.2%増とし、2030年度(令和12年度)に後発医薬品使用割合79.60%を目指します。 |
| | (2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実 | ⑥ 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する | 健康寿命の延伸(県が5年ごとに算定)★ |

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 | |
|-----------------------------------|---------------------------|---------------------|--|
| (2) 健康づくりの推進と のちを守る地域医療の 充実 | ⑥ 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する | がん検診受診率★ | ○ 市民のがん検診受診率。 ○ 2017年(平成29年)10月に策定された国の「がん対策推進基本計画」において、がん検診受診率目標値を50.0%としているため、本市においても、受診率50.0%を目指します。 |
| | | ゲートキーパー研修受講人数★ | ○ 自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こりうるため、さまざまな悩みに対して早期に気づき対応できるよう、市職員等に対し研修を行い、自殺対策を推進していきます。 ○ 毎年、30人増の受講を目指します。 |
| | ⑦ 市民が安心できる地域医療体制をつくる | 健診センター利用者数★ | ○ 健診センターの利用者数。 ○ 2018年度(平成30年度)と2019年度(令和元年度)を比較すると約1.0%増のため、以降もがん検診等の受診率を見込み目標年1.0%の増を目指します。 |
| | | 医療機関から市民病院への紹介件数★ | ○ 紹介件数とは、診療所(かかりつけ医)からの紹介状により高度医療受診等のため紹介された初診患者の数。 ○ 2018年度(平成30年度)と2019年度(令和元年度)を比較すると約2.0%増となっており、人口減等を考慮し病診連携の啓発による増加が一定数までしか見込めないため、目標年0.5%の増を目指します。 |
| | | 市民病院から医療機関への逆紹介件数★ | ○ 逆紹介件数とは、高度医療受診や病状が安定したことにより、地域医療支援病院から他の病院・診療所(かかりつけ医)に紹介した患者の数。 ○ 2018年度(平成30年度)と2019年度(令和元年度)を比較すると約4.0%減となっており、人口減等を考慮し病診連携の増加が一定数までしか見込めないため、目標年0.5%の増を目指します。 |
| | (3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備 | ⑧ 災害に強い安全で強靱なまちをつくる | 耐震性が確保された住宅の割合★ |
| 密集市街地の狭あい道路の拡幅整備延長★ | | | ○ 緊急車両が容易に進入できるよう消防活動困難区域を減少させるため、狭あい道路の拡幅整備を実施。 ○ 尾崎・塩屋地区における密集住宅市街地整備促進事業において2025年度(令和7年度)1,142m、2030年度(令和12年度)に1,246mの整備完了を目指します。 |

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

目標
指標
一覧

| 政策・施策名 | | 指標名 | 指標説明 |
|------------------------------|-------------------------|--|---|
| (3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備 | ⑧ 災害に強い安全で強靱なまちをつくる | ため池ハザードマップの作成数★ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市64箇所の農業用ため池は、洪水や大規模地震により決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすことが予測されるため、地域住民に対して影響範囲や避難場所を周知し、防災意識の啓発を図ることが必要です。 ○ ハザードマップの作成には県および地元との調整が必要となるため、被害が大きくなるため池を優先し、調整が整ったため池から順次作成していくものとし、2030年度(令和12年度)の目標値は2018年度(平成30年度)から8箇所増の22箇所を目指します。 |
| | | 雨水ポンプ場の耐震施設★ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、御崎・有年ポンプ場の2ポンプ場が耐震化済み(2箇所/7箇所)。 ○ 2030年度(令和12年度)までに、御崎第2、坂越、塩屋ポンプ場を整備し5箇所/7箇所を目指します。2031年度(令和13年度)以降は、施設の重要度および建物の老朽化を考慮して、順次耐震化を実施します。 |
| | | 赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)登録数★ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模化、多様化する災害での被害を未然に防ぐ手段の一つとして、正確な情報を早く伝達することは非常に重要となっており、さまざまな情報伝達手段の一つとしてメールやアプリによる情報伝達は、早く個々に正確に伝達できる手段です。市民に赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)登録を促進し、情報伝達手段を確保することで、災害被害を軽減させます。 ○ 防災ネット登録数は、2018年度(平成30年度)末時点で5,895件、毎年150~200件程度増加しています。人口減少や高齢化、任意登録となっていることから大幅に登録数を増加させることは困難です。年300件の登録増加を目標として、広報を行い2030年度(令和12年度)の登録者数9,500人を目指します。 |
| | 個別支援計画作成数★ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一人暮らしの高齢者、要介護者等が災害時にどのような行動をとればよいのかについて、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難計画の作成数。 ○ 毎年10件ずつの作成増を目指します。 | |
| | ⑨ 安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる | 消防訓練、防火・防災講習会参加人員★ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、大規模および特殊化する災害に対応するには、地域防災力の向上が重要です。自主防災組織による消防訓練、防火・防災講習会を開催し、地域防災力の向上を図ります。 ○ 社人研推計によると、市の人口は、2030年(令和12年)に41,081人まで減少し、うち生産年齢人口は52.7%と推計されており、生産年齢人口における目標参加人員を3,000人とするにより1割強の参加者を目指します。 |
| | 活動救急救命士数★ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保有する救急車6台にそれぞれ2名の救命士を乗車させ、住民の救命率、社会復帰率の向上を目指すとともに、通信指令室に救命士を2名配置し、119番受信時の応急手当の口頭指導体制を確立します。 6台 2交替 2名(救命士乗車) 1.5(公休要員率) = 36名 2交替 2名(救命士口頭指導員) 1.5(公休要員率) = 6名 合計42名 | |
| | 応急手当等講習会開催数★ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校生を対象としたジュニア救急救室をはじめ、広く市民に対して応急手当講習会を開催し、一人でも多くの市民が応急手当、救命処置を身に付けることにより、生存率や社会復帰率の向上を目指します。 ○ 2018年度(平成30年度)の開催実績を基準として、少しでも多くの講習会を開催し、受講者の増加を目指します。 | |

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 | |
|---------------------------|-------------------------|---------------------|--|
| (3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備 | ⑨ 安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる | 消防団詰所建て替え数★ | ○ 市内15箇所の消防分団詰所は、地域防災の拠点となる施設です。特に1970年代建設のCB造の詰所については、大規模地震時における耐震性が低く、車両の大型化、資器材の多様化により施設が狭小となっているため、計画的に順次、耐震性の優れたRC造で、車両、資器材の収納及び消防団員の活動スペースを確保した詰所に改築していきます。 |
| | | 消防団員数★ | ○ 地域防災力の中核となる消防団員の確保は、人口減少に伴い全国的に厳しくなっており、大規模災害が発生した場合のマンパワーの確保のため、条例定数の確保を目指します。 |
| | ⑩ 交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する | 交通事故発生件数(人身事故)★ | ○ 市内で発生した交通事故の人身事故件数。 ○ 市内の交通事故による人身事故は減少傾向にありますが、人身事故はひとたび発生すると多数の人を不幸にするため、今後も警察や交通安全協会、交通指導員と協力し、交通安全教室、交通立ち番等継続して活動を行うとともに、道路の危険箇所の改善や設備整備を推進し、おおむね25.0%減少させることを目指します。 |
| | | 交通事故発生件数(物損事故)★ | ○ 市内で発生した交通事故の物損事故件数。 ○ 市内の交通事故による物損事故は10年前と比較すると、増加しています。今後も警察や交通安全協会、交通指導員と協力し、交通安全教室、交通立ち番等継続して活動を行うとともに、道路の危険箇所の改善や設備整備を推進し、おおむね20.0%減少させることを目指します。 |
| | | 高齢者の交通事故発生件数(人身事故)★ | ○ 市内で発生した交通事故による人身事故のうち高齢者の事故件数。 ○ 市内の交通事故による人身事故は減少傾向にありますが、高齢者の関わる事故は増加しているため、今後も警察や交通安全協会、交通指導員と協力し、交通安全教室等継続して活動を行うとともに、運転免許の自主返納を促し、高齢者の人身事故件数をおおむね15.0%減少させることを目指します。 |
| | | 防犯カメラ設置台数(市、自治会管理)★ | ○ 公共施設および自治会による防犯カメラ設置台数。 ○ 自治会による設置を年5台程度の増設を目指します。 |
| | | 自治会管理外灯のLED等への転換灯数★ | ○ 自治会管理外灯のLED化への転換数。 ○ 毎年度、110本程度の転換を目指します。 |
| | | 犯罪認知件数★ | ○ 市内で発生した犯罪の認知件数。 ○ 市内の犯罪認知件数は10年前と比較すると減少しています。今後も警察、防犯協会、青少年育成推進委員協議会、暴力団と関係を断つ会等と協力し、防犯パトロールや街頭キャンペーンなどを実施し、おおむね15.0%減少させることを目指します。 |
| | | 消費生活出前講座の開催件数★ | ○ 赤穂市消費者協会が依頼を受けて行う、消費生活に関する研修会の開催数。 ○ 2018年度(平成30年度)は3件となっており、開催数、利用者の増加を図るため、2030年度(令和12年度)までに8件を目指します。 |
| | | 消費生活相談の相談件数★ | ○ 赤穂市消費生活センターに寄せられた電話、来庁、文書、メールでの相談件数。 ○ 相談内容の複雑化、多様化から相談件数は増加傾向となっており、2030年度(令和12年度)までに300件を目指します。 |

<快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり>

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 | |
|--------------------|--|--------------------------------|--|
| (4) 快適で魅力ある都市空間の形成 | ⑪ 地域の特性に応じた土地利用を推進する | まちづくり活動(地域に応じた土地利用の検討等)を行う団体数★ | ○ 地区単位で土地利用計画の策定やまちづくり活動を行う団体数。 ○ 2030年度(令和12年度)までに9地域で各1団体を目指します。 |
| | | 開発行為等に対する指導 | ○ 宅地造成等の開発行為に係る申請書の兵庫県への進達件数であり、適正な指導を行い県へ進達することで、土地の適正な利活用を進めます。 ○ 基準値は2019年度(令和元年度)の都市計画法に基づく開発許可申請進達件数実績6件、目標値2025年度(令和7年度)は6件+(年間6件×6年)=42件、2030年度(令和12年度)は42件+(年間6件×5年)=72件を目指します。 |
| | | 地籍調査等実施済面積★ | ○ 土地における地籍(土地に関する戸籍)の明確化を目的として、土地の所有者、地番、地目および境界の調査と面積に関する測量を行い、制度の高い地図を作成します。 ○ 2019年度(令和元年度)において、地籍調査等(地籍調査+国土調査法第19条5項地図)実施面積は11.48km ² となっており、今後、5年ごとに1km ² の進捗を進め、2030年度(令和12年度)に13.5km ² を目指します。 |
| | ⑫ 利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する | 点検済橋梁数(2巡目)★ | ○ 2019年度(令和元年度)より2巡目の橋梁点検を開始し、2023年度(令和5年度)までに全管理橋梁394橋の2巡目点検完了(道路橋393橋、横断歩道橋1橋)を目指します。 |
| | | 安全対策が必要な交差点★ | ○ 2019年度(令和元年度)に実施した交通安全点検において対策が必要と判断された交差点41箇所。 ○ 2020年度(令和2年度)、2021年度(令和3年度)で対策を実施し、対策が必要な交差点0を目指します。 |
| | | 区画整理区域内の都市計画道路の整備延長★ | ○ 区画整理事業において整備中である都市計画道路の整備延長。 ・野中砂子地区 野中浜市線:1,200m、塩屋野中線:644m ・有年地区 有年駅北線:131m、有年駅南線:428m(うち248mは完成) ○ 2025年度(令和7年度)1,759m、2030年度(令和12年度)2,403mの整備完了を目指します。 |
| | | (都)大橋線・唐船線の整備延長★ | ○ 赤穂大橋線・唐船線の未改修区間は、幅員狭小の上、歩道が未整備となっており、歩行者や自転車の安全確保が必要です。 ○ 赤穂大橋線・唐船線を2025年度(令和7年度)533m、2030年度(令和12年度)658mの整備完了を目指します。 |
| | | 市内循環バス利用者数★ | ○ 市内循環バスを利用した年間の人数。 ○ 1日当たり人数を約90人とし、年間利用者数28,000人を目指します。 |
| | | 圏域バス利用者数★ | ○ 圏域バスを利用した年間の人数。 ○ 1日当たり人数を約40人とし、年間利用者数12,400人を目指します。 |
| | | 市内JR駅1日平均乗車客数★ | ○ 市内にあるJR駅の1日平均乗車客の数。 ○ 実績値を基に市内5つのJR駅の1日平均乗車客数5,500人を目指します。 |
| デマンドタクシー利用者数★ | ○ デマンドタクシーを利用した年間の人数。 ○ 高齢者の増加によるタクシー利用者の増を見込み600人を目指します。 | | |

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 |
|-----------------------|-----------------------|--|
| (4) 快適で魅力ある都市空間の形成 | ⑬ 水とみどり豊かな都市をつくる | <p>市民1人当たりの都市公園面積★</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民1人当たりの都市公園面積とは、良好な都市環境を形成するため定量的に都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを判断する数値。 市民1人当たりの都市公園面積＝市内の都市公園面積÷住民基本台帳人口。 ○ 現在、公園開設面積193.7ha、1人当たりの都市公園面積40.7㎡/人、2025年度(令和7年度)に公園開設面積195.7ha、1人当たりの都市公園面積 44.7㎡/人、2030年度(令和12年度)に公園開設面積196.4ha、1人当たりの都市公園面積 46.8㎡/人を目指します。 |
| | (5) 自然環境の保全と住環境の充実 | ⑭ 豊かな自然環境・生活環境を保全する |
| 里山防災林整備事業実施箇所★ | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の人口減少や高齢化により、里山の保全活動に支障をきたしているため、里山防災林整備事業により、手入れ不足の森林を土地所有者に代わり整備し、災害に強い森づくりを行い、里山の豊かな自然環境を維持していきます。 なお、里山防災林整備事業は県営事業のため、県および地元との調整が整った地域から順次実施していくものとし、2030年度(令和12年度)に2018年度(平成30年度)から5箇所増の9箇所を目指します。 |
| 市内大気環境監視局舎の設置数★ | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に設置している大気環境監視局は、2018年度(平成30年度)において8箇所設置しています。今後の市内の大気環境監視体制を維持するため、2030年度(令和12年度)において現在の8箇所から減局することなく、現状維持することを目指します。 |
| 千種川定期水質調査地点★ | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 千種川で年4回実施している定期水質調査の調査地点数。 ○ 千種川の水質調査地点数を2030年度(令和12年度)に2018年度(平成30年度)から2箇所増の7箇所を目指します。 |
| ごみ排出量★ | | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ排出量は、一般廃棄物の「直営収集量」+「自己搬入量」+「資源ごみ集団回収量」 ○ ごみ処理広域化基礎調査(2015年12月)資料の推計結果と比較すると、2018年度(平成30年度)実績において約5.6%減となっており、2025年度(令和7年度)、2030年度(令和12年度)においても各年度推計値より約5.6%減の排出量を目指します。 |
| 再生利用率(資源化率)★ | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生利用率は、(ごみ処理施設資源化量+資源ごみ集団回収量)/(ごみの総処理量+資源ごみ集団回収量)×100 ○ 兵庫県の一般廃棄物処理のリサイクル率が2017年度(平成29年度)16.8%となっており、2025年度(令和7年度)には17.0%を達成し安定化を目指します。 |
| 水道配水池の更新(耐震化)率★ | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に設置している配水池の総容量に対する耐震性のある配水池の総容量の割合。 ○ 配水池とは、浄水場から送り出された水を一時的に貯めておく施設。 ○ 2018年度(平成30年度)末時点の耐震化:14,220㎡(2018年度末耐震化容量)/19,409㎡(市内配水池総容量)73.3%から、2025年度(令和7年度)末時点の耐震化:15,595㎡(2025年度末耐震化容量)/19,409㎡(市内配水池総容量)80.3%、2030年度(令和12年度)末時点の耐震化:16,653㎡(2030年度末耐震化容量)/19,409㎡(市内配水池総容量)85.8%を目指します。 |

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 |
|--------------------|---------------------|---|
| (5) 自然環境の保全と住環境の充実 | ⑭ 豊かな自然環境・生活環境を保全する | 水道管路の更新(耐震化)率★ ○ φ75mm以上の管路の総延長に対する耐震性のある管路の割合。 ○ 2018年度(平成30年度末)時点の耐震化率:39,551(H30末耐震管延長)/311,392(全延長)12.7%から、2025年度(令和7年度)末時点の耐震化率:52,628(R7末耐震管延長)/311,392(全延長)17.0%、2030年度(令和12年度)末時点の耐震化率:61,753(R12末耐震管延長)/311,392(全延長)20.0%を目指します。 |
| | | 汚水処理場・中継ポンプ場の耐震施設★ ○ 現在、耐震化済み施設は、古池・大泊・小島・はりま台の4処理場と真殿中継ポンプ場、農業集落排水処理施設の5処理施設(10箇所/31箇所)。 ○ 2025年度(令和7年度)までに、下水管理センター管理棟、加里屋・尾崎中継ポンプ場の耐震化工事を行い(13箇所/31箇所)、2030年度(令和12年度)までに、下水管理センター汚泥棟・乾燥機棟、磯浜中継ポンプ場の耐震化工事を行い16箇所/31箇所を目指します。2031年度(令和13年度)以降は、施設の重要度および建物の老朽化を考慮して、順次耐震化を実施します。 |
| | ⑮ 快適で潤いのある住環境をつくる | 区画整理事業の進捗(野中・砂子)★ ○ 区画整理事業の事業費ベースのよる進捗状況。 ○ 2018年度(平成30年度)41.3% ・2018年度(平成30年度)末執行业業費(3,295,605千円)/総事業費(7,980,000千円) ・2025年度(令和7年度)96.3% 2025年度(令和7年度)末執行予定事業費(7,681,649千円)/総事業費(7,980,000千円) ・2030年度(令和12年度)100% 事業期間終了の2028年度(令和10年度)(予定)に100%を目指します。 |
| | | 区画整理事業の進捗(浜市)★ ○ 区画整理事業の事業費ベースのよる進捗状況。 ○ 2018年度(平成30年度)78.5% ・2018年度(平成30年度)末執行业業費(1,874,722千円)/総事業費(2,389,000千円) ・2025年度(令和7年度)、2030年度(令和12年度)100% 事業期間終了の2023年度(令和5年度)(予定)に100%を目指します。 |
| | | 区画整理事業の進捗(有年)★ ○ 区画整理事業の事業費ベースのよる進捗状況。 ○ 2018年度(平成30年度)72.8% ・2018年度(平成30年度)末執行业業費(5,612,103千円)/総事業費(7,705,000千円) ・2025年度(令和7年度)、2030年度(令和12年度)100% 事業期間終了の2023年度(令和5年度)(予定)に100%を目指します。 |
| | | 特定空家等の解決率★ ○ 周辺に悪影響を及ぼす空き家等(特定空家等)の解決率。 ○ 2030年度(令和12年度)までに特定空家等0を目指します。 |
| | | 空き家情報バンクの新規登録物件数★ ○ 赤穂市空き家情報バンクに登録された空き家件数。 ○ 2018年度(平成30年度)登録された件数をベースに登録件数増を目指します。 |
| | | 空家活用支援事業補助金の交付件数 ○ 補助制度による空き家の活用件数(累計)。 ○ 年間7件の補助金を交付し、2030年度(令和12年度)までに累計85件の空き家の活用を図ることを目指します。 |
| | | 市街地景観形成地区での建築行為等に対する助言・指導 ○ 市街地景観形成地区内建築行為等の届出および景観重要建築物の現状変更届出に伴う助言・指導件数(累計)。 ○ 年間4件を目指します。 |
| | | 大規模建築物等行為に対する助言・指導 ○ 赤穂市都市景観の形成に関する条例に係る大規模建築物等行為に対する助言・指導件数(工作物・広告物含)(累計)。大規模建築物等は景観に与える影響が大きいため適切な指導等を実施し、快適で美しい都市景観の保全を図ります。 ○ 基準値は2018年度(平成30年度)大規模建築物等行為届出件数実績8件、2025年度(令和7年度)は8件+(年間7件 7年)=57件、2030年度(令和12年度)は57件+(年間7件 5年)=92件を目指します。 |

序論

基本構想

基本計画

資料編

目標指標一覧

<元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり>

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 | |
|-----------------------|------------------------|------------------------------|--|
| (6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興 | ⑩ 活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する | 認定農業者数★ | ○ 認定農業者を育成することにより、農地の集積・集約等による有効利用を推進し、耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。 ○ 認定新規就農者からの移行等による増や高齢化による引退等による減を加味し、2030年度(令和12年度)の目標値は、2018年度(平成30年度)から3人増の27人を目指します。 |
| | | 認定新規就農者数★ | ○ 認定新規就農者には、5年間の認定期間が定められており、現在認定を受けている新規就農者は、認定農業者への移行を促すこととなります。 ○ 2018年度(平成30年度)末時点の認定新規就農者4人については、認定期間終了による減が避けられないため、地域との連携や助成制度の活用等によりスムーズな就農を支援し、新たな認定新規就農者の確保を推進します。2030年度(令和12年度)の目標値は、2人増の6人を目指します。 |
| | | 漁業従事者数(赤穂市漁協組合員数)★ | ○ 漁船漁業による漁獲高の減少や高齢化による引退等により、漁業の担い手である赤穂市漁協の組合員数は大きく減少しています。 ○ 比較的漁獲高が安定している牡蠣等の養殖業の生産量を維持するとともに、高付加価値化等による収益性の向上や経営の安定化を図り、後継者の確保に取り組むため、2030年度(令和12年度)の目標値は、2018年度(平成30年度)から現状維持の54人を目指します。 |
| | | 猟友会会員数★ | ○ 猟友会は、有害鳥獣の捕獲等により、農作物被害の防止を担っています。会員数は減少傾向となっており、現役の会員も高齢化により、今後大幅な減少が見込まれます。 ○ 猟友会による捕獲活動費や狩猟免許の取得・更新等の費用を補助するとともに、猟友会の活動のPR等を通じ、猟友会会員の確保を図るため、2030年度(令和12年度)の目標値は、2018年度(平成30年度)から現状維持の52人を目指します。 |
| | | 担い手への農地の集積率★ | ○ 担い手への農地の集積・集約を推進し、農地の有効利用による、生産性・収益性の向上、耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。 ○ 農地中間管理機構の活用により、集積率の向上を図るため、2030年度(令和12年度)の目標値は、2018年度(平成30年度)から6.0%増の60.0%を目指します。 |
| | | 多面的機能支払交付金事業 活動組織数★ | ○ 地域の人口減少や高齢化により、農村集落環境の保全活動に支障をきたしています。 そのため、ため池や用排水路、農道など土地改良施設の維持管理活動を行う地元活動組織に対し、継続的な活動となるよう交付金により支援を行い、現在の活動組織数20組織を将来的に維持していくことを目指します。 |
| | ⑪ 地域産業を振興し就労環境を充実する | 製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)★ | ○ 工業統計調査による赤穂市の製造品出荷額等の数値。 ○ 5年後に約5.0%、10年後にはさらに約5.0%の増を目指します。 |
| | | 製造業事業所数(従業者4人以上の事業所)★ | ○ 工業統計調査による赤穂市の製造業事業所数の数値。 ○ 2030年度(令和12年度)までに5件の新規企業立地を目指します。 |
| | | 製造業事業所における従業者数(従業者4人以上の事業所)★ | ○ 工業統計調査による赤穂市の製造業事業所における従業者数の数値。 ○ 2030年度(令和12年度)までに5件の新規企業立地を目指します。(1事業所あたり約47人(平成30年工業統計調査による)) |

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

目
標
指
標
一
覧

| 政策・施策名 | | 指標名 | 指標説明 |
|-----------------------------|---------------------------|---------------------|--|
| (6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興 | ⑰ 地域産業を振興し就労環境を充実する | 年間商品販売額★ | ○ 経済センサス―活動調査による卸売業と小売業の年間商品販売額の合計。 ○ 5年後に約1.5%、10年後にはさらに約1.5%の増を目指します。 |
| | | 商店数★ | ○ 経済センサス―活動調査による卸売業と小売業の事業所数の合計。 ○ 基準値の維持を目指します。 |
| | | 有効求人倍率★ | ○ 雇用指標のひとつで、有効求職者1人当たりの有効求人数。(ハローワーク龍野赤穂出張所管内の数値。) ○ 5年後まで現状維持、10年後には1.00倍以上を目指します。 |
| | ⑱ 魅力と集客力のある観光を振興する | 観光消費額の増加率★ | ○ 観光入込客1人の1回の旅行における市内での消費額。 ○ 2018年度(平成30年度)調査をしていないため、2019年度(令和元年度)に戦略的な観光振興を図るため調査を行い、その調査値を基礎とし、2025年度(令和7年度)には1.5%、2030年度(令和12年度)には2.0%の増加を目指します。 |
| | | 宿泊者数★ | ○ 赤穂市内の宿泊施設における宿泊者数。 ○ 基準値は2018年度(平成30年度)赤穂市観光客動態調査報告書(赤穂市観光産業開発振興協議会作成)における宿泊者数。2030年度(令和12年度)に300千人を目指します。 |
| | | 観光ポータルサイト月間平均アクセス数★ | ○ (一社)赤穂観光協会のホームページへの月間平均アクセス数。 基準値は2018年度(平成30年度)の月間平均アクセス数。 ○ 2030年度(令和12年度)に82,000回を目指します。 |
| (7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進 | ⑲ 特色ある地域間交流を推進する | 忠臣蔵にゆかりのある都市交流★ | ○ 地域間交流の推進を図るための指数。 ○ スポーツ交換交流事業を実施する自治体数を指数として、2030年度(令和12年度)に6市を目指します。 |
| | | 赤穂市国際交流協会個人・団体会員数★ | ○ 赤穂市国際交流協会に参加する個人および団体の会員数。 ○ 国際理解の推進のため、会員数の増加を目標として周知を図り、2018年度(平成30年度)をベースに会員数の増加を目指します。 |
| | | 広域協議会等への提案で実現した事業数★ | ○ 広域協議会へ積極的な事業の提案を実施し、実現した事業数。 ○ 圏域内の活性化やより一層のつながりを図り、2030年度(令和12年度)までに2件を目指します。 |
| | ⑳ 住み続けたい赤穂市の魅力で移住・定住を促進する | 定住相談会等の実施・参加・出展数★ | ○ 赤穂の魅力を発信する定住相談会等の実施・参加・出展回数。 ○ 2018年度(平成30年度)をベースに回数増を目指します。 |
| | | お試し暮らし住宅利用件数★ | ○ 「住むのにちょうどいいまち赤穂」を体感してもらうためのお試し暮らし住宅の利用件数。 ○ ホームページでのPRのほか、定住相談会等に参加され、移住を検討されている方に利用を勧めているため、2018年度(平成30年度)実績をベースに、相談会等の回数増を加味し、2030年度(令和12年度)に50件を目指します。 |

<人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり>

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 | |
|----------------------|------------------------|--------------------------|--|
| (8) 次代を担う人材を育てる教育の推進 | ① 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる | 体力・運動能力調査結果の向上★ | ○ 小中学生の新体力テスト実施結果から、全8種目のうち全国平均・県平均と比較。 2019年度(令和元年度)の結果では、小・中学校ともに6割を超える種目が県平均を上回っています。実施年度によって平均値の変動が激しいため、日常の運動機会を十分に確保し、基礎体力の向上を図ることを目指します。 そのため、2030年度(令和12年度)には全ての校種・学年において7割以上の種目で県平均を上回るよう、取り組みます。 |
| | | 小中学校の特別支援教育指導補助員の人数★ | ○ 現在ADHD(注意欠如・多動性障害)等による多動性や衝動性が顕著で行動面で著しい困難を示す児童生徒に対して、教師が苦慮しています。また、同じクラスに在籍する児童生徒にとっても、学校生活での不安要因の一つになっています。LD(学習障害)、ADHD(注意欠如・多動性障害)、ASD(自閉症スペクトラム障害)の子どもたちも含め、児童生徒一人ひとりに対応したきめ細かな指導を行うため、「特別支援教育指導補助員」を12名配置し、適切な指導を目指しています。 今後、多様なニーズへの対応のため、市内10小学校・5中学校全校へ1名ずつ配置し。その後、児童生徒数を考慮しつつ、1校複数配置を進めていきます。 |
| | | 地域人材を活用した取組数★ | ○ 現在、各校において学期に1回の割合で地域実態に応じた地域人材活用を展開しています。今後、赤穂市コミュニティ・スクールの活動を充実させ、年間の活用回数を増やしていきます。 また、具体的な地域人材活用の場面は以下に示すとおりです。 ・自然学校に随行する看護師派遣 ・自然学校に随行する関西福祉大学の学生派遣 ・環境体験(御崎のカヤック教室・高雄小ハマウツボの保全等) ・英語力強化を目指したグローバル化対応国際理解事業 国際理解サポーター派遣 ・地域に残る歴史調べ講師(義士の伝承・塩田の歴史等の語り部) |
| | ② 未来を拓く青少年の若い力を育てる | スクールカウンセラーの各校配置(連携校を含む)★ | ○ 児童生徒の心の理解やケアについて正しい知識を持つ臨床心理士を各中学校と2小学校を拠点校として、全小中学校でのカウンセリング体制を確立し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員への研修実施を通して、カウンセリングマインドを高め、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制を充実させていきます。 ○ 2030年度(令和12年度)まで市内15校すべて配置を維持していきます。 |
| | | スクールソーシャルワーカーの各中学校区配置★ | ○ 暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動の解決、児童虐待、ネグレクト等から児童生徒を守るため、本人・家族との生活環境を調整する相談業務や、児童生徒への福祉的支援の調整等を行うため、各中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育と福祉の連携充実を図っていきます。 ○ 2030年度(令和12年度)まで5中学校区すべての配置を維持していきます。 |
| | | | |

序論

基本構想

基本計画

資料編

目標指標一覧

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 |
|---------------------------------------|---|---|
| (9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | ㉓ 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる | 公民館登録サークル利用者数★ ○ 市内9公民館で活動する公民館登録サークルの年間利用者数。 ○ 公民館登録サークルは主に65歳以上の高齢者を中心とした自主的に学び交流を行う場となっています。現在の利用者数を維持するため、高齢者以外の年齢層にも魅力ある公民館講座の実施を展開し、公民館講座から新サークルへの移行に結び付くことができるように努めていきます。 |
| | | 図書館における活動団体数★ ○ 2018年度(平成30年度)においては、図書館ボランティア団体(読み聞かせ・点字・朗読)、市内の学校園、各施設、研究会等の60団体が登録し、各団体において図書館や図書館資料を活用した読書や研究活動等を行っています。 ○ 1年に1~2団体が登録しており、2025年度(令和7年度)には70団体、2030年度(令和12年度)には75団体を目指します。 |
| | | 各種スポーツ施設の利用者数★ ○ 市民のスポーツ実施率の向上を計るための指数として、市民総合体育館、城南緑地運動施設、元禄・海浜スポーツセンター、野外活動センター、地区体育館などのスポーツ施設利用者数。 ○ 2030年度(令和12年度)に530,000人を目指します。 |
| | | スポーツ大会の参加人数★ ○ 市民のスポーツ意欲を測る指数として、赤穂シティマラソン大会、市民体育祭、その他スポーツイベントの参加者数。 ○ 2030年度(令和12年度)に20,000人を目指します。 |
| | | スポーツ少年団登録者数★ ○ 市内小学生のスポーツ実施率を計る指数として、スポーツ少年団登録者数。 ○ 2030年度(令和12年度)に750人を目指します。 |
| | | 部活動指導員登録者数★ ○ 中学校部活動に指導員を派遣し、生徒の技術向上、生徒の能力に応じた適切な練習方法の導入、事故・けがの未然防止につなげるとともに、教員の部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒と向き合う時間を確保し、部活動の活性化を図ります。練習試合や大会等への引率や練習の指導補助として5校に10名配置することを目指します。 |
| | | 地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等の参加人数★ ○ 地域と連携したイベント等の推進を図るための指数として、「赤穂トレッキングウォーク」イベントの参加者数。 ○ 2030年度(令和12年度)に100人を目指します。 |
| ㉔ 互いが尊重しあいすべての人が自分らしく生きることができる社会を実現する | 地域リーダー研修・住民学習会等の参加人数★ ○ 地域団体や企業等が実施している啓発事業の参加人数。 ○ 2018年度(平成30年度)をベースに人口減を鑑み、現状維持を目指します。 | |

| 政策・施策名 | 指標名 | 指標説明 |
|--|---------------------------------------|--|
| (9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | ㉔ 互いが尊重しあいすべての人が自分らしく生きることができ、社会を実現する | フォーラム・市民講座・DV講演会の参加人数★ ○ 行政と各種団体が連携し実施している啓発事業の参加人数。 ○ 2018年度(平成30年度)をベースに人口減を鑑み、現状維持を目指します。 |
| | | 女性問題相談・女性専門相談の件数★ ○ 男女共同参画社会の実現に向けて、個人より相談を受けた相談件数。 ○ 2018年度(平成30年度)をベースに人口減を鑑み、現状維持を目指します。 |
| | ㉕ 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する | 文化財公開施設(6箇所)の入館(園)者数★ ○ 文化財公開施設(赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、旧坂越浦会所、赤穂市立有年考古館、東有年・沖田遺跡公園、有年原・田中遺跡公園)入館(園)者数。 ○ 2019年度(令和元年度)の直近3年間の平均値を2030年度(令和12年度)目標値として目指します。 |
| | | 赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率★ ○ 赤穂城跡公園は城壁、土塁や種々の遺構が存在し市民の憩いの場、観光資源、赤穂市のシンボルとして重要な位置を占めており、これらの保存活用を図ることを目的としています。 指標は、赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率で、全体事業費に対して整備済み事業費の割合。 ○ 2018年度(平成30年度)72.2%、2025年度(令和7年度)95.0%、2030年度(令和12年度)100%を目指します。 |
| | | 市民1人当たりの文化会館利用回数★ ○ 文化会館の入場者数を市民1人当たりで積算した利用回数。 ○ 2030年度(令和12年度)に2.6回を目指します。 |
| | ㉖ 地域の多様なコミュニティ活動を活性化 | まちづくり連絡(推進)協議会活動の延べ参加人員★ ○ まちづくり協議会が実施する事業への参加者数。 ○ コミュニティ活動の活性化の指標として、2018年度(平成30年度)をベースに参加者の増加を目指します。 |
| コミュニティセンター等(2箇所)の延べ利用人数★ ○ 福浦コミュニティセンター、有年原校区多目的施設の利用者数。 ○ コミュニティ活動の活性化の指標として、2018年度(平成30年度)をベースに利用者の増加を目指します。 | | |
| (10) 市民と協働する市政運営の推進 | ㉗ 市民に関われた健全で効率的な行政運営を推進する | 電子申請の利用状況★ ○ 電子申請の利用件数。 ○ 電子申請を行う手続きを増やすことにより、申請件数の増加を目指します。 |
| | | マイナンバーカードの交付率★ ○ 行政サービスのオンライン化推進の進捗状況を見る上で、電子申請等の本人確認で必要となるマイナンバーカードの交付率。 ○ 2025年度(令和7年度)に、96.0%を目指します。 |
| | | ホームページの年間アクセス件数★ ○ ホームページ(全ページ)のアクセス件数。 ○ SNSでの情報発信を行うことで、ホームページへのアクセス数が増加しており、2030年度(令和12年度)に4,000,000件を目指します。 |
| | | 市長との直接対話集会等★ ○ 市長と直接対話する集会の開催件数。 ○ 地域からの要請に応じた「ミニ集会」として開催し、2018年度(平成30年度)をベースに増加を目指します。 |
| | | 実質公債費比率★ ○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標。 ○ 財政計画をベースに算出。 |
| | | 将来負担比率★ ○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標。 ○ 財政計画をベースに算出。 |

序論

基本構想

基本計画

資料編

目標指標一覧

赤穂市の歩み

| | | |
|--------------|-----|----------------------------------|
| 1951年(昭和26年) | 9月 | 赤穂町、坂越町、高雄村が合併し、赤穂市が誕生 |
| | 10月 | 市議会議員選挙、市長選挙執行 |
| | | 鳥羽嘉壽夫市長就任 |
| | | 第1回市民総合体育祭開催 |
| | | 第1回市民文化祭開催 |
| | 12月 | 国鉄赤穂線相生－播州赤穂間開通 |
| 1952年(昭和27年) | 2月 | 市民病院移転開設(中広から加里屋中洲へ) |
| | 11月 | 教育委員会発足 |
| 1953年(昭和28年) | 2月 | 第一地区土地区画整理事業施行 |
| | 3月 | 市議会解散 |
| | 4月 | 市議会議員選挙執行 |
| | 5月 | 市長選挙執行 |
| | | 小幡榮亮市長就任 |
| 1954年(昭和29年) | 7月 | 赤穂市警察を兵庫県警察に移管 |
| | 10月 | 市民病院改築 |
| 1955年(昭和30年) | 3月 | 国鉄赤穂線播州赤穂－日生間開通 |
| | 4月 | 有年村を赤穂市に合併 |
| | 5月 | 赤穂城跡隅櫓復元 |
| 1956年(昭和31年) | 5月 | 旧市庁舎完成 |
| | 10月 | 第11回国民体育大会、剣道競技を赤穂高校講堂で開催 |
| | 12月 | 有年地区有線放送開始 |
| 1957年(昭和32年) | 9月 | 旧市民会館完成 |
| | | 赤穂電報電話局開局 |
| | 10月 | 瀬戸内海国立公園特別地域(御崎、丸山)、特別保護地区(生島)指定 |
| 1958年(昭和33年) | 1月 | 高雄地区有線放送開始 |
| 1959年(昭和34年) | 1月 | 御崎観光道路開通 |
| | | 水道事業第1次拡張工事完成 |
| | 9月 | 国鉄山陽線電車化 |
| 1960年(昭和35年) | 1月 | 坂越、高雄、有年支所を廃止し、各連絡所を開設 |
| | 11月 | 電話自動化(除く有年地区) |
| 1961年(昭和36年) | 3月 | 国鉄赤穂線相生－播州赤穂間電化 |
| | 9月 | 市制施行10周年 |
| | 11月 | 中洲地区土地区画整理事業施行 |
| 1962年(昭和37年) | 4月 | 木津水源池完成 |
| | 9月 | 国鉄赤穂線相生－岡山間全線開通 |
| | 11月 | ごみ焼却場完成 |

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 1963年(昭和38年) 3月 | 坂越小学校移転改築 |
| 5月 | 塩屋公民館完成 |
| 9月 | 岡山県日生町大字福浦地区を赤穂市に編入 |
| 1964年(昭和39年) 3月 | 駅北土地区画整理組合設立 |
| 4月 | ごみ定時収集実施(週2回)一部地域 |
| | 消防本部設置 |
| 9月 | 工業整備特別地域の指定 |
| 1965年(昭和40年) 1月 | 西浜塩田大部分を住友セメントに売却調印 |
| 3月 | 水道事業所庁舎完成 |
| 4月 | 消防署設置 |
| 8月 | 赤穂幼稚園移転改築 |
| 12月 | 赤穂青少年武道館完成 |
| 1966年(昭和41年) 2月 | 中山頭首工完成 |
| 3月 | 塩屋保育所完成 |
| | 長期基本計画策定「豊かで住みよい 明るいまちづくり」 |
| | 山陽新幹線工事起工 |
| 4月 | 赤穂小学校改築 |
| 11月 | 赤穂市都市計画用途地域の指定 |
| 12月 | 桃井健三氏を名誉市民に決定 |
| 1967年(昭和42年) 3月 | 尾崎幼稚園移転改築 |
| 4月 | 高雄幼稚園開園 |
| 6月 | 上仮屋地区土地区画整理事業施行 |
| 7月 | 交通安全都市宣言 |
| | 北野中浄水場完成 |
| 8月 | し尿処理場完成 |
| 1968年(昭和43年) 4月 | 塩屋幼稚園開園 |
| 6月 | 塩業資料館完成 |
| 8月 | 公害緩衝緑地(グリーンベルト)着手 |
| 12月 | 坂越幼稚園園舎増築 |
| 1969年(昭和44年) 2月 | 尾崎地区土地区画整理組合設立 |
| 3月 | 市民病院が救急告示病院に指定 |
| 4月 | 消防救急業務開始 |
| 5月 | 老人福祉センター完成 |
| 9月 | 市内全戸ごみ定時収集を開始 |
| | 学校給食センター開設 |
| 10月 | 国鉄赤穂線全線電化 |
| 1970年(昭和45年) 1月 | 兵庫、岡山県境調印式 |

| | | |
|--------------|-----|----------------------|
| | 2月 | 不燃物投棄場の設置(大津) |
| | 3月 | 尾崎小学校改築 |
| | 4月 | 新赤穂大橋完成 |
| | 5月 | 有年公民館完成 |
| | | 塩屋青少年武道館完成 |
| | 11月 | 消防庁舎完成 |
| 1971年(昭和46年) | 3月 | 赤穂城跡が国の史跡指定 |
| | 5月 | 加里屋児童館完成 |
| | | グリーンベルト第1期事業完成 |
| | | ごみ焼却場完成 |
| | 8月 | 第1回市民の夕べ開催 |
| | 9月 | 環境保全条例制定 |
| | | 市制施行20周年 |
| | | 市の木「サクラ」、市の花「ツツジ」を選定 |
| | 10月 | 市民病院全館完成 |
| | 11月 | 市旗を制定 |
| 1972年(昭和47年) | 2月 | 高雄幼稚園園舎完成 |
| | 3月 | 坂越保育所移転改築 |
| | | 坂越中学校改築 |
| | | 山陽新幹線運転開始 |
| | 7月 | 図書館完成 |
| 1973年(昭和48年) | 3月 | 花と緑の協会設立 |
| | 5月 | 笠木忠男市長就任 |
| | 6月 | 小幡榮亮氏を名誉市民に決定 |
| | 8月 | 有年中学校移転改築 |
| | | 御崎小学校移転改築 |
| | 9月 | 新用途地域決定 |
| | 11月 | 北野中浄水場完成 |
| 1974年(昭和49年) | 3月 | グリーンベルト第2期事業完成 |
| | 5月 | 市民会館完成 |
| | 7月 | 台風8号による集中豪雨(災害救助法適用) |
| | 12月 | 公共下水道事業決定 |
| 1975年(昭和50年) | 3月 | 坂越児童館完成 |
| | | 有年保育所完成 |
| | 12月 | 公共下水道事業認可 |
| 1976年(昭和51年) | 6月 | 赤穂中学校移転改築 |

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 7月 | 坂越・高雄公民館開館 |
| 9月 | 台風17号による集中豪雨、全市未曾有の災害(災害救助法適用・激甚災害指定) |
| 1977年(昭和52年) 2月 | 長期基本計画策定「健康で住みやすいふるさとづくり」 |
| 4月 | 千種川災害復旧事業着手 |
| | グリーンベルト全事業完成 |
| | 有年隣保館完成 |
| 5月 | 尾崎公民館完成 |
| 1978年(昭和53年) 3月 | 尾崎保育所移転改築 |
| | 浜田地区土地区画整理事業施行 |
| 4月 | 赤穂西小学校開校 |
| 1979年(昭和54年) 3月 | 坂越公民館完成 |
| | 赤穂保育所移転改築 |
| 4月 | 赤穂西幼稚園開園 |
| | 御崎幼稚園開園 |
| 5月 | 野外活動センター完成 |
| 7月 | 第1回青少年育成推進大会 |
| 11月 | 赤穂西中学校改築 |
| 1980年(昭和55年) 2月 | 高雄小学校改築 |
| 3月 | 御崎公民館完成 |
| 4月 | 有年幼稚園開園 |
| | 原幼稚園開園 |
| 9月 | 下水管理センター管理本館完成 |
| 11月 | 茨城県笠間市と姉妹都市提携 |
| 1981年(昭和56年) 3月 | 福浦地区コミュニティセンター完成 |
| | 御崎保育所移転改築・御崎地区体育館完成 |
| 4月 | (財)赤穂市公園施設管理協会設立 |
| 7月 | 市民総合体育館完成 |
| 8月 | 新市庁舎完成 |
| | 下水道管理センター完成 |
| 9月 | 市制施行30周年 |
| | 市歌、市民憲章制定 |
| | 公共下水道供用開始 |
| | 市史第1巻発刊 |
| | 県立赤穂高等学校校舎移転 |
| 12月 | 赤穂東中学校改築 |
| 1982年(昭和57年) 3月 | 山陽自動車道竜野一備前間開通、赤穂インターチェンジ設置 |
| 8月 | 昭和51年災害改修復旧事業竣工 |

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

赤穂市の歩み

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 10月 | 有年小学校移転改築 |
| 12月 | 旧上水道モニュメント通水 |
| | 民俗資料館開館 |
| 1983年(昭和58年) 2月 | 総合福祉会館完成 |
| | 御崎地区土地区画整理事業組合設立 |
| 5月 | 武家屋敷公園オープン |
| 10月 | 消防署上郡分署開設 |
| | 坂越バイパス開通 |
| 1984年(昭和59年) 4月 | 城西小学校開校 |
| 12月 | 不燃物最終処分場完成(周世) |
| 1985年(昭和60年) 4月 | 城西幼稚園開園 |
| | 関西電力赤穂火力発電所石油コンビナート等災害防止法特別防災区域政令指定 |
| 12月 | 塩屋小学校改築 |
| | 非核平和都市宣言 |
| 1986年(昭和61年) 3月 | 赤穂城跡大池泉庭園復元整備完成 |
| | 総合計画策定「自然と調和のあるゆたかなまち」 |
| | 北野中浄水施設増設・雄鷹台隧道配水池完成 |
| 4月 | (財)赤穂市文化振興財団設立 |
| 5月 | 塩屋地区土地区画整理事業施行 |
| 9月 | 市営住宅塩屋団地(みどり団地)第1期工事完成 |
| 10月 | 市史最終巻発刊 |
| 1987年(昭和62年) 3月 | 塩屋公民館移転改築・塩屋地区体育館完成 |
| 6月 | (社)赤穂市シルバー人材センター設立 |
| | 県立赤穂海浜公園開園 |
| | 海洋科学館開館 |
| 7月 | 「忠臣蔵」初巻発刊 |
| 1988年(昭和63年) 3月 | 都市計画道路新田坂越線全線開通 |
| | 赤穂城跡本丸表御殿間取復元 |
| 4月 | 原小学校改築 |
| 8月 | 全国高校総体剣道大会を市民総合体育館で開催 |
| | 新斎場供用開始 |
| 10月 | 住民情報オンラインシステム始動 |
| 12月 | 高山墓園第1期工事完成 |
| 1989年(平成元年) 3月 | 都市景観の形成に関する条例制定 |
| 4月 | 歴史博物館開館 |
| 5月 | 岩崎俊男市長就任 |
| 11月 | 第1回忠臣蔵旗少年剣道大会開催 |
| 12月 | 第1回義士親善友好都市交流会議(義士サミット)開催 |

| | |
|----------------|---|
| 1990年(平成2年) 1月 | 高山墓園第2期工事完成 |
| 1991年(平成3年) 1月 | 北爪照夫市長就任 |
| 3月 | 市営住宅塩屋団地(みどり団地)完成 |
| 6月 | 市役所第2・第4土曜閉庁 |
| 9月 | 市制施行40周年 |
| 1992年(平成4年) 3月 | 総合計画策定「水とみどりにつまれた 魅力あふれる交流都市」 |
| | 有年公民館移転改築・有年地区体育館完成 |
| 4月 | 坂越地区を市街地景観形成地区に指定 |
| | 西山松之助氏を名誉市民に決定 |
| 5月 | 文化会館(ハーモニーホール)開館 |
| 8月 | (社)赤穂市シルバー人材センター事務所完成 |
| 11月 | パソコン通信ネットワークサービス開始 |
| 1993年(平成5年) 1月 | 笠木忠男氏を名誉市民に決定 |
| 2月 | 赤穂海浜大橋完成 |
| 3月 | 赤穂西公民館完成・赤穂西地区体育館完成 |
| 4月 | 市役所完全週休2日制の実施 |
| 5月 | 御崎レストハウス完成 |
| 9月 | 周世地区農業集落排水処理施設供用開始 |
| 1994年(平成6年) 3月 | 磯産業団地完成 |
| 4月 | ごみ処理施設完成 |
| 5月 | 赤穂市国際交流協会設立 |
| 8月 | 旧坂越浦会所復元工事完成 |
| 1995年(平成7年) 2月 | 高雄公民館移転改築・高雄地区体育館完成 |
| 3月 | 坂越まち並み館完成 |
| 4月 | 有年原・田中遺跡公園開園 |
| | 精神薄弱者授産施設・さくら園開園 |
| 7月 | 塩屋保育所移転改築 |
| 1996年(平成8年) 2月 | 粗大ごみ処理施設完成 |
| 3月 | 赤穂城跡本丸門復元完成 |
| 4月 | 東有年・沖田遺跡公園開園 |
| 6月 | 市民病院外来診療週休2日制の実施 |
| 10月 | 市民病院が災害拠点病院に指定 |
| | 有年地区デイサービスセンター開設 |
| | 市営住宅千鳥団地第1期工事完成 |
| 11月 | 消防署(播磨科学公園都市)新都市分署業務開始(～2018年(平成30年)3月) |
| 12月 | 赤穂市公文書公開条例制定 |

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 1997年(平成9年) 4月 | 関西福祉大学開学 |
| | 赤穂西地区デイサービスセンター開設 |
| | 西オーストラリア州ロッキングハム市と姉妹都市提携 |
| 7月 | 公文書公開制度実施 |
| 10月 | 田淵記念館開館 |
| 1998年(平成10年) 2月 | 市民病院移転改築・開院 |
| | 老人保健施設(老健あこう)開所 |
| 3月 | 忠臣蔵'99(大河ドラマ「元禄繚乱」)キャンペーン実行委員会設立 |
| 4月 | 老健あこうデイ・ケア開始 |
| | 市民病院内に訪問看護ステーション設置 |
| | 老健あこう・赤穂西地区デイサービスセンター内に在宅介護支援センター開設 |
| | 福浦診療所改築 |
| 5月 | 有年牟礼地区農業集落排水処理施設竣工 |
| 6月 | 赤穂駅周辺整備株式会社発足 |
| | 千鳥団地市営住宅完成(第2期) |
| 7月 | ごみ袋の透明・半透明化実施 |
| | 消防本部庁舎移転改築・防災センター業務開始 |
| 10月 | 女性交流センター開所 |
| | トライやる・ウィーク実施 |
| 11月 | お城通り地区を市街地景観形成地区に指定 |
| 1999年(平成11年) 1月 | 元禄赤穂展示館オープン |
| 3月 | 健康遊歩道を備えた塩屋公園完成 |
| 4月 | 新田坂越線4車線供用開始 |
| | 市民病院が第2種感染症指定医療機関に指定 |
| | 第1回しおばなまつり開催 |
| | 城西公民館・地区体育館竣工 |
| 6月 | 赤穂ふれあいの森「かぶ〜ん うね」オープン |
| 9月 | 公式ホームページ開設 |
| | 市内各郵便局で住民票等の交付請求開始 |
| 10月 | 介護保険要介護認定の申請受付開始 |
| | ロッキングハム市紹介展(物産展) |
| 2000年(平成12年) 3月 | 赤穂ふれあいの森完成 |
| 4月 | 東地区デイサービスセンター業務開始 |
| | 介護保険サービス開始 |
| 7月 | 赤穂市初の国際会議「第11回X線吸収微細構造国際会議」開催 |
| 11月 | 「赤穂温泉」出湯式 |

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 12月 | JR播州赤穂駅橋上駅舎・南北自由通路完成 |
| | 商業ビル「プラット赤穂」オープン |
| | 総合計画策定「水とみどりにつつまれた 歴史文化交流都市」 |
| | 大石神社線ポケットパーク整備完成 |
| 2001年(平成13年) 2月 | 有年土地区画整理事業施行 |
| 3月 | 忠臣蔵300年祭開幕(～2003年(平成15年)2月4日) |
| | 古池・大泊下水処理場竣工 |
| 4月 | 坂越地区デイサービスセンター開設 |
| | 有年檜原地区農業集落排水処理施設竣工 |
| 8月 | 駅北駐車・駐輪場オープン |
| 9月 | 市制施行50周年 |
| | 観光情報センターオープン |
| 10月 | 加里屋交通広場(いきつぎ広場)完成 |
| 11月 | 赤穂城跡本丸厩口門復元完成 |
| 12月 | 新図書館竣工 2002年(平成14年)3月3日開館 |
| 2002年(平成14年) 2月 | 熊本県山鹿市と姉妹都市提携 |
| 3月 | 赤穂城跡水手門船着場突堤復元完成、花見広場整備完成 |
| | 加里屋まちづくり会館完成 |
| 4月 | 学校完全週5日制の実施 |
| 8月 | 住民基本台帳ネットワークシステム開始 |
| 9月 | 旧図書館リニューアル整備完了(青少年育成センター、市史編さん室の配置) |
| | 赤穂城跡本丸庭園・二之丸庭園が旧赤穂城庭園として国の名勝指定 |
| 12月 | 小島下水処理場竣工 |
| 2003年(平成15年) 1月 | 豆田正明市長就任 |
| | 市民病院電子カルテ稼働 |
| 3月 | ごみ処理施設排ガス高度処理施設整備工事完成 |
| | 赤穂城跡大手門枡形復元完成 |
| 8月 | 住民基本台帳カードの交付開始 |
| | 国史跡赤穂城跡の三之丸外堀の一部が史跡に追加指定 |
| 10月 | 有年診療所開設 |
| 11月 | 赤穂市・上郡町合併協議会設置 |
| 2004年(平成16年) 3月 | 花岳寺門前広場整備完成 |
| 7月 | 市役所窓口業務を午後6時までに時間延長 |
| 9月 | 台風21号による床上浸水等の被害 |
| 10月 | リサイクル施設運転開始 |
| | ごみの収集を5種から8種分別に変更 |
| 11月 | 舟入跡広場整備完成 |

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

赤穂市の歩み

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 2005年(平成17年) 1月 | 島田土地区画整理組合設立 |
| 2月 | 野中・砂子土地区画整理組合設立 |
| | 市民病院が日本医療機能評価機構「審査体制区分Ver.4.0」認定 |
| 3月 | 市民参加に関する条例制定 |
| | 情報公開条例制定 |
| | 個人情報保護条例制定 |
| | 赤穂駅前大石神社線(お城通り)整備完成 |
| | 総合体育館大規模改造工事完成 |
| 6月 | 市民病院が公立豊岡病院と姉妹病院提携 |
| 10月 | 市内循環バス「ゆらのすけ」運行開始 |
| 2006年(平成18年) 3月 | 赤穂市ハザードマップ全戸配布 |
| 4月 | 指定管理者制度導入 |
| | 地域包括支援センター開設 |
| | 電子申請サービス運用開始 |
| 5月 | 「赤穂安全・安心ステーション」創設 |
| | 県道周世尾崎線(尾崎トンネル)開通 |
| 6月 | 「みまわりくん」青色回転灯防犯パトロール開始 |
| | 市民病院が県立淡路病院と姉妹病院提携 |
| 7月 | 市内循環バス「ゆらのすけ」高野ルート運行開始 |
| 10月 | 第61回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」、剣道競技を市民総合体育館で開催 |
| | 郵便入札制度導入 |
| | 浜市土地区画整理組合設立 |
| 2007年(平成19年) 1月 | 市民病院が地域がん診療連携拠点病院に指定 |
| 6月 | 市民病院が三次市立三次中央病院と姉妹病院提携 |
| 9月 | 放課後子ども教室開始 |
| | 上郡町との合併の是非を問う住民投票実施 |
| | 第1回赤穂義士杯青少年柔道大会開催 |
| 10月 | 赤穂国際音楽祭2007開催 |
| | 赤穂市・上郡町合併協議会廃止 |
| 12月 | 坂越公民館増築・改造工事完成 |
| 2008年(平成20年) 3月 | 第1回近畿高等学校剣道選抜大会開催 |
| | 赤穂城跡二之丸庭園表門復元完成 |
| 4月 | 赤穂ふるさとづくり寄付金スタート |
| 7月 | 赤穂観光大使委嘱開始 |
| 8月 | 第1回赤穂とれたて朝市開催 |
| 10月 | 塩屋公民館増築・改造工事完成 |

| | |
|-----------------|---|
| 2009年(平成21年) 3月 | 赤穂城跡二之丸庭園大石頼母助屋敷門復元完成 |
| 12月 | 東備西播定住自立圏形成協定締結 |
| 2010年(平成22年) 1月 | 市民病院が日本医療機能評価機構「審査体制区分Ver.6.0」認定 |
| 3月 | 赤穂城跡二之丸庭園西仕切門復元完成 |
| 4月 | (財)文化とみどり財団発足(文化振興財団と公園施設管理協会の合併) 赤穂市消防団本部に女性部設置 |
| 11月 | 市民病院新電子カルテシステム稼働 |
| 12月 | 総合計画策定「人が輝き 自然と歴史・文化が薫る やさしいまち」 |
| 2011年(平成23年) 3月 | 東有年浄水場完成 |
| 4月 | 塩屋児童館開館 |
| 8月 | コンピューターによる戸籍事務の運用開始 |
| 9月 | 市制施行60周年 赤穂観光マスコットキャラクター「陣たくん」誕生 |
| 10月 | 災害時緊急速報「エリアメール」配信開始 |
| 11月 | 有年考古館リニューアルオープン 第1回赤穂シティマラソン大会開催 |
| 12月 | 義士モニュメントサイン からくり時計「義士あんどん」完成 |
| 2012年(平成24年) 2月 | スポーツ都市宣言 東備西播定住自立圏圏域バス運行開始 |
| 4月 | 赤穂地区体育館竣工 赤穂市防災情報ネット運用開始 |
| 10月 | ル・ボン国際音楽祭2012赤穂国際音楽祭・姫路国際音楽祭共同開催開始 |
| 12月 | 忠臣蔵ウィークスタート |
| 2013年(平成25年) 3月 | 消防救急デジタル無線運用開始 |
| 4月 | 水道料金等コンビニエンスストア収納開始 赤穂元禄スポーツセンター供用開始 |
| 8月 | 第1回赤穂市「いじめ・暴力追放」市民大会開催 |
| 9月 | 市議会本会議映像インターネット配信開始 |
| 10月 | 電子図書館開館 |
| 11月 | 兵庫県南部ドクターヘリ運航開始 |
| 2014年(平成26年) 1月 | 「忠臣蔵」終巻発刊 |
| 3月 | 休日臨時窓口開設(3月末、4月初頭) |
| 4月 | 赤穂東児童館開館 有年ポンプ場完成 |
| 8月 | 第1回東京あこうのつどい開催 |
| 10月 | 市民病院救急ワークステーション試行運用開始 |
| 12月 | 市民病院が地域医療支援病院に承認 |

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 2015年(平成27年) 1月 | 明石元秀市長就任 |
| | 市民病院が日本医療機能評価機構「審査体制区分3rdG Ver1.0」認定 |
| 2月 | 恋人の聖地モニュメント除幕式 |
| 3月 | 尾崎ふれあいロード完成 |
| 4月 | 高齢者見守りネット事業協定書調印式 |
| 5月 | 第1回赤穂市総合教育会議開催 |
| | 赤穂海浜スポーツセンター供用開始 |
| 7月 | 市民病院が大和高田市立病院と姉妹病院提携 |
| 8月 | 市民病院透析患者移送サービス開始 |
| 10月 | 高齢者等ごみ出し支援事業開始 |
| 12月 | 播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結 |
| 2016年(平成28年) 3月 | 坂越大橋開通 |
| | 高機能消防指令システム運用開始 |
| | みなとひろば完成 |
| 4月 | 赤穂防災士の会設立 |
| | 赤穂すこやかセンター業務開始 |
| | 乳幼児一時預かり事業開始 |
| 6月 | 防災行政無線運用開始 |
| 7月 | Facebook運用開始 |
| | デマンドタクシー運行開始 |
| 8月 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所が「赤穂コールドロン」の存在発表 |
| 9月 | お試し暮らし住宅開設 |
| | 第1回赤穂市長杯少年サッカー大会開催 |
| 12月 | 赤穂城跡二之丸庭園部分公開開始 |
| 2017年(平成29年) 4月 | 障がい者基幹相談支援センター業務開始 |
| | クレジットカードによる納税取扱開始 |
| 8月 | 市民病院新館オープン |
| 9月 | 第1回赤穂市伝統文化祭開催 |
| 10月 | JR有年駅自由通路供用開始 |
| 2018年(平成30年) 1月 | 県立赤穂高等学校と包括的連携協定締結 |
| 4月 | 赤穂市民病院第二期構想グランドオープン |
| | 市立幼稚園での3歳児保育試行開始 |
| | 赤穂市子育て世代包括支援センターえるふぁルーム業務開始 |
| 5月 | 北前船寄港地として坂越の文化財が日本遺産に追加認定 |
| 6月 | 都市計画道路野中・浜市線開通 |
| 7月 | 「忠臣蔵」浮世絵データベース運用開始 |

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 9月 | 「あこうの空家手帖」発行 |
| | クラウドファンディング応援事業開始 |
| 2019年(平成31年) 1月 | 牟禮正稔市長就任 |
| 4月 | 防災公園「野中・砂子公園」供用開始 |
| | 関西福祉大学とスポーツ振興に関するパートナーシップ協定締結 |
| (令和元年) 5月 | 「『日本第一』の塩を産したまち播州赤穂」のストーリーが日本遺産に認定 |
| 6月 | 病児・病後児保育事業開始 |
| 8月 | 市政特別アドバイザー創設 |
| 10月 | NET119緊急通報システム導入 |
| 11月 | 赤穂市公式LINE開設 |
| 2020年(令和2年) 3月 | (株)みなと銀行と包括的連携協定締結 |
| | 兵庫県警と児童虐待事案に係る連携に関する協定締結 |
| 4月 | 有年土地区画整理事業地区内における国道2号バイパス横断地下道供用開始 |
| 7月 | アース製菓(株)と包括的連携協定締結 |
| 8月 | (株)モンバルと包括的連携協定締結 |
| | 大塚製菓(株)と包括的連携協定締結 |
| 11月 | 総合計画策定「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」 |
| 12月 | 水道水源保護条例制定 |

序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

赤穂市の歩み

2030赤穂市総合計画

制作 兵庫県赤穂市

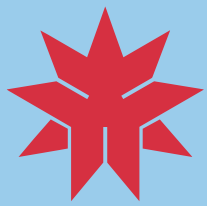
〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

TEL:0791-43-3201 (代表) FAX:0791-43-6892

URL:<http://www.city.ako.lg.jp/>

編集 市長公室 企画政策課 政策担当

発行 2021年(令和3年)3月



2030 赤穂市総合計画

